4-4-1　災害時における協定等一覧

円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定等を締結しておくなど協力体制を構築する。

No.	協定等締結日	協定等名	協定等の相手方	主な協定等内容	備　　考
1	H10. 3.26	友好町村相互応援協定	安土町（近江八幡市）	食料・生活必需品の提供及び職員派遣・児童、生徒の受入等	
2	H10. 3.26	友好町村相互応援協定	市浦村(五所川原市)	食料・生活必需品の提供及び職員派遣・児童、受入等	
3	H18.12.22	ｺｶｺｰﾗ･ｾｲｺｰﾏｰﾄ物資協定	北海道ｺｶ･ｺｰﾗﾎﾞﾄﾘﾝｸﾞ㈱ ㈱ｾｲｺｰﾏｰﾄ	飲料水・生活必需品等の提供及び支援ステーション	北海道が代表となり締結
4	H21.11.19	自動販売機協働事業協定	北海道ｺｶ･ｺｰﾗﾎﾞﾄﾘﾝｸﾞ㈱	災害対応型自動販売機の飲料水の無償提供	
5	H22. 6. 1	応援に関する申合せ	北海道開発局	大規模自然災害時における土木施設等の応急措置	
6	H22. 8. 1	ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ応急復旧支援協定	北海道ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ災害対策協議会	LPガスの供給、関連機器設置及び簡易コンロ等手配	
7	H22. 8. 1	ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ供給等協力協定	(社)北海道ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ協会道南支部	LPガスの供給、関連機器の供給	
8	H25. 3.19	道の駅防災拠点化協定	北海道開発局函館開発建設部	簡易トイレ、テント、発電機及び投光器の設置保管	
9	H25. 5.27	レンタル機材提供協定	(有)ステップ	発電機、ストーブ等調達が可能な機材提供	
10	H25. 5.27	レンタル機材提供協定	(株)共成レンテム北檜山営業所	発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等調達が可能な機材提供	
11	H25. 6.10	石油類燃料供給等協定	函館地方石油協同組合	緊急車両、避難施設、医療機関等への石油類の優先提供	
12	H25. 7.16	一時避難場所利用協定	(株)小林建設	北村オコセ地区（作業場）の一時避難所として解放	
13	H26. 1.14	一時避難場所利用協定	社会福祉法人上ノ国福祉会	施設を一時避難所として解放	
14	H26. 1.14	福祉避難所施設使用協定	社会福祉法人上ノ国福祉会	要援護者の特別養護老人ホームかみのくに荘への受入	
15	H26. 3.13	応援協定	北海道財務局	避難施設の運営補助、災害ボランティア及び支援物資等の受付事務	北海道町村会が代表となり締結
16	H26. 9.17	大規模災害時における連携に関する協定書	陸上自衛隊第１１旅団	災害応急対策活動	
17	H26.11.26	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	函館地区トラック協会	生活必需品、資機材等の輸送	
18	H27. 3.31	北海道市町村相互間応援協定	北海道、北海道市長会 北海道町村会	職員の派遣、資機材、物資、施設及び場所の提供	北海道町村会が代表となり締結
19	H29. 2.23	町内郵便局協力協定	上ノ国郵便局	車両の提供及び避難所における郵便物の収集・交付等	
20	H30. 2.28	道の駅防災用備蓄資機材及び情報提供に関する協定書	北海道開発局函館開発建設部	防災資機材及び機器の使用並びに維持管理	※H25. 3.19「道の駅道路情報提供装置設置等協定」は廃止
21	R02.12.03	道の駅協働事業細目協定	北海道ｺｶ･ｺｰﾗﾎﾞﾄﾘﾝｸﾞ㈱ 北海道開発局函館開発建設部	自動販売機のメッセージボードによる情報提供、飲料水の提供、子育て応援の推進	※H19. 7.20「道の駅協働事業協定」は廃止
消防					
1	H30.4.1	緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画	総務部危機対策局危機対策課		
2	R02.3.23	北海道広域消防相互応援協定	全国消防長会北海道支部		
3	H08.6.25	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	北海道		
4	H22.5.6	緊急消防援助隊受援計画			
5	H25.9.1	檜山広域行政組合警防規程			
6	H06.12.19	江差海上保安署と檜山広域行政組合消防本部との船舶消火に関する業務協定書	江差海上保安署		
7	H05.10.26	渡島西部広域事務組合と檜山広域行政組合の北海道広域消防相互応援協定に基づく申し合せ	渡島西部広域事務組合		

安土町、上ノ国町
災害時相互応援協定書

災害時における安土町、上ノ国町相互の応援に関する協定

安土町、上ノ国町（以下「提携町」という。）は、提携町区域において災害が発生した場合に、提携町相互の応援（以下「応援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、提携町区域において災害が発生した場合、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第６７条第１項の規定に基づき、被災町の要請に応えて、応急対策及び復旧対策について、提携町相互の応援が円滑に遂行されるよう、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器財の提供及び斡旋

(2)　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資器財、医薬品等物資の提供及び斡旋

(3)　災害応急活動に必要な職員の派遣

(4)　児童、生徒の受入れ及び斡旋

(5)　被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋

(6)　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条　被災町が応援要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第７条に定める連絡担当部局に対し電話、電信等により行うものとし、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(1)　被害の種類及び状況

(2)　第２条第１号及び第２号に掲げる応援を要する場合にあっては、物資等の品名、種類及び数量

(3)　第２条第３号に掲げる応援を要する場合にあっては、職種及び人員

(4)　第２条第４号に掲げる応援を要する場合にあっては、学年及び人数

(5)　第２条第５号に掲げる応援を要する場合にあっては、世帯数及び人員

(6)　応援場所及び応援場所への経路

(7)　応援の期間

(8)　その他必要な事項

（指揮権）

第４条　応援のため派遣された職員は、被災町の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要する経費については、次の各号に掲げるところによる。

(1)　第２条第１号、第２号、第４号及び第５号に掲げる応援を要する経費については、原則として被災町の負担

(2)　第２条第３号に掲げる応援を要する経費については、原則として応援町の負担

(3)　第２条第６号に掲げる応援を要する経費については、その都度協議して定める。

２　応援を受けた被災町において、前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災町の求めにより、応援を行った町が一時繰替支弁するものとする。

（自主応援）

第６条　提携町は、被災町との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって、必要があると認めたときは、自主的に被災町の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

２　自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災町の情報収集に要する経費は、応援を行った町において負担するものとする。

滋賀県

（連絡担当部局）

第７条　提携町は、必要な情報等を相互に交換することにより、応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（その他）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、提携町が協議して定めるものとする。

附　則

１　この協定は、平成１０年４月１日から施行する。

２　この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、提携町が署名押印の上、各１通を保有する。

平成１０年３月２６日

滋賀県蒲生郡安土町大字小中１番地の８

安土町長　仙波秀三

北海道檜山郡上ノ国町字大留１００番地

上ノ国町長　福原賢

市浦村、上ノ国町
災害時相互応援協定書

災害時における市浦村、上ノ国町相互の応援に関する協定

市浦村、上ノ国町（以下「提携町村」という。）は、提携町村区域において災害が発生した場合に、提携町村相互の応援（以下「応援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、提携町村区域において災害が発生した場合、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第６７条第１項の規定に基づき、被災町村の要請に応えて、応急対策及び復旧対策について、提携町村相互の応援が円滑に遂行されるよう、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器財の提供及び斡旋

(2)　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資器財、医薬品等物資の提供及び斡旋

(3)　災害応急活動に必要な職員の派遣

(4)　児童、生徒の受入れ及び斡旋

(5)　被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋

(6)　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条　被災町村が応援要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第７条に定める連絡担当部局に対し電話、電信等により行うものとし、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(1)　被害の種類及び状況

(2)　第２条第１号及び第２号に掲げる応援を要する場合にあっては、物資等の品名、種類及び数量

(3)　第２条第３号に掲げる応援を要する場合にあっては、職種及び人員

(4)　第２条第４号に掲げる応援を要する場合にあっては、学年及び人数

(5)　第２条第５号に掲げる応援を要する場合にあっては、世帯数及び人員

(6)　応援場所及び応援場所への経路

(7)　応援の期間

(8)　その他必要な事項

（指揮権）

第４条　応援のため派遣された職員は、被災町村の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要する経費については、次の各号に掲げるところによる。

(1)　第２条第１号、第２号、第４号及び第５号に掲げる応援を要する経費については、原則として被災町村の負担

(2)　第２条第３号に掲げる応援を要する経費については、原則として応援町村の負担

(3)　第２条第６号に掲げる応援を要する経費については、その都度協議して定める。

２　応援を受けた被災町村において、前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災町村の求めにより、応援を行った町村が一時繰替支弁するものとする。

（自主応援）

第６条　提携町村は、被災町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって、必要があると認めたときは、自主的に被災町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

２　自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災町村

の情報収集に要する経費は、応援を行った町村において負担するものとする。

（連絡担当部局）

第７条　提携町村は、必要な情報等を相互に交換することにより、応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（その他）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、提携町村が協議して定めるものとする。

附　則

１　この協定は、平成１０年４月１日から施行する。

２　この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、提携町村が署名押印の上、各１通を保有する。

平成１０年３月２６日

青森県北津軽郡市浦村大字相内字相内３４９番地の１

市浦村長　高松隆二

北海道檜山郡上ノ国町字大留１００番地

上ノ国町長　福原賢

【3. コカコーラ・セイコーマート物資協定】

町長	助役 等課 決長	課長	主幹	主査等
		高見	秦	佐藤 中里 谷口 野崎

防災第１８３６号

平成１８年１２月２２日

各市町村長　様

北海道総務部長

災害時の物資の供給等に関する協定の締結について（通知）

日頃より本道の防災対策の推進にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、道においては、「北海道地域防災計画」及び「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、市町村の要請により必要な資機材や物資の供給、斡旋を行うこととしておりますが、大規模災害時において避難者等へ一時的かつ集中的に物資等を供給する必要が生じた場合には、市町村が行う被災者支援等が適切に行われるよう体制を確保する必要があること、また、平常時から全道をカバーする企業とも協力して地域の防災力を強化する必要があることから、今般、北海道コカ・コーラボトリング（株）及び（株）セイコーマートと別添のとおり協定を締結しました。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、関係職員に周知されるとともに、当該協定に基づく対応について、よろしくお願いします。

なお、市町村におかれましては、本協定により本協定と同様の協定を北海道コカ・コーラボトリング（株）及び（株）セイコーマートと締結したものとみなすものとしておりますので、個別の協力に関する調整につきましては、協定実施細目に添付されております協定企業の事務担当者にご連絡願います。

危機対策局防災消防課
防災グループ　担当：東田（あずまだ）
TEL 011-204-5008（ダイヤルイン）

起案 18年12月27日	起案者又は報告者 佐藤　誠	
決定 年　月　日	文書番号 第　号	☑公開 □非公開 □全部 □部分 □時限
施行 年　月　日		
報告 年　月　日	非公開解除 年　月　日	
保存年限	1・3・5・10・永	

協定による協力事項等

	北海道コカ・コーラボトリング（株）	（株）セイコーマート	北　海　道
災害時	・飲料の供給・輸送、敷地等施設の提供 ・災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供 ・災害情報の道又は市町村への提供	・生活必需物資等の供給・輸送 ・災害時支援ステーション （帰宅困難者への支援、知り得た災害情報等の来店者等への提供、道案内等） ・災害情報の道又は市町村への提供	・市町村要請等のとりまとめ ・企業への要請 ・緊急通行が必要な場合の車両確認 ・本庁ロビーに設置した災害対応型自動販売機メッセージボードで災害情報を提供 など
平常時	・市町村から提供のあった地域防災マップ等を自動販売機へ貼付 ・異常情報等の道又は市町村への提供 ・防災情報メール配信登録 ・平常時からの情報交換　など	・市町村から提供のあった地域防災パンフレット等を店舗に配置 ・異常情報等の道又は市町村への提供 ・防災情報メール配信登録 ・平常時からの情報交換　など	・本庁ロビーに設置した災害対応型自動販売機メッセージボードで防災情報等を提供 ・防災・災害情報の企業への提供 ・平常時からの情報交換　など

参考～災害時の対応フロー

道	市町村	協定企業
被害状況の把握 ←	被害状況の把握・報告	
災害救助法適用時 ↓ 市町村への事務委任の告示 →	通　知 → 救助の実施（災害時随意契約） ・食品の給与 ・飲料水の供給 ・生活必需物資の給与　等	
	↓ 災害対応型自動販売機の無償提供開始 →	連　絡 → ●
支　援 ←	支援要請 ← 必要数量確保困難等	
協定に基づく要請 ・品目、数量、輸送先等 ・被災地の被害状況等 →		供給体制の確立
	契約（災害時随意契約）	
	物資等受領 ←	物資等調達・供給
● ←	● ←	被災地の被害状況等提供
● →	● → 情報提供	必要に応じ
● ←	● ←	業務実施報告
災害救助法適用時 請求 ← 国	請求 ←	請求 ← 物資等経費
● → 支払い	● → 支払い	● → 支払い

参考～平常時の協力対応フロー

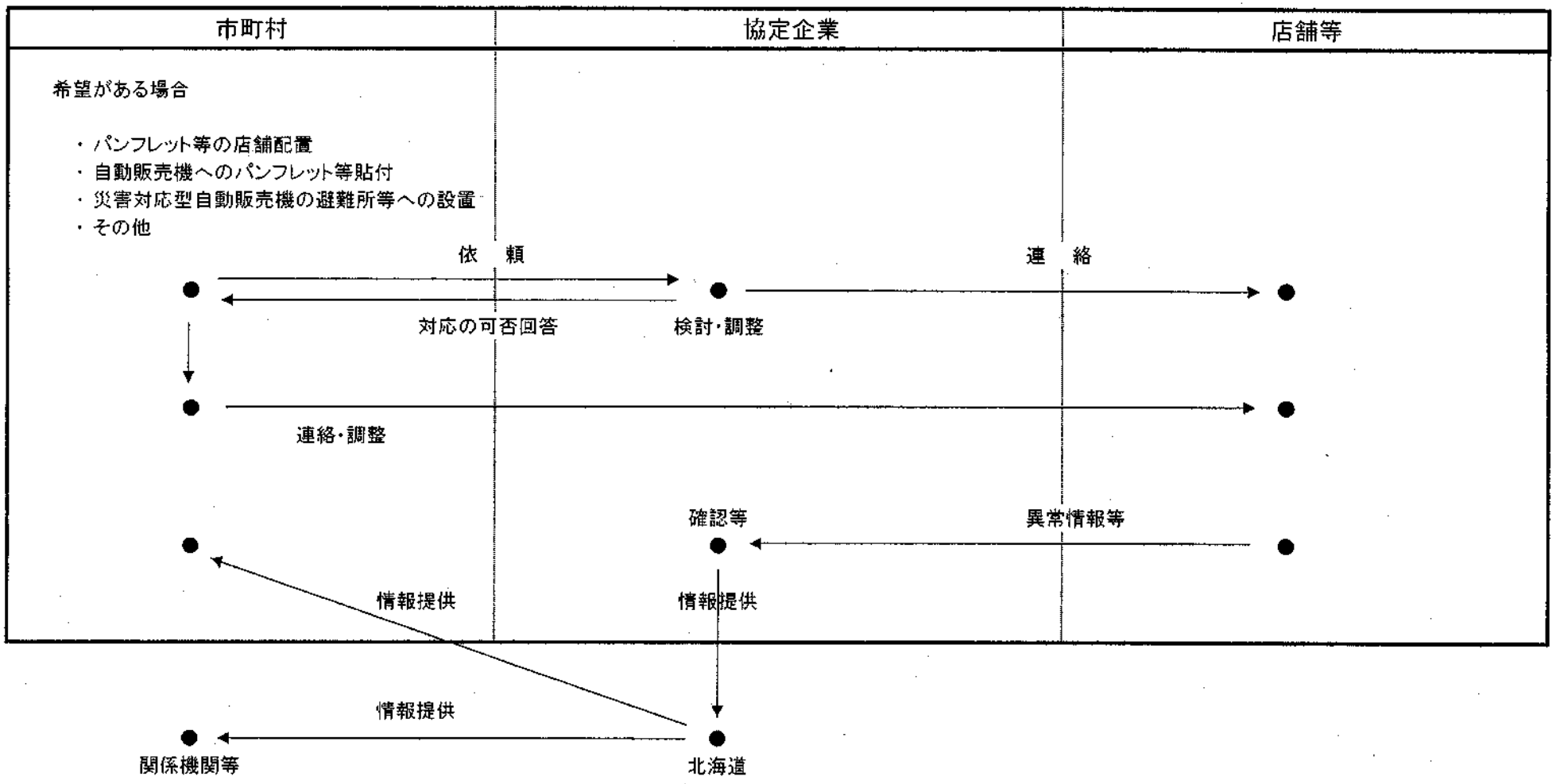

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

北海道（以下、「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

（協定の効力）

第１条　道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第１項第１号、２号及び３号については、道を経由した協力を基本とする。

（協力の内容）

第２条　乙は災害時に甲の要請があった場合、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

（１）飲料の供給
（２）現地対策本部等応急対策拠点用地として敷地を提供
（３）一時避難場所として敷地及び倉庫を提供
（４）災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
（５）その他可能な協力

２　乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

（１）自動販売機に避難所情報等を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ等を貼付
（２）市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置
（３）配送ドライバー等による災害情報の提供
（４）北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
（５）その他可能な協力

（支援の内容）

第３条　甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

（１）災害情報の提供
（２）飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
（３）庁舎等に災害対応型自動販売機を展示設置
（４）その他災害時に必要な支援

（協定事項の発効）

第４条　第２条第１項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（連絡員の派遣）
第５条　乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

（情報交換）
第６条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（実施細目の作成）
第７条　この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

（効力）
第８条 この協定の有効期間は平成１９年３月３１日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは１年間更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１８年１２月２２日

甲　　北　海　道
　　北海道知事　　高　橋　はるみ

札幌市清田区清田一条一丁目２番１号
乙　　北海道コカ・コーラボトリング株式会社
　　代表取締役専務　　角野　中原

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

（目的）

第１条　北海道（以下、「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下、「協定」という。）第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第１項に定める協力を要請することができる。

（協力実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

（飲料の品目等及び数量）

第４条　甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

２　乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

（要請の手続き）

第５条　甲の乙に対する要請手続きは、「飲料等の供給等要請書（別紙）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

２　甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（情報の提供）

第６条　甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

２　乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

（飲料の輸送）

第７条　飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

（飲料の受領）

第８条　甲又は甲に要請した市町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

（飲料の供給報告）

第９条　乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

（災害対応型自動販売機の取扱い）

第 10 条　災害対応型自動販売機の電光掲示発信情報の一切の管理及び無償提供等の判断は当該設置機関（道又は市町村）が行う。

（費用負担）

第１１条　協定第2条第１項第１号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送した者が負担するものとする。

2　供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売り価格とするものとする。

3　災害対応型自動販売機の機内在庫及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第 12 条　乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

2　甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第 13 条　協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあっては広報部長とする。

（協議）

第 14 条　この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１８年１２月２２日

甲　　北　海　道
　　北海道知事　　高　橋　はるみ

札幌市清田区清田一条一丁目２番１号
乙　　北海道コカ・コーラボトリング株式会社
　　代表取締役専務　　角野　中原

(別紙)

平成　　年　　月　　日

災害時における飲料等の供給等要請書

北海道コカ・コーラボトリング㈱
代表取締役社長　様

北 海 道 知 事

「災害時における飲料の調達等に関する協定」についての実施細目第５条の規定に基づき、次のとおり飲料等の供給等を要請します。

要請理由	
要請品目及び数量等	別表のとおり
納入場所	住所 名称 担当者　　電話
連絡先	北海道総務部　　氏名 危機対策局防災消防課 電話　２０４－５００８　　ＦＡＸ　２３１－４３１４
口頭、電話等による要請の日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分
備考	

〈別 表〉

災害時における主な供給飲料一覧

区　　分	品　　名 〔主な品目〕	容　　量 〔1箱入数〕	数　量 （要請書に添付する場合にのみ記載）
・容器入り水	・ミネラルウォーター 〔オロフレ山渓水 など〕	・2㍑ ペットボトル〔 6本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕	
・容器入り飲料	・茶系飲料 〔爽健美茶 など〕	・2㍑ ペットボトル〔 6本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕	
	・スポーツ飲料 〔アクエリアス〕	・2㍑ ペットボトル〔 6本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕	
	・炭酸飲料 〔コカ・コーラ、ファンタ など〕	・1.5㍑ ペットボトル〔 8本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕	
	・コーヒー飲料 〔ジョージア〕	・250g 缶　〔30本〕 ・190g 缶　〔24本〕	
	・果汁入り飲料 〔Ｑｏｏ（クー）〕	・1.5㍑ ペットボトル〔 8本〕 ・500ml ペットボトル〔24本〕	

道と北海道コカ・コーラとの防災協定　事務担当者名簿

所属　　総務部危機対策局防災消防課

（代表電話　231－4111
FAX　231－4314）

職	防災消防課長	主幹	主査(防災対策)
氏名	瀧上　春男	地紙　昭	東田　俊和
内線(日中のみ)	22－551	22－554	22－568
電話(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)	204－5006	204－5008	204－5008
携帯電話	090-3112-0185	090-3115-3148	090-6990-2276
メールアドレス	takigami.haruo@pref.hokkaido.lg.jp	zigami.akira@pref.hokkaido.lg.jp	azumada.toshikazu@pref.hokkaido.lg.jp
職	主任	主任	
氏名	伊東　清文	松村　啓史	
内線(日中のみ)	22－572	22－571	
電話(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)	204－5008	204－5008	
携帯電話	090-6990-2274	090-6990-2271	
メールアドレス	itou.kiyofumi@pref.hokkaido.lg.jp	matsumura.hirofumi@pref.hokkaido.lg.jp	

夜間・休日の連絡先	防災消防課宿直室
電話(直通)	231－3398
電話(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)	204－5624
FAX	231－3402

道と北海道コカ・コーラとの防災協定　事務担当者名簿

所属　　広報部

（電話　011－888－2091
FAX　011－884－3832）

災害時における緊急連絡先

職	広報部長	広報課長	総務課長
氏名	小熊章夫	竹内恒之	井馬智行
電話(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)	011－888－2091	011－888－2091	011－888－2001
携帯電話	090-9519-9050	090-7659-1340	080-1862-4477
メールアドレス	a-oguma@hokkaido.ccbc.co.jp	t-takeuchi@hokkaido.ccbc.co.jp	t-ima@hokkaido.ccbc.co.jp

夜間・休日の連絡先	守衛室
電話(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)	888－2000
FAX	―

本協定に関する問合せ先

協定全般に関する事項	広報部	011-888-2091	小熊、竹内
災害対応型自動販売機の設置および防災マップ等の貼付に関する事項	営業企画部 ベンディング企画課	011-888-2081	織田
敷地及び倉庫に関する事項	総務部	011-888-2001	井馬

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定
運　用　方　針

北海道(以下、「甲」という。)と北海道コカ・コーラボトリング株式会社(以下、「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む。)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下、「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

(協定の効力)

第1条　道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第1項第1号、2号及び3号については、道を経由した協力を基本とする。

> 運用方針～市町村は本協定により、乙と同様の協定を締結したものとみなす。
> 　なお、既に市町村が締結している協定及び今後市町村が締結する協定には影響を与えない。
> 　また、飲料の供給等については、協定の適切な運用を確保するため、道で数量等のとりまとめを行う。

(協力の内容)

第2条　乙は災害時に甲の要請があった場合、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

（1）飲料の供給
（2）現地対策本部等応急対策拠点用地として敷地を提供
（3）一時避難場所として敷地及び倉庫を提供
（4）災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
（5）その他可能な協力

2　乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

（1）自動販売機に避難所情報等を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ等を貼付
（2）市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置
（3）配送ドライバー等による災害情報の提供
（4）北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
（5）その他可能な協力

> 運用方針～第1項は災害時の協力事項、第2項は平常時からの協力事項とし、乙は可能な範囲で協力するため、協力を得られない場合もあり得る。

(支援の内容)

第3条　甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

（1）災害情報の提供
（2）飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
（3）庁舎等に災害対応型自動販売機を展示設置
（4）その他災害時に必要な支援

運用方針～（1）から（3）は道が行う支援項目とし、市町村は乙の協力がスムーズに行われるようその他災害時に必要な支援を行う。

（協定事項の発効）

第４条　第２条第１項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

運用方針～第２条第１項第１号から第３号については道の要請により発効し、第４号については、本部等設置した災害対応型自動販売機設置市町村の判断により無償提供を開始でき、無償提供開始等の連絡を要請とし、発効する。

（連絡員の派遣）

第５条　乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

運用方針～連絡員を派遣する場合は、北海道本部等へ派遣するものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

運用方針～甲の名簿交換は道が代表して行い、乙の名簿を市町村へ提供する。

（実施細目の作成）

第７条　この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

運用方針～協定の運用に係る詳細については、別に定める実施細目による。

（効力）

第８条　この協定の有効期間は平成１９年３月３１日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは１年間更新されるものとし、以降同様とする。

運用方針～解約等の意思表示がない場合、この協定は自動的に更新する。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

運用方針～協議は、道が代表して行い、変更が生ずる場合等については必要に応じ市町村と意見調整する。

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

運　用　方　針

(目的)

第１条　北海道(以下、「甲」という。)と北海道コカ・コーラボトリング株式会社(以下、「乙」という。)は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」(以下、「協定」という。)第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第２条　甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第１項に定める協力を要請することができる。

運用方針～要請できる場合は、道が本部等を設置又は本部等を設置した市町村から要請があった場合のほか、乙の協力が特に必要と認められる場合とする。 　ただし、協定第2条第１項第４号については、本部等設置市町村の判断により災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供が開始され、その旨連絡することで要請に替える。

(協力実施)

第３条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

運用方針～乙は甲の要請があった場合には、可能な範囲で積極的に協力する。

(飲料の品目等及び数量)

第４条　甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

２　乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

運用方針～要請品目、数量は災害の様態によりその都度決定する。 　また、乙の供給可能数量等については、適宜道に報告する。

(要請の手続き)

第５条　甲の乙に対する要請手続きは、「飲料等の供給等要請書(別紙)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

運用方針～別紙又は電話等により市町村→道→乙の経路で要請する。 　ただし、協定第2条第１項第４号については、口頭による連絡で要請に替える。

２　甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

運用方針～道が代表して担当者名簿の交換を行い、異動等の都度市町村へ提供する。

（情報の提供）

第６条　甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

運用方針～甲の乙に対する情報提供は、原則、道が行うこととするが、緊急かつ詳細な情報は市町村から直接乙に情報提供を行う。

２　乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

運用方針～乙の甲に対する情報提供は、原則、道に対して行い、道から市町村に対して情報提供するが、緊急かつ詳細な情報は乙から直接市町村に情報提供を行う。

（飲料の輸送）

第７条　飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

運用方針～道及び市町村は乙の輸送がスムーズに行われるよう必要な情報提供に努める。なお、状況により、道または道の指定する者（トラック協会、自衛隊等）が輸送若しくは途中引継する場合もあり得る。

（飲料の受領）

第８条　甲又は甲に要請した市町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

運用方針～供給飲料は、現地で道又は当該市町村が確認のうえ受け取る。

（飲料の供給報告）

第９条　乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

運用方針～飲料供給業務が終了した際は、乙は道及び当該市町村に供給飲料の品目及び数量について報告する。

（災害対応型自動販売機の取扱い）

第 10 条　災害対応型自動販売機の電光掲示発信情報の一切の管理及び無償提供等の判断は当該設置機関（道又は市町村）が行う。

運用方針～災害対応型自動販売機を設置した道及び市町村は、電光掲示機能により災害時はもとより平常時においても防災情報を発信するなど、地域住民の防災意識・知識の普及啓発を図る。

また、無償提供等の判断には、無償提供の開始及び終了並びに在庫の補充等が含まれる。なお、当該設置機関が無償提供等の判断をした場合には、乙に連絡する。

（費用負担）

第 11 条　協定第2条第１項第１号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲又は甲に要請した市町

村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送した者が負担するものとする。

運用方針～飲料の経費は、道又は当該市町村が負担し、輸送にかかる経費は輸送した者が負担する。

2　供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売り価格とするものとする。

運用方針～供給飲料の価格は、直近の卸売り価格とする。

3　災害対応型自動販売機の機内在庫及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

運用方針～災害対応型自動販売機の機内在庫、電光掲示情報の送信及び情報受信に係る工事費用については、乙の負担とする。

（費用の請求及び支払い）

第12条　乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

運用方針～費用の額は道及び当該市町村に通知し、確認の後、道又は当該市町村に請求する。

2　甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

運用方針～本協定による飲料の供給に基づく請求があった場合、請求を受けた日から３０日以内に支払うことを原則とする。

（連絡責任者）

第13条　協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあっては広報部長とする。

運用方針～甲の連絡責任者は、道で代表する。

（協議）

第14条　この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

運用方針～協議は、道が代表して行い、変更が生ずる場合等については必要に応じ市町村と意見調整する。

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

北海道(以下、「甲」という。)と株式会社セイコーマート(以下、「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む。)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下、「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供及び施設の活用等による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

(協定の効力)

第1条　道内にある市町村は、乙及び当該市町村に所在する乙とフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗（以下、「店舗」という。）と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第1項第1号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

(協力の内容)

第2条　乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について可能な範囲で協力するものとする。

（1）物資の供給

（2）災害時支援ステーション～徒歩帰宅者の一時立寄支援所（トイレ、水道水の提供、道路案内等）、店舗付近の見聞きした災害情報等知り得た災害情報を来店者及び甲に対して提供、近隣避難所情報等の提供・道路案内

（3）甲から提供された災害情報を店舗に提供

（4）営業の早期再開

（5）その他可能な協力

2　乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため　平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

（1）店舗付近の見聞きした異常情報を来店者及び甲に対して提供

（2）関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録

（3）防災パンフレット等の店舗配置

（4）その他可能な協力

(支援の内容)

第3条　甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

（1）災害情報の提供

（2）物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認

（3）その他災害時に必要な支援

(協定事項の発効)

第4条　第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設

置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（情報交換）
第５条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（実施細目の作成）
第６条　この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

（効力）
第７条　この協定の有効期間は平成１９年３月３１日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは１年間更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。
２　前項の協議にかかわらず、本協定につき紛争が生じた場合には、甲及び乙は、札幌地方裁判所を第一審とする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１８年１２月２２日

甲　北　海　道
北海道知事　高　橋　はるみ

札幌市中央区南９条西５丁目パーク９・５ビル
乙　株式会社セイコーマート
代表取締役社長　田中　誠

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目

（目的）

第１条　北海道（以下、「甲」という。）と株式会社セイコーマート（以下、「乙」という。）は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」（以下、「協定」という。）第2条第1項の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第２条第１項に定める協力を要請することができる。

２　甲は協力要請が見込まれる場合にはあらかじめ乙に要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書（別紙１）」を提出するものとする。

（物資の品目及び数量）

第３条　甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、乙の供給可能数量及び被害の状況に応じて決定するものとする。

（要請の手続き）

第４条　甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書（別紙２）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

２　甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（情報の提供）

第５条　甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

２　乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

（物資の輸送）

第６条　物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

（物資の受領）

第７条　甲又は甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

（業務報告）

第８条　乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）
第９条　協定第２条第１項第１号の規定により乙が供給した物資の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送した者が負担するものとする。
２　供給した物資の価格については、乙の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。

（費用の請求及び支払い）
第10条　乙は、物資供給業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。
２　甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）
第11条　協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては北海道総務部危機対策局防災消防課長、乙にあっては法務部法務課課長とする。

（協議）
第12条　この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成１８年１２月２２日

甲　北　海　道
北海道知事　高　橋　はるみ

札幌市中央区南９条西５丁目パーク９・５ビル
乙　株式会社セイコーマート
代表取締役社長　田中　誠

別紙１

物資供給可能数量報告書

平成　　年　　月　　日

北海道知事　　様

㈱セイコーマート　代表取締役社長

「災害時における物資の供給等防災協力に関する協定実施細目」第２条に基づき、当社の物資供給可能数量を次のとおり報告します。

記

供給可能数量

発災直後		発災後３日以降	
品　名	供給可能数量	品　名	供給可能数量
（調理不要の食品）		（主食＋副食品）	
おにぎり 弁　当 パ　ン 飲料水（お茶等） その他		おにぎり 弁　当 パ　ン 缶　詰 カップラーメン カップ味噌汁 飲料水（お茶等） その他	
下着類（　　）タオル（　　）懐中電灯（　　）乾電池（　　） 軍手（　）ちり紙（　　）ろうそく（　　）ウエットテッィシュ（　　） カセットボンベ（　　） ※その他 （　　）（　　）（　　）（　　） （　　）（　　）（　　）（　　） （　　）（　　）（　　）（　　）			

注：１日あたりの最大供給可能数量の概数を記入する。

別紙2

平成　　年　　月　　日

災害時における物資の供給要請書

㈱セイコーマート　代表取締役社長　様

北 海 道 知 事

「災害時における物資の供給等防災協力に関する協定実施細目」第４条の規定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

要請理由	
要請品目及び数量等	別紙のとおり
納入場所	住所 名称 担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先	北海道総務部　　氏名 危機対策局防災消防課 電話　２０４－５００８　　ＦＡＸ　２３１－４３１４
口頭、電話等による要請の日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分
物資の輸送方法（いずれかに○をつける）	・物資については、貴社において納入場所まで輸送願います。 ・物資については、○○○○（場所）において、北海道に引き渡し願います。
備考	

道とセイコーマートとの防災協定　事務担当者名簿

所属　　総務部危機対策局防災消防課

（代表電話　231－4111
FAX　231－4314）

職	防災消防課長	主幹	主査(防災対策)
氏名	瀧上　春男	地紙　昭	東田　俊和
内線(日中のみ)	22－551	22－554	22－568
電話(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)	204－5006	204－5008	204－5008
携帯電話	090-3112-0185	090-3115-3148	090-6990-2276
メールアドレス	takigami.haruo@pref.hokkaido.lg.jp	zigami.akira@pref.hokkaido.lg.jp	azumada.toshikazu@pref.hokkaido.lg.jp
職	主任	主任	
氏名	伊東　清文	松村　啓史	
内線(日中のみ)	22－572	22－571	
電話(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)	204－5008	204－5008	
携帯電話	090-6990-2274	090-6990-2271	
メールアドレス	itou.kiyofumi@pref.hokkaido.lg.jp	matsumura.hirofumi@pref.hokkaido.lg.jp	

夜間・休日の連絡先	防災消防課宿直室
電話(直通)	231－3398
電話(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)	204－5624
FAX	231－3402

道とセイコーマートとの防災協定　事務担当者名簿

所属　　(株)セイコーマート　法務部

（電話　011-511-2826
FAX　011-511-2834）

災害時における緊急連絡先

職	法務部　常務取締役	法務部渉外課　次長	法務部法務課　課長
氏名	井上　充	西浦文雄	大森慎二
電話(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)	011－511－2826	011－511－2826	011－511－2826
メールアドレス	hrd@seicomart.co.jp	hrd@seicomart.co.jp	hrd@seicomart.co.jp

注:ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽは社員共用のため、件名を「法務部　○○の件」とし、

送信後に連絡を頂くと直ぐに内容を確認できます。

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定
運　用　方　針

北海道(以下、「甲」という。)と株式会社セイコーマート(以下、「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む。)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下、「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供及び施設の活用等による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

(協定の効力)

第1条　道内にある市町村は、乙及び当該市町村に所在する乙とフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗（以下、「店舗」という。）と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第1項第1号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

> 運用方針～市町村は本協定により、乙と同様の協定を締結したものとみなす。
> なお、既に市町村が締結している協定及び今後市町村が締結する協定には影響を与えない。
> また、物資の供給等については、協定の適切な運用を確保するため、道で数量等のとりまとめを行う。

(協力の内容)

第2条　乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について可能な範囲で協力するものとする。

（1）物資の供給（本部）

（2）災害時支援ステーション（店舗）～徒歩帰宅者の一時立寄支援所（トイレ、水道水の提供、道路案内等）、店舗付近の見聞きした災害情報等知り得た災害情報を来店者及び甲に対して提供、近隣避難所情報等の提供・道路案内

（3）甲から提供された災害情報を店舗に提供（本部及び店舗）

（4）営業の早期再開（店舗）

（5）その他可能な協力（本部及び店舗）

2　乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

（1）店舗付近の見聞きした異常情報を来店者及び甲に対して提供（店舗）

（2）関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録（本部及び店舗）

（3）防災パンフレット等の店舗配置（店舗）

（4）その他可能な協力（本部及び店舗）

> 運用方針～第1項は災害時の協力事項、第2項は平常時からの協力事項とし、乙は可能な範囲で協力するため、協力を得られない場合もあり得る。

（支援の内容）

第３条　甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

（１）災害情報の提供

（２）物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認

（３）その他災害時に必要な支援

運用方針～（１）及び（２）は道が行う支援項目とし、市町村は乙の協力がスムーズに行われるようその他災害時に必要な支援を行う。

（協定事項の発効）

第４条　第２条第１項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

運用方針～災害時の協力内容は道の要請により発効するが、状況により要請を待たずに乙の自主的な判断においても協力できるものとする。

（情報交換）

第５条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

運用方針～甲の名簿交換は道が代表して行い、乙の名簿を市町村へ提供する。

（実施細目の作成）

第６条　この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

運用方針～協定の運用に係る詳細については、別に定める実施細目による。

（効力）

第７条　この協定の有効期間は平成１９年３月３１日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは１年間更新されるものとし、以降同様とする。

運用方針～解約等の意思表示がない場合、この協定は自動的に更新する。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

運用方針～協議は、道が代表して行い、変更が生ずる場合等については必要に応じ市町村と意見調整する。

２　前項の協議にかかわらず、本協定につき紛争が生じた場合には、甲及び乙は、札幌地方裁判所を第一審とする。

運用方針～紛争が生じた場合は、札幌地方裁判所を第一審とする。

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目

運　用　方　針

(目的)

第１条　北海道(以下、「甲」という。)と株式会社セイコーマート(以下、「乙」という。)は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」(以下、「協定」という。)第2条第1項の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第２条　甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第２条第１項に定める協力を要請することができる。

運用方針～要請できる場合は、道が本部等の設置又は本部等を設置した市町村から要請があった場合のほか、乙の協力が特に必要と認められる場合とする。

２　甲は協力要請が見込まれる場合にはあらかじめ乙に要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合、甲に「物資供給可能数量報告書（別紙１）」を提出するものとする。

運用方針～要請の前段で道は乙と要請受諾の可否及び対応可能数量等について事前協議を行い、その範囲内で要請を行う。

(物資の品目及び数量)

第３条　甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、乙の供給可能数量及び被害の状況に応じて決定するものとする。

運用方針～要請品目、数量は災害の様態によりその都度決定する。

(要請の手続き)

第４条　甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書（別紙２）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

運用方針～別紙２又は電話等により市町村→道→乙の経路で要請する。

２　甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

運用方針～道が代表して担当者名簿の交換を行い、異動等の都度市町村へ提供する。

(情報の提供)

第５条　甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

運用方針～甲の乙に対する情報提供は、原則、道が行うこととするが、緊急かつ詳細な情報は市町村から直接乙に情報提供を行う。

２　乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

運用方針～乙の甲に対する情報提供は、原則、道に対して行い、道から市町村に対して情報提供するが、緊急かつ詳細な情報は乙から直接市町村に情報提供を行う。

（物資の輸送）

第６条　物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

運用方針～道及び市町村は乙の輸送がスムーズに行われるよう必要な情報提供に努める。なお、状況により、道又は道の指定する者（トラック協会、自衛隊等）が輸送若しくは途中引継する場合もあり得る。

（物資の受領）

第７条　甲又は甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

運用方針～供給飲料は、現地で道又は当該市町村が確認のうえ受け取る。

（業務報告）

第８条　乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

運用方針～物資供給業務が終了した際は、乙は道及び当該市町村に供給物資の品目及び数量について報告する。

（費用負担）

第９条　協定第２条第１項第１号の規定により乙が供給した物資の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送した者が負担するものとする。

運用方針～物資の経費は、道又は当該市町村が負担し、輸送にかかる経費は輸送した者が負担する。

２　供給した物資の価格については、乙の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。

運用方針～供給物資の価格は、乙の直近の通常価格とする。

（費用の請求及び支払い）

第10条　乙は、物資供給業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

運用方針～費用の額は道及び当該市町村に通知し、確認の後、道又は当該市町村に請求する。

２　甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

運用方針～本協定による物資の供給に基づく請求があった場合、請求を受けた日から３０日以内に支払うことを原則とする。

（連絡責任者）

第11条　協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては北海道総務部危機対策局防災消防課長、乙にあっては法務部法務課課長とする。

運用方針～甲の連絡責任者は、道で代表する。

（協議）

第12条　この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

運用方針～協議は、道が代表して行い、変更が生ずる場合等については必要に応じ市町村と意見調整する。

災害対応型自動販売機による
協働事業に関する協定書

上　ノ　国　町

北海道コカ・コーラボトリング株式会社

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

上ノ国町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成１８年１２月２２日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第１条　本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

（１）　災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。

（２）　甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

（情報提供に関する事項）

第２条　災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

２．　電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（商品提供に関する事項）

第３条　乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置施設）

第４条　災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

２．甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は甲が実費弁償するものとする。

（連絡先）

第５条　甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

（甲の連絡先の表示）

名称	電話番号
上ノ国町役場（代表）	０１３９－５５－２３１１

（乙の連絡先の表示）

名称	電話番号
江差販売課（代表）	０１３９５－２－１３５５
江差販売課（函館販売部／衛星携帯）	０９０－６６９０－０８５７
本社総務部（夜間・休日／衛星携帯）	０８０－１０１７－０１３８

（守秘義務）

第６条　甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

（１）開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの

（２）開示又は知得の際、自己が所有していたもの

（３）正当な権限を有する第三者から入手したもの

２．　前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

（効力）

第７条　この協定の有効期間は締結の日から１年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは１年間更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２１年１１月１９日

甲　檜山郡上ノ国町字大留１００番地
上ノ国町長　工　藤　昇

乙　札幌市清田区清田一条一丁目２番１号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長　角野　中原

（別紙）

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定
第４条に基づく災害対応型自動販売機の設置施設

災害対応型自動販売機の設置施設の表示（上ノ国町）

設　置　施　設　名	所　　在　　地
上ノ国町総合福祉センター(１階ロビー)	上ノ国町字大留 100 番地
トライマート　（店頭）	上ノ国町字北村 161 番地 5
ショッピングこばやし　（店頭）	上ノ国町字大留 244 番地 59

以　上

【5. 応援に関する申合せ】

北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、上ノ国町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第１条　この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第２条　この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

２　この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第３条　乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第４条　甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

（１）大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合

（２）大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断をした場合

（３）その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

２　甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第５条　前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

（１）土木施設等の被害状況の把握

（２）二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）

（３）その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第６条　乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）
第７条　甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）
第８条　この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）
第９条　この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）
第１０条　この申合せは、平成２２年６月１日から適用するものとする。

平成２２年６月１日

甲　　北海道開発局長

乙　　上ノ国町長

協　定　書

災害等の発生時における上ノ国町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

災害等の発生時における上ノ国町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動支援に関する協定

上ノ国町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、上ノ国町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第１条　この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第２条第４項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）第２５条第１項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第２条　災害等の発生時に必要な応急・復旧活動支援を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第４条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第３条　この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

(1)　被災場所におけるＬＰガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
(2)　被災場所における応急措置及び復旧工事
(3)　避難場所等へのＬＰガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
(4)　ＬＰガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
(5)　大規模火災現場におけるＬＰガス設備の撤去等の安全対策
(6)　その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動支援の要請）

第４条　甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（災害対策本部会議等への参加）

第５条　乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する上ノ国町災害対策本部会議、上ノ国町国民保護対策本部会議若しくは、防災関係機関情報連絡室等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第６条　乙は、甲の要請により応急・復旧活動支援を行う場合、積極的な協力に努めるものとする。

（費用の負担）

第７条　乙が甲の要請による応急・復旧活動支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

２　前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

３　乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（災害補償）

第８条　甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

（損害の負担）

第９条　乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

（緊急用エルピーガス等の供給）

第10条　甲の要請によるエルピーガス等の供給は、「災害時におけるＬＰガス供給の協力に関する協定書」により、別途協定を締結するものとする。

（防災意識の向上等）

第11条　乙は、その協議会活動を通じて、ＬＰガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（協議事項）

第12条　この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第13条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲、乙記名のうえ各自１通を保有する。

平成２２年８月　１　日

甲　上ノ国町字大留１００番地

上ノ国町長　工　藤　昇　㊞

乙　函館市日吉町３丁目２０番３４号

北海道エルピーガス災害対策協議会

現地本部長　石　塚　元　彦　㊞

災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定書

上 ノ 国　町

(社)北海道エルピーガス協会 道南支部

災害時におけるエルピーガス供給等の協力に関する協定書

上ノ国町(以下「甲」という。)と社団法人 北海道エルピーガス協会道南支部(以下「乙」という。)とは、災害時における地域住民に必要なエルピーガス供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、北海道エルピーガス災害対策協議会規約に基づき、地震、津波等の大規模な自然災害が発生し、又は同等の影響がある災害が発生した場合、又恐れのある場合(以下「災害時」という。)は、甲と乙が相互に協力して災害時におけるエルピーガス等の供給を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定め地域住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(協力業務)

第２条　甲は、災害時において、エルピーガス供給等を必要とする時は、乙に対して供給等の協力を要請することができる。

２　甲が乙に要請する業務は、次のとおりとし、災害時に乙の可能な範囲において供給及び搬入を行うものとする。

（１）エルピーガスの供給

（２）エルピーガスを燃料として使用するために必要な関連機器

（３）　その他、甲が必要とする資機材

(要請方法)

第３条 甲は、業務を要請する場合に別記様式第１号の「災害時業務協力要請書」(以下「要請書」という。) を乙に提出するものとする。

２　前項による要請書の提出が困難な場合、口頭で要請ができるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(物資の引渡等)

第４条　物資の引渡は、要請書又は要請書の提出が困難な場合は口頭で甲が指定する場所において行うものとする。

(業務報告)

第５条乙は、業務を完了した場合に別記様式第２号の「災害時業務協力実施報告書」(以下「報告書」という。)を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の報告書に甲の指示する資料を添付させることができるものとする。

(費用の負担)

第６条　乙が供給したエルピーガス等の経費については、甲が負担するものとする。

２　前項の経費は、災害時等の直前における通常時の適正な価格を基準とし、甲、乙協議の上決定するものとする。

３　甲が負担する費用の請求及び支払いの手続きは、甲が定める方法によるものとし、請求後速やかに支払うものとする。

（情報の提供）

第７条 甲及び乙は、災害時の業務を円滑に行うため、次の情報交換を行うことができるものとする。

２　甲は、乙に対してエルピーガスの在庫量及び調達方法等について、情報提供を求めることができるものとする。

３　乙は、甲に対してエルピーガス等の搬入に必要な緊急輸送道路等の情報提供を求めることができるものとする。

（協議）

第８条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上解決するものとする。

（有効期間）

第９条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとする。但し、甲、乙は文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その１通を保有する。

平成２２年８月　１　日

甲　上ノ国町字大留１００番地
上ノ国町長　工　藤　　昇　㊞

乙　函館市日吉町３丁目２０番３４号
(社)北海道エルピーガス協会
道　南　支　部
支部長　石　塚　元　彦　㊞

別記様式第１号（協定第３条関係）

災害時業務協力要請書

平成　　年　　月　　日

(社)北海道エルピーガス協会道南支部長　様

上ノ国町長　工　藤　　昇　　印

「災害時におけるエルピーガス供給等の協力に関する協定」第３条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請致します。

１．要請担当部課等

要請担当者	部　　課　　係 電話番号　：　　～　　～ 担当者氏名　：
文書又は、口頭による要請	月　　日　（　）　　時　　分頃
災害発生種別及び要請内容	
備　　考	

２．出荷要請内容

要請物資	数量	搬入先	搬入先担当者
			氏名 電話
			氏名 電話
			氏名 電話
			氏名 電話

【8. 道の駅防災拠点化協定】

災害時における「道の駅上ノ国もんじゅ」の防災拠点化に関する協定書

国土交通省北海道開発局函館開発建設部長（以下「甲」という。）と上ノ国町長（以下「乙」という。）とは、災害時において「道の駅上ノ国もんじゅ」を防災拠点として利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火及びその他の異常な自然現象等により災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、「道の駅上ノ国もんじゅ」を防災拠点として利用することにより、地域住民及び道路利用者の避難支援並びに安全確保を図ることを目的とする。

（防災拠点化の対象施設等）

第２条　防災拠点化の対象施設（以下「対象施設」という。）は、以下の各号に掲げるとおりとする。

（１）乙が所有する「道の駅上ノ国もんじゅ」の本体施設及び駐車場

（２）「道の駅上ノ国もんじゅ」の敷地内に甲及び乙が設置保管する資機材等

（地域防災計画の位置付け）

第３条　乙は、前条第１号に定める対象施設を、地域防災計画上の避難場所と位置付けるものとする。

（災害発生時における施設の開放）

第４条　乙は、災害発生時において、第２条第１号及び第２号に定める対象施設の開放時間を地域住民及び道路利用者のために延長するとともに、状況に応じて２４時間開放するよう努めるものとする。

（防災拠点化に関する相互協力）

第５条　甲及び乙は、「道の駅上ノ国もんじゅ」を防災拠点として利用するために必要な以下の各号に掲げる事項について、相互に協力するものとする。

（１）災害情報の収集提供

（２）地域住民や道路利用者、被災者等の避難誘導等の支援

（３）防災拠点として必要な資機材等の整備

（４）防災拠点として必要な維持・管理

（５）その他防災拠点の機能として必要な事項

（利用に係る通知）

第６条　甲は、「道の駅上ノ国もんじゅ」を防災拠点として利用するに当たっては、相手方に対して、その旨を事前に通知するものとする。

２　乙は、甲が整備した機材等を利用するに当たっては、相手方に対して、その旨を事前通知するものとする。

３　前項の規定に基づく通知は、文書によることを原則とする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（利用料及び維持管理）

第７条　災害発生時における第２条に規定する対象施設の利用料は、無償とする。

２　第２条に規定する対象施設の維持管理は、原則として、施設整備等の費用負担を行った者が実施するものとする。

（対象施設の破損時の対応）

第８条　防災拠点として利用したことにより、対象施設が破損した場合の復旧に係る費用の負担方法については、その都度、甲、乙協議の上これを定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに甲、乙いずれからも申出のないときは、引き続き同一条件をもって一年間延長され、その後も同様に取り扱うものとする。

（協定外の事項）

第 10 条　この協定書に定めのない事項又は疑義が生じたときには、その都度、甲、乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲、乙が押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２５年 3 月19 日

甲　国土交通省北海道開発局
函館開発建設部長　高橋　敏彦

乙　上ノ国町長　工藤　昇

別紙

上ノ国もんじゅ防災資機材一覧（上ノ国もんじゅ保管庫）

	W	D	H	個数	商号	商品名	品番	備考
簡易トイレ	380 ×	440 ×	430	6	(株)イーストアイ	ビザ・ポータブル水洗トイレ24Lタイプ	V24L	
パーソナルテント(S)	150	150	1030	5	(株)イーストアイ	パーソナルテントSタイプ	PTAS	
パーソナルテント(L)	270	150	1105	1	(株)イーストアイ	パーソナルテントLタイプ	PTAL	身障者用
給水タンク(20L)				6	プラテック工業(株)	コック付20L水缶	BUB-20	簡易トイレ用
バルーンライト	1125 ×	490 ×	650	1	新ダイワ工業(株)	ミニライト用[台車]	SM42	台車
バルーンライト				1	新ダイワ工業(株)	バルーンヘッド	SMB43	ランプ・安定器
バルーンライト				1	新ダイワ工業(株)	バルーンヘッド	SMB43E	バルーン
バルーンライト				1	新ダイワ工業(株)	エンジン発電機	iEG900M	発電機

平成25年4月（2013）

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

上ノ国町
有限会社ステップ

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

上ノ国町（以下「甲」という。）と有限会社ステップ（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定の締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、上ノ国町区域内において地震、津波、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、その他の大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における住民生活の早期安定を図る事を目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　災害時において機材を必要とするときは、甲は乙に対して保有機材の提供についての協力を要請するものとする。

２　甲の乙に対する要請は、機材提供に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。

（機材の品目）

第３条　甲が乙に提供要請する品目は、発電機、ストーブ等、乙が機材として保有又は調達できるものとする。

２　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目及び連絡先について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、第２条の規定による甲から要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

２　乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材の引渡し）

第５条　乙は、要請を受けたときは甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引渡すものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第６条　乙が提供した機材に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

２　費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定に定めのない事項）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限りその効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２５年　５月　27日

甲　上ノ国町長　　工　藤　　昇

乙　有限会社ステップ
代表取締役　　中　野　秀

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

上ノ国町
(株)共成レンテム北檜山営業所

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

上ノ国町（以下「甲」という。）と株式会社共成レンテム北桧山営業所（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定の締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、上ノ国町区域内において地震、津波、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、その他の大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における住民生活の早期安定を図る事を目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　災害時において機材を必要とするときは、甲は乙に対して保有機材の提供についての協力を要請するものとする。

２　甲の乙に対する要請の手続きは、機材提供に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。

（機材の品目）

第３条　甲が乙に提供要請する品目は、発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等、乙が機材として保有又は調達できるものとする。

２　乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目及び連絡先について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、第２条の規定による甲から要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

２　乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材の引渡し）

第５条　乙は、要請を受けたときは甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引渡すものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第６条　乙が提供した機材に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

２　費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定に定めのない事項）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２５年　5　月　27日

甲　上ノ国町長　　工　藤　　昇

乙　株式会社共成レンテム北桧山営業所
所　長　　四　宮　亮

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

上　ノ　国　町
函館地方石油業協同組合

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

上ノ国町(以下「甲」という。)と函館地方石油業協同組合(以下「乙」という。)は、上ノ国町内に地震、風水害その他の大規模災害等、又は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)」に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む。)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 災害時などにおいて、甲は、乙及び乙の組合員(以下「乙等」という。)に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

(1) 甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油

(2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類の優先提供

(3) 乙等が取り扱う物資(第1号及び第2号で規定する石油類を除く。)の供給及び要因の動員等

(4) 乙等が給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客(外国人を含む。)等(以下「帰宅困難者等」という。)に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供

(5) 乙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ、等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供

(6) 乙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」(別記第1号様式)によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(支援の実施)

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の組合員に対し、可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を持たないで支援を実施するよう指導するものとする。

(報告手続)

第3条 乙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭

で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出しるものとする。

（経費の負担）

第４条　第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙等が供給した石油類燃料等の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として、当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第５条　供給先は、乙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（事故等）

第６条　乙等は、その石油類燃料の供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第７条　第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第８条　乙が実施した第1条の規定による業務に従事する乙等並びにその役員及び従業員について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、乙等が使用者責任において補償を行うものとする。

（協力体制の構築）

第９条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

２　甲は、乙に対し乙等の災害に関する研修等この協定の円滑な実施を図るため必要な事項について協力するものとする。

３　乙は、支援する組合員と非組合員（未加入業者）の明確化を期するため、毎年４月１日現在の組合員名簿を甲に提出するものとする。

4　甲は、災害時に、乙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、北海道の定める「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に沿って、分離・分割発注の推進等について配慮するものとする。

（協定の有効期間）

第10条　本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙からの特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成25年 6 月10 日

甲　上ノ国町
上ノ国町長　工藤

乙　函館市大手町5番10号　ニチロビル322号
函館地方石油業協同組合
理事長　和田善助

【12. 一時避難場所利用協定（株)小林建設】

災害時における一時避難場所としての利用に関する協定書

上ノ国町（以下「甲」という。）と株式会社小林建設（以下「乙」という。）とは、災害時における一時避難場所の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、上ノ国町内に地震、風水害、その他の災害等が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という）に、乙が町内オコセ地区に所有する施設を一時避難場所として利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第２条　一時避難場所の対象施設は、次のとおりとする。

（１）上ノ国町字内郷131番地の1の敷地

（２）上ノ国町字内郷133番地の1の敷地及び敷地内にある作業場

（協力要請）

第３条　甲は、災害時等に前条で規定する施設を一時避難場所として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

２　乙は、前項に掲げる要請を受けたときは、当該施設を避難場所として使用させるものとする。

（運営）

第４条　乙は、当該避難施設を使用させる場合において必要があると認めたときは、甲の職員を当該避難施設へ派遣するよう甲に要請することができるものとする。

（費用の負担）

第５条　この協定に基づく避難場所の利用料は無料とする。

２　乙が当該避難場所を甲に利用させたことに関し発生した損害のために生じた費用は、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては甲が負担するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第７条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２５年　７月　16日

甲　上ノ国町
上ノ国町長　工　藤　昇

乙　檜山郡上ノ国町字大留151番地
株式会社小林建設
代表取締役　小　林　誠

【13. 一時避難場所利用協定　社会福祉法人上ノ国福祉会】

災害時における一時避難場所としての利用に関する協定書

上ノ国町（以下「甲」という。）と社会福祉法人上ノ国福祉会（以下「乙」という。）とは、災害時における一時避難場所の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震や風水害等の災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という）に、乙が所有する施設等を一時避難場所として利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第２条　一時避難場所の対象施設等は、次のとおりとする。

（１）上ノ国町字勝山24番地の敷地

（２）上ノ国町字勝山24番地の敷地内にある利用可能な施設

（協力要請）

第３条　甲は、災害時等に前条で規定する施設等を一時避難場所として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

２　乙は、前項に掲げる要請を受けたときは、当該施設等を避難場所として使用させるものとする。

（運営）

第４条　乙は、当該避難施設等を使用させる場合において必要があると認めたときは、甲の職員を当該避難施設等へ派遣するよう甲に要請することができるものとする。

（費用の負担）

第５条　この協定に基づく避難場所の利用料は無償とする。

２　乙が当該避難場所を甲に利用させたことに関し発生した損害のために生じた費用は、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては甲が負担するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第７条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２６年１月１４日

甲　上ノ国町
上ノ国町長　工　藤　　寿

乙　檜山郡上ノ国町字勝山24番地
社会福祉法人上ノ国福祉会
理事長　若　狭　大　四　郎

【14. 福祉避難所施設使用協定】

災害時における福祉避難所としての施設使用に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、上ノ国町内に大規模な地震、風水害、その他の災害により、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、上ノ国町（以下「甲」という。）が、社会福祉法人上ノ国福祉会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「要援護者」とは、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時において、前条に規定された要援護者の存在を把握した場合は、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

２　乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第４条　避難する施設は、次に掲げる施設とする。

所在地　上ノ国町字勝山24番地

施設名　特別養護老人ホーム　かみのくに荘

（手続き）

第５条　第３条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（避難者の移送）

第６条　甲の要請に基づき、乙が受け入れを承認した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第７条　甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

２　甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

（費用の負担）

第８条　乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途、甲と協議するものとする。

（受入可能人数の把握）

第９条　甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第10条　乙は、業務上知り得た要援護者又はその家族等の情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第12条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２６年１月１４日

甲　上ノ国町
上ノ国町長　工　藤　　昇

乙　檜山郡上ノ国町字勝山２４番地
社会福祉法人　上ノ国福祉会
理事長　若　狭　大　四　郎

別添２

写

「災害時の応援に関する協定」締結に伴う委任状

「災害時の応援に関する協定」を、北海道知事、北海道財務局長、北海道市長会長、北海道町村会長の四者により締結するため、添付された案のとおり、当職甲に代わり、貴職　北海道町村会長乙を代理人として定め、協定を締結することを委任いたします。

委任状本書１通は乙が保管し、甲はその写しを保管するものといたします。

協定書本書は乙が保管し、甲はその写しを保管するものといたします。

平成２６年　３月 13 日

甲　北海道檜山郡上ノ国町村長　　工　藤　　昇　　印

乙　　北海道町村会長　　寺　島　　光一郎　　印

写

災害時の応援に関する協定

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（以下「丙」）の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「丁」という。）は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第74条の3の規定に基づく甲の乙又は丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、乙又は丙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

（定義）

第2条　この協定で、「相当規模の災害」とは、次の各号に掲げる災害をいう。

（1）　法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は法第28条の2に規定する緊急災害対策本部が設置された災害

（2）　災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害

（3）　乙に法第23条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの

（被害情報の収集・伝達）

第3条 相当規模の災害が発生した場合は、甲、乙及び丙相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

2 甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

（支援の内容）

第4条 甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

（1）　避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）

（2）　災害ボランティア及び支援物資等の受付事務

（3）　有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業

（4）　り災証明書申請受付及び発行に関する事務

（5）　り災建物判定にかかる現地調査補助

（6）　その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

（応援の要請）

第5条 相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第4条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対し電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出するものとする。

2　丙からの要請については、乙を経由するものとする。

（応援の実施）

第6条 甲は、乙又は丙から第5条に基づく要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上、可能な応援を行うものとする。

（自主応援）

第7条 甲は、乙若しくは被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第5条第1項の規定による要請があったものとみなす。

（費用負担）

第8条 甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附　則

1　この協定は、平成２６年３月２８日から施行する。

2　この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲、乙及び丁記名押印の上、各自１通を保有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

平成２６年　３月２８日

甲　財務省北海道財務局
北海道財務局長　鈴木正俊

乙　北海道
北海道知事　斉藤はるみ

北海道市長会
北海道市長会長　田岡克介

丁

北海道町村会
北海道町村会長　寺島光一

【16. 大規模災害時における連携に関する協定書】

大規模災害時等における連携に関する協定書

江差町、上ノ国町、厚沢部町及び乙部町の各町（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第１１旅団第２８普通科連隊（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害をいう。）に際し、連携し迅速かつ円滑な災害応急対策活動を行い、住民の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（情報連絡に係る手段の確保及び体制の充実）

第１条　甲及び乙は、災害に係る情報の連絡及び共有を円滑にするため、複数の情報連絡手段を確保するとともに、平素から情報連絡体制の充実を図るものとする。

（資料等の共有）

第２条　甲及び乙は、応急対策活動が円滑に行われるよう、災害に関する計画及び災害応急対策資機材保管状況等の関係資料を共有するとともに、関係資料の作成又は修正を行う場合には、意見を聴取するなど連携を図るものとする。

（防災訓練、会議等への参加等）

第３条　甲及び乙は、甲又は乙が主催する災害に関する防災訓練、会議等に積極的に参加するものとする。

２　甲及び乙は、防災訓練等の実施においては、効果的に行うとともに、訓練内容の検証により必要に応じ災害に関する計画の見直しを行い、災害応急対策体制の整備等を図るものとする。

（災害の発生する恐れがある場合の対応）

第４条　甲は、災害の発生する恐れがある場合は、災害の予測及び災害対応の態勢状況等の情報を乙に連絡するものとする。

２　前項の規定により情報を受けた乙は、必要に応じ甲の設置する警戒本部等に連絡幹部を派遣するものとする。

３　甲は、北海道に対し自衛隊の災害派遣要請の依頼を必要とする場合は、あらかじめ乙に対し災害派遣を必要とする情報等の提供を行うものとする。

４　前項の規定により情報を受けた乙は、円滑に災害応急対策を実施できるよう、災害派遣準備等を行うものとする。

５　何らかの理由により、第１項の規定による連絡を甲が行うことができない場合は、乙の判断により連絡幹部を派遣する等、速やかに甲との連絡手段を確保するものとする。

（災害発生時における連絡調整所）

第５条　甲は、災害発生により自衛隊による災害派遣が行われる場合は、情報等の共有を図るとともに、適切な災害応急対策を行うため、乙が設置する連絡調整所を甲の庁舎又は敷地内に設置できるよう配慮するものとする。

（活動拠点の設置）

第６条　甲は、乙が災害応急対策のために活動拠点を設置する必要がある場合は、場所、広さ等の調整を行い、甲が指定する場所を乙に提供するものとする。

（費用弁償等）

第７条　北海道の災害派遣要請により、乙が甲の地域において実施する災害応急対策活動に要する費用は、次項に規定するものを除き甲が負担するものとし、甲が負担する費用の項目等必要な事項については、別に定めるものとする。

２　災害応急対策活動を実施した場合の費用のうち、次に掲げるものは、乙の負担とする。

(1)　災害派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費並びに装備品等の燃料費及び修理費並びに記録に関する費用等

(2)　災害応急対策活動中に発生した賠償に係る費用

３　乙が甲に物品の無償貸与又は無償譲渡を行う場合は、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令によるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書５通を作成し、甲乙署名の上、各自その１通を保有する。

平成26年9月16日

甲　江差町長　照井誉之介

甲　上ノ国町長　工藤

甲　厚沢部町長　渡田正己

甲　乙部町長　寺島光一郎

乙　陸上自衛隊　第１１旅団
第２８普通科連隊長
１等陸佐　吉原和宏

【17. 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書】

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定

上ノ国町（以下「甲」という。）と一般社団法人函館地区トラック協会（以下「乙」という。）は，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，甲の地域に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に，甲と乙とが相互に協力して物資等の緊急輸送を迅速かつ円滑に行うため，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定における災害とは，災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項に規定する災害をいう。

（要請する業務）

第３条　甲が乙に要請する業務は，次の各号のとおりとする。

(1) 被災者支援に必要な生活必需品等の輸送

(2) 災害応急対策に必要な資機材等の輸送

(3) その他甲が必要と認めた業務

（要請の実施）

第４条　この協定に定める災害時の要請は，原則として，甲が災害対策本部を設置し，その本部の決定に基づき実施するものとする。

（業務遂行への配慮）

第５条　甲は，乙が第３条における業務を行う際には，災害対策に使用する車両として通行できるよう配慮するものとする。

２　甲は，輸送に支障を来さないよう，関係機関と連携を図り安全確保に努め，必要に応じて乙へ指示するものとする。

（要請の手続）

第６条　甲は，業務を要請する場合，別記第１号様式の「災害時業務協力要請書」（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。

２　前項による要請書の提出が困難な場合は，口頭で要請できるものとし，その後速やかに要請書を提出するものとする。

（業務の実施）

第７条　乙は，甲の要請に基づく業務を実施する場合，やむを得ない事情がない限り，甲以外の依頼による業務に優先して実施するものとする。

２　乙は，業務の公益性を考慮し，次の各号の事項に留意するものとする。

(1) 地域住民，特に被災者に配慮した適切な方法で実施すること。

(2) 業務の実施にあたっては，法令遵守および個人情報保護を徹底すること。

(3) 業務の実施に際し，疑義が生じた場合は，独自に判断せず，甲の指示を仰ぐこと。

（業務報告）

第８条　乙は，業務が完了した場合，別記第２号様式の「災害時協力業務実施報告書」（以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。

２　前項による報告書には，甲が別に指示する資料を添付しなければならない。

（費用負担等）

第９条　乙が実施した第３条の業務にかかる費用は，甲が負担するものとし，それ以外の要請に基づかない業務にかかる費用は，乙が負担する。

２　甲が負担する費用の価格は，平常時における適正な価格等を基準に，甲，乙協議して決定する。

３　甲が負担する費用の請求および支払いの手続きは，甲が定める方法により，速やかに行うものとする。

（事故等）

第１０条　乙が使用する車両が故障，その他の理由により運行を中断したときは，乙は速やかに当該車両を交換し，その運行を継続するよう努めなければならない。

２　乙は，輸送に際し，事故が発生したときは，甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（体制の構築）

第１１条　乙は，甲が要請する業務を，迅速かつ円滑に実施できるよう，非常時の体制を構築し，平常時から，業務に従事する者等に十分な周知を図るものとする。

２　乙は，前項の体制について，次の各号の書類を作成し，甲に提出するものとする。

(1) 非常時の連絡網

(2) 非常時の人員体制

(3) 業務の実施に必要な車両の保有状況

(4) 業務の実施に必要な資格（運転免許等）の保有者

(5) その他甲が必要と認める事項

３　乙は，構築された体制がさらに強化されるよう，訓練や研修等に努めるとともに，業務に従事する者に対し，防災に関する資格の取得を推奨し，支援するよう努めるものとする。

（地域との連携）

第１２条　乙は，業務を迅速かつ円滑に実施するためには，地域住民との密接な連携，情報共有，信頼関係の醸成が重要であることを認識し，平常時においては，甲および自主防災組織等が実施する防災訓練，防災活動へ積極的に参加するよう努めるものとする。

（損害の負担）

第１３条　乙が実施した第３条の業務により，自らの責任に帰する理由により甲，および第三者に損害を与えた時は，乙はその賠償の責任を負うものとする。

２　甲および第三者に与えた損害の起因が明らかに災害による場合においては，甲が負担するものとする。

３　責任の所在が不明確な場合においては，甲，乙協議して決定するものとする。

（災害補償）

第１４条　乙が実施した第３条の業務に従事した者が，その業務により負傷し，もしくは疾病にかかり，または死亡した場合の災害補償については，乙の使用者責任において行うものとする。

（連絡責任者）

第１５条　この協定の実施に関する連絡責任者は，甲においては上ノ国町総務課長，乙においては一般社団法人函館地区トラック協会専務理事とする。

（配慮事項）

第１６条　乙は，甲からの要請業務の実施に支障がない範囲で，地域住民および自主防災組織等と連携して，災害等に関する情報の収集および提供，救助救出活動，初期消火活動，避難誘導などの実施に努めるものとする。

（有効期間）

第１７条　この協定の有効期間は，協定締結の日から平成２７年３月３１日までとし，有効期間満了の１か月前までに，甲，乙いずれからも申し出がない場合は，さらに１年間延長するものとし，以後も同様とする。

（協議）

第１８条　この協定に定めのない事項については，その都度甲，乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本協定書を２通作成し，甲，乙記名押印のうえ，各自その１通を保有する。

平成２６年１１月２６日

甲　上ノ国町
上ノ国町長　工　藤

乙　函館市西桔梗町５５５番地３２
一般社団法人函館地区トラック協会
会　長　東　谷　武　彦

別記第１号様式（第６条関係）

災害時業務協力要請書

平成　　年　　月　　日

一般社団法人函館地区トラック協会
会長　　様

上ノ国町長　　㊞

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定第６条の規定に基づき，次のとおり協力を要請します。

１　要請理由等

要請担当者	課　　職名 氏名　　電話番号
口頭による要請日時	平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分頃
要請理由	

２　要請内容

輸送物資名	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自)　月　日 (至)　月　日	輸送元 輸送先	
		(自)　月　日 (至)　月　日	輸送元 輸送先	
		(自)　月　日 (至)　月　日	輸送元 輸送先	
		(自)　月　日 (至)　月　日	輸送元 輸送先	

別記第２号様式（第８条関係）

災害時協力業務実施報告書

平成　　年　　月　　日

上ノ国町長　　様

一般社団法人函館地区トラック協会
会長　　㊞

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定第８条の規定に基づき，次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

輸送日	輸送物資および数量	輸送区間	輸送回数	従事者延人数	従事車両台数	備考
月　日	物資名： 数　量：	輸送元： 輸送先：	延　回	人	台	
月　日	物資名： 数　量：	輸送元： 輸送先：	延　回	人	台	
月　日	物資名： 数　量：	輸送元： 輸送先：	延　回	人	台	
月　日	物資名： 数　量：	輸送元： 輸送先：	延　回	人	台	
月　日	物資名： 数　量：	輸送元： 輸送先：	延　回	人	台	
月　日	物資名： 数　量：	輸送元： 輸送先：	延　回	人	台	
月　日	物資名： 数　量：	輸送元： 輸送先：	延　回	人	台	

写

「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」及び「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目」締結に伴う委任状

「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」及び「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目」を、北海道知事、北海道市長会長、北海道町村会長の三者により締結するため、添付された案のとおり、当職甲に代わり、貴職　北海道町村会長乙を代理人として定め、協定を締結することを委任いたします。

委任状本書１通は乙が保管し、甲はその写しを保管するものといたします。

協定書本書は乙が保管し、甲はその写しを保管するものといたします。

平成２７年　３月　２日

甲　上ノ国町長　工藤　昇　印

乙　北海道町村会長　寺島　光一郎　印

写

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第１項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の８第１項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

２　前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第２条　応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　災害応急対策に従事する職員の派遣

(2)　災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん

(3)　被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん

(4)　広域一時滞在等による被災住民の受入れ

(5)　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第３条　応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第４条　道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第５条　道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第６条　応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

(1)　第１要請　被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請

(2)　第２要請　被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請

(3)　第３要請　被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

（応援等の要請の手続）

第７条　被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

(1)　被害の種類及び状況

(2)　職員の職種別人員

(3)　車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数

(4)　資機材及び物資等の品名、数量等

(5)　受入れを求める被災住民の人数等

(6)　応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路

(7)　応援等の期間

(8)　前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

２　応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

３　前２項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第１要請及び第２要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

（応援等の経費の負担）

第８条　応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

２　応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

３　前２項の規定により難い場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

（自主応援）

第９条　知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

２　自主応援については、第７条第１項の規定による被災市町村の長からの要請が

あったものとみなす。

3　自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

（他の協定との関係）

第10条　この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

（その他）

第11条　この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2　この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年３月31日から施行する。

平成20年６月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自１通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年３月31日

北海道
北海道知事　　高　橋　はるみ

北海道市長会
北海道市長会長　田　岡　克　彦

北海道町村会
北海道町村会長　寺　島　光一郎

別　表

地　域　区　分	構　成　市　町　村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石 狩 振 興 局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日 高 振 興 局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜 山 振 興 局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留 萌 振 興 局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根 室 振 興 局	根室振興局管内の市町

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定（以下「協定」という。）第11条第２項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定第５条に規定する連絡担当部局は、別表第１のとおりとする。

（応援等の要請の方法）

第３条　協定第７条第１項に規定する応援等の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

（応援等の要請等の連絡系統）

第４条　協定第７条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第２を基本とする。

（経費負担の内容等）

第５条　協定第８条第１項に規定する応援等を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1)　職員の災害応急対策への従事　応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額

(2)　備蓄物資及び資機材　当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費

(3)　調達物資及び資機材　当該物資及び資機材の購入費及び輸送費

(4)　車両、船艇、機械器具等借上料　燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5)　施設の提供　借上料

(6)　その他協定に基づき実施した応援等に係る経費　その実施に要した額

２　協定第８条第２項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

３　応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

４　応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあっては要請市町

村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあっては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5　前各項の規定により難い場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

（その他）

第６条　この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附　則

この実施細目は、平成27年３月31日から施行する。

平成20年６月10日に締結された実施細則は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自１通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年３月31日

北海道
北海道知事　　高　橋　はる子

北海道市長会
北海道市長会長　田　岡　克　彦

北海道町村会
北海道町村会長　寺　島　光一郎

別表第１

連絡担当部局（北海道）

担当部課名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク電話番号	FAX番号	備考
				番号	(内線)	種別			
本庁	自然災害等	総務部危機対策局	危機対策課	011-204-5008	22-568	直通	6-210-22-568 IP専用電話(非常時用) 6-210-9100	011-231-4314	
	国民保護			011-204-5014	22-592			011-232-1273	
空知総合振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0126-20-0033	2191	直通	6-450-2191 IP専用電話(非常時用) 6-450-9100	0126-25-8144	
	国民保護								
石狩振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	011-204-5818	34-326	直通	6-210-34-326 IP専用電話(非常時用) 6-210-9100	011-232-1070	
	国民保護								
後志総合振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0136-23-1345	2191	直通	6-350-2191 IP専用電話(非常時用) 6-350-9100	0136-22-0948	
	国民保護								
胆振総合振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0143-24-9570	2191	直通	6-750-2191 IP専用電話(非常時用) 6-750-9100	0143-22-5170	
	国民保護								
日高振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0146-22-9075	2191	直通	6-610-2191 IP専用電話(非常時用) 6-610-9100	0146-22-6542	
	国民保護								
渡島総合振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0138-47-9430	2191	直通	6-250-2191 IP専用電話(非常時用) 6-250-9100	0138-47-9203	
	国民保護								
檜山振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0139-52-6470	2191	直通	6-310-2191 IP専用電話(非常時用) 6-310-9100	0139-52-5781	
	国民保護								
上川総合振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0166-46-5918	2191	直通	6-550-2191 IP専用電話(非常時用) 6-550-9100	0166-46-5204	
	国民保護								
留萌振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0164-42-8426	2191	直通	6-410-2191 IP専用電話(非常時用) 6-410-9100	0164-42-2596	
	国民保護								
宗谷総合振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0162-33-2526	2191	直通	6-510-2191 IP専用電話(非常時用) 6-510-9100	0162-33-2644	
	国民保護								
オホーツク総合振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0152-41-0625	2191	直通	6-650-2191 IP専用電話(非常時用) 6-650-9100	0152-44-7261	
	国民保護								
十勝総合振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0155-26-9023	2191	直通	6-850-2191 IP専用電話(非常時用) 6-850-9100	0155-22-0185	
	国民保護								
釧路総合振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0154-43-9144	2191	直通	6-710-2191 IP専用電話(非常時用) 6-710-9100	0154-42-2116	
	国民保護								
根室振興局	自然災害等	地域政策部	地域政策課	0153-24-4799	2191	直通	6-810-2191 IP専用電話(非常時用) 6-810-9100	0153-23-6182	
	国民保護								

連絡担当部局（市町村）

市町村名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク電話番号	FAX番号	備考
				番号	(内線)	種別			
空知総合振興局									
夕張市	自然災害等 国民保護	消防本部	管理課	0123-53-4121		代表		0123-53-4123	
岩見沢市	自然災害等 国民保護	総務部	防災対策室	0126-23-4111	426	代表	6-461-99 IP専用電話(非常時用) 6-461-9100	0126-23-6019	
美唄市	自然災害等 国民保護	総務部	危機管理対策室	0126-62-3131	2130	代表	6-462-3-2130 IP専用電話(非常時用) 6-462-9100	0126-62-1088	
芦別市	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0124-22-2111	210	代表	6-463-3-210 IP専用電話(非常時用) 6-463-9100	0124-22-9696	
赤平市	自然災害等 国民保護		総務課	0125-32-2211	332	代表	6-464-3-332 IP専用電話(非常時用) 6-464-9100	0125-32-5033	
三笠市	自然災害等 国民保護	消防本部	生活安全センター	01267-2-7777		直通	6-465-3-278 IP専用電話(非常時用) 6-465-9100	01267-2-2578	
滝川市	自然災害等 国民保護	総務部	総務課防災危機対策室	0125-28-8003	1661	ダイヤルイン	6-466-99 IP専用電話(非常時用) 6-466-9100	0125-23-5775	
砂川市	自然災害等 国民保護	総務部	市長公室課	0125-54-2121	367	代表	6-467-3-367 IP専用電話(非常時用) 6-467-9100	0125-54-2568	
歌志内市	自然災害等 国民保護		総務課	0125-42-3211	303	代表	6-468-3-303 IP専用電話(非常時用) 6-468-9100	0125-42-4111	
深川市	自然災害等 国民保護	企画総務部	総務課自治防災室	0164-26-2215	229	代表	6-469-99 IP専用電話(非常時用) 6-469-9100	0164-22-8134	
南幌町	自然災害等 国民保護		総務課	011-378-2121	228	代表	6-472-3-228 IP専用電話(非常時用) 6-472-9100	011-378-2131	
奈井江町	自然災害等 国民保護		まちづくり課	0125-65-2112	221	ダイヤルイン	6-473-99 IP専用電話(非常時用) 6-473-9100	0125-65-2809	
上砂川町	自然災害等 国民保護		総務課	0125-62-2011	211	代表	6-474-3 IP専用電話(非常時用) 6-474-9100	0125-62-3773	
由仁町	自然災害等 国民保護		総務まちづくり課	0123-83-2111		直通	6-475-3-221 IP専用電話(非常時用) 6-475-9100	0123-83-3020	
長沼町	自然災害等 国民保護		総務政策課	0123-88-2111	222	代表	6476-3-222 IP専用電話(非常時用) 6476-9100	0123-88-4836	
栗山町	自然災害等 国民保護		総務課	0123-73-7501	338	代表	6-477-3-338 IP専用電話(非常時用) 6-477-9100	0123-72-3179	
月形町	自然災害等 国民保護		総務課	0126-53-2321	220	直通	6-478-99 IP専用電話(非常時用) 6-478-9100	0126-53-4373	
浦臼町	自然災害等 国民保護		総務課	0125-68-2111	225	代表	6-479-99 IP専用電話(非常時用) 6-479-9100	0125-68-2285	
新十津川町	自然災害等 国民保護	災害対策事務局	(総務課内)	0125-76-2131	2213	ダイヤルイン	6-480-2213 IP専用電話(非常時用) 6-480-9100	0125-76-2785	
妹背牛町	自然災害等 国民保護		総務課	0164-32-2411	121 122	代表	6-481-3-122 IP専用電話(非常時用) 6-481-9100	0164-32-2290	

連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク電話番号	FAX番号	備考
				番号	(内線)	種別			
秩父別町	自然災害等 国民保護		総務課	0164-33-2111	30	代表	6-482-3 IP専用電話(非常時用) 6-482-9100	0164-33-3466	
雨竜町	自然災害等 国民保護		総務課	0125-77-2211	15	ダイヤルイン	6-483-99 IP専用電話(非常時用) 6-483-9100	0125-78-3122	
北竜町	自然災害等 国民保護		総務課	0164-34-2111	221	代表	6-484-3 IP専用電話(非常時用) 6-484-9100	0164-34-2117	
沼田町	自然災害等 国民保護		総務財政課	0164-35-2111	211	代表	6-485-3-206 IP専用電話(非常時用) 6-485-9100	0164-35-2393	
石狩振興局									
札幌市	自然災害等 国民保護	危機管理対策部	危機管理対策課	011-211-3062		直通	6-220-3-3062 IP専用電話(非常時用) 6-220-9100	011-218-5115	
江別市	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	011-381-1407		直通	6-221-3-2283 IP専用電話(非常時用) 6-221-9100	011-381-1070	
千歳市	自然災害等 国民保護	総務部	危機管理課	0123-24-0144		直通	6-222-3-333 IP専用電話(非常時用) 6-222-9100	0123-22-8852	
恵庭市	自然災害等 国民保護	総務部	基地・防災課	0123-33-3131	2243	代表	6-223-3-2242 IP専用電話(非常時用) 6-223-9100	0123-33-3175	
北広島市	自然災害等 国民保護	総務部	危機管理課	011-372-3311	652	代表	6-224-3-648 IP専用電話(非常時用) 6-224-9100	011-373-2903	
石狩市	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0133-72-3190		直通	6-225-3-319 IP専用電話(非常時用) 6-225-9100	0133-75-2275	
当別町	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0133-23-2330		代表	6-226-3-253 IP専用電話(非常時用) 6-226-9100	0133-23-3206	
新篠津村	自然災害等 国民保護		総務課	0126-57-2111	214	代表	6-227-3-216 IP専用電話(非常用) 6-227-9100	0126-57-2226	
後志総合振興局									
小樽市	自然災害等 国民保護	総務部	総務課(防災担当)	0134-32-4111	441	代表	6-360-3-441 IP専用電話(非常時用) 6-360-9100	0134-25-9955	
島牧村	自然災害等 国民保護		総務課防災対策室	0136-75-6265		直通	6-361-3 IP専用電話(非常時用) 6-361-9100	0136-75-6216	
寿都町	自然災害等 国民保護		企画課	0136-62-2608		直通	6-362-3 IP専用電話(非常用) 6-362-9100	0136-62-3431	
黒松内町	自然災害等 国民保護		総務課	0136-72-3311	23 25	代表	6-363-3 IP専用電話(非常用) 6-363-9100	0136-72-3316	
蘭越町	自然災害等 国民保護		総務課企画防災対策室	0136-57-5111	206	代表	6-364-3-231 IP専用電話(非常用) 6-364-9100	0136-57-5112	
ニセコ町	自然災害等 国民保護		総務課	0136-44-2121	130	代表	6-365-3 IP専用電話(非常時用) 6-365-9100	0136-44-3500	
真狩村	自然災害等 国民保護		総務企画課	0136-45-2121	13	代表	6-366-3 IP専用電話(非常時用) 6-366-9100	0136-45-3162	
留寿都村	自然災害等 国民保護		企画課	0136-46-3131	131	代表	6-367-3 IP専用電話(非常時用) 6-367-9100	0136-46-3545	

連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク電話番号	FAX番号	備考
				番号	(内線)	種別			
喜茂別町	自然災害等 国民保護		総務課	0136-33-2211	26	代表	6-368-3 IP専用電話(非常時用) 6-368-9100	0136-33-3877	
京極町	自然災害等 国民保護		総務課	0136-42-2111	22	代表	6-369-3-22 IP専用電話(非常時用) 6-369-9100	0136-42-3155	
倶知安町	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0136-56-6000		直通	6-370-3-213 IP専用電話(非常時用) 6-370-9100	0136-23-2044	
共和町	自然災害等		総務課	0135-73-2011	221	代表	6-371-3-221 IP専用電話(非常時用) 6-371-9100	0135-73-2288	
	国民保護		企画振興課	0135-73-2011	231		6-371-3-231 IP専用電話(非常用) 6-371-9100	0135-73-2288	
	原子力災害				232		6-371-3-232 IP専用電話(非常時用) 6-371-9100		
岩内町	自然災害等 国民保護	総務部	総務財政課	0135-62-1011	235	代表	6-372-3 IP専用電話(非常時用) 6-372-9100	0135-62-3465	
泊村	自然災害等 国民保護	総務部	企画振興課	0135-75-2677		直通	6-373-3 IP専用電話(非常時用) 6-373-9100	0135-75-3168	
神恵内村	自然災害等 国民保護		総務課	0135-76-5011	212	代表	6-374-3-212 IP専用電話(非常時用) 6-374-9100	0135-76-5544	
積丹町	自然災害等 国民保護		総務課	0135-44-2112		直通	6-375-3-213 IP専用電話(非常時用) 6-375-9100	0135-44-2125	
古平町	自然災害等 国民保護		企画課	0135-42-2181	27	代表	6-376-13 IP専用電話(非常時用) 6-376-9100	0135-42-3583	
仁木町	自然災害等 国民保護		企画課	0135-32-3953	255 313	直通	6-377-3 IP専用電話(非常時用) 6-377-9100	0135-32-2700	
余市町	自然災害等 国民保護	総務部	企画政策課	0135-21-2142	128	直通	6-378-3-128 IP専用電話(非常時用) 6-378-9100	0135-21-2144	
赤井川村	自然災害等 国民保護		総務課(企画広報係) 総務課(総務係)	0135-34-6211	29 26	代表	6-379-3 IP専用電話(非常時用) 6-379-9100	0135-34-6644	
胆振総合振興局									
室蘭市	自然災害等 国民保護	総務部	防災対策課	0143-22-1111	2207	代表	6-760-99 IP専用電話(非常時用) 6-760-9100	0143-25-2603	
苫小牧市	自然災害等 国民保護	市民生活部	危機管理室	0144-32-6111 0144-32-6280	2231	代表 直通	6-761-99 IP専用電話(非常時用) 6-761-9100	0144-33-0474	
登別市	自然災害等 国民保護	総務部	総務グループ	0143-85-1130		直通	6-762-99 IP専用電話(非常時用) 6-762-9100	0143-85-1108	
伊達市	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0142-23-3331	242	代表	6-763-99 IP専用電話(非常時用) 6-763-9100	0142-23-4414	
豊浦町	自然災害等 国民保護		総務課	0142-83-1417		直通	6-764-3271 IP専用電話(非常時用) 6-764-9100	0142-83-2938	
壮瞥町	自然災害等 国民保護		総務課	0142-66-2121		代表	6-766-11 IP専用電話(非常時用) 6-766-9100	0142-66-7001	

連絡担当部局（市町村）

市町村名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク電話番号	FAX番号	備考
				番号	(内線)	種別			
白老町	自然災害等 国民保護		総務課	0144-85-3080	179	ダイヤルイン	6-769-99 IP専用電話(非常時用) 6-769-9100	0144-82-4391	
厚真町	自然災害等 国民保護		総務課	0145-27-2321	215	代表	6-772-99 IP専用電話(非常時用) 6-772-9100	0145-27-2328	
洞爺湖町	自然災害等 国民保護	総務部	企画防災課	0142-74-3004		直通	6-765-99 IP専用電話(非常時用) 6-765-9100	0142-74-2121	
安平町	自然災害等 国民保護		総務課	0145-22-2511		直通	6-770-3-121 IP専用電話(非常時用) 6-770-9100	0145-22-2026	
むかわ町	自然災害等 国民保護		総務企画課	0145-42-2411	2511 2521	代表	6-773-99 IP専用電話(非常時用) 6-773-9100 FAX 6-773-10	0145-42-2711	衛星電話 080-2863-2938
日高振興局									
日高町	自然災害等 国民保護		総務課	01456-2-5131	124 125	代表	6-622-3 IP専用電話(非常時用) 6-622-9100	01456-2-5615	
平取町	自然災害等 国民保護		総務課	01457-2-2221	116	代表	6-621-3-116 IP専用電話(非常時用) 6-621-9100	01457-2-2277	
新冠町	自然災害等 国民保護		総務課	0146-47-2111	217	代表	6-623-3-217 IP専用電話(非常時用) 6-623-9100	0146-47-2600	
浦河町	自然災害等 国民保護		総務課危機管理室	0146-22-2311	205	代表	6-626-3-205 IP専用電話(非常時用) 6-626-9100	0146-22-1240	
様似町	自然災害等 国民保護		総務課	0146-36-2111	210	代表	6-627-3-210 IP専用電話(非常時用) 6-627-9100	0146-36-2662	
えりも町	自然災害等 国民保護		企画課	01466-2-4612	774	直通	6-628-3-774 IP専用電話(非常時用) 6-628-9100	01466-2-4633	
新ひだか町	自然災害等 国民保護	総務企画部	総務課	0146-43-2111	246	代表	6-624-3-246 IP専用電話(非常時用) 6-624-9100	0146-43-3900	
渡島総合振興局									
函館市	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0138-21-3648	3648	直通	6-260-3-3648 IP専用電話(非常時用) 6-260-9100	0138-27-6489	
北斗市	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0138-73-3111	212	代表	6-265-3-212 IP専用電話(非常時用) 6-265-9100	0138-73-6970	
松前町	自然災害等 国民保護		総務課	0139-42-2275	238	代表	6-261-3 IP専用電話(非常時用) 6-261-9100	0139-46-2048	
福島町	自然災害等 国民保護		総務課	0139-47-3001	311	代表	6-262-3-311 IP専用電話(非常時用) 6-262-9100	0139-47-4504	
知内町	自然災害等 国民保護		総務企画課	01392-5-6161	32	代表	6-263-3 IP専用電話(非常時用) 6-263-9100	01392-5-7166	
木古内町	自然災害等 国民保護		総務課	01392-2-3131	213	代表	6-264-3 IP専用電話(非常時用) 6-264-9100	01392-2-3622	
七飯町	自然災害等 国民保護	総務部	総務財政課	0138-65-2511	211	代表	6-267-3-211 IP専用電話(非常時用) 6-267-9100	0138-66-2054	
鹿部町	自然災害等 国民保護		総務・防災課	01372-7-2111		代表	6-272-3 IP専用電話(非常時用) 6-272-9100	01372-7-3086	

連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク電話番号	FAX番号	備考
				番号	(内線)	種別			
森町	自然災害等 国民保護		防災交通課	01374-7-1282	231	直通	6-274-3-231 IP専用電話(非常時用) 6-274-9100	01374-2-3244	
八雲町	自然災害等 国民保護		総務課	0137-62-2111	209	代表	6-275-3-209 IP専用電話(非常時用) 6-275-9100	0137-62-2120	
長万部町	自然災害等 国民保護		総務課	01377-2-2451	221	直通	6-276-3-221 IP専用電話(非常時用) 6-276-9100	01377-2-4884	
檜山振興局									
江差町	自然災害等 国民保護		建設水道課	0139-52-1020	313	代表	6-320-3311 IP専用電話(非常時用) 6-320-9100	0139-52-0234	
上ノ国町	自然災害等 国民保護		総務課	0139-55-2311		代表	6-321-3207 IP専用電話(非常時用) 6-321-9100	0139-55-2025	
厚沢部町	自然災害等 国民保護		総務政策課	0139-64-3311		代表	6-322-3- IP専用電話(非常時用) 6-322-9100	0139-67-3311	
乙部町	自然災害等 国民保護		総務課	0139-62-2311		代表	6-323-3 IP専用電話(非常時用) 6-323-9100	0139-62-2939	
奥尻町	自然災害等 国民保護		総務課	01397-2-3111		代表	6-326-3 IP専用電話(非常時用) 6-326-9100	01397-2-3445	
今金町	自然災害等 国民保護		まちづくり推進課	0137-82-0111		代表	6-329-3133 IP専用電話(非常時用) 6-329-9100	0137-82-3262	
せたな町	自然災害等 国民保護		総務課	0137-84-5111		代表	6-328-31221 IP専用電話(非常時用) 6-328-9100	0137-84-4657	
上川総合振興局									
旭川市	自然災害等 国民保護	防災安全部	防災課	0166-33-9969	直通	代表	6-560-3-67-611-412 IP専用電話(非常時用) 6-560-9100	0166-33-9936	
士別市	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0165-23-3121	2202	代表	6-561-99 IP専用電話(非常時用) 6-561-9100	0165-22-1934	
名寄市	自然災害等 国民保護	総務部	防災・法制・総務担当	01654-3-2111	3327	代表	6-562-99 IP専用電話(非常時用) 6-562-9100	01654-2-5644	
富良野市	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0167-39-2300		ダイヤルイン	6-563-99 IP専用電話(非常時用) 6-563-9100	0167-23-2120	
鹿栖町	自然災害等 国民保護		総務企画課	0166-87-2111	117	代表	6-564-99 IP専用電話(非常時用) 6-564-9100	0166-87-2196	
東神楽町	自然災害等 国民保護		総務課	0166-83-2111	216	代表	6-565-99	0166-83-4180	
当麻町	自然災害等 国民保護		総務企画課	0166-84-2111	213	代表	6-566-3-213 IP専用電話(非常時用) 6-566-9100	0166-84-4883	
比布町	自然災害等 国民保護		総務企画課	0166-85-2111	116 125	代表	6-567-99 IP専用電話(非常時用) 6-567-9100	0166-85-2389	
愛別町	自然災害等 国民保護		総務企画課	01658-6-5111	215	代表	6-568-3 IP専用電話(非常時用) 6-568-9100	01658-6-5110	
上川町	自然災害等 国民保護		企画総務課	01658-2-4063		直通	6-569-3 IP専用電話(非常時用) 6-569-9100	01658-2-1220	

連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク電話番号	FAX番号	備考
				番号	(内線)	種別			
東川町	自然災害等 国民保護		企画総務課	0166-82-2111	221	代表	6-570-3-380 IP専用電話(非常時用) 6-570-9100	0166-82-3644	
美瑛町	自然災害等 国民保護		総務課	0166-92-1111	2224	代表	6-571-99 IP専用電話(非常時用) 6571-9100	0166-92-4414	
上富良野町	自然災害等 国民保護		総務課	0167-45-6960 0167-45-6400		ダイヤルイン	6-572-3 IP専用電話(非常時用) 6-572-9100	0167-45-5362	
中富良野町	自然災害等 国民保護		総務課	0167-44-2122		ダイヤルイン	6-573-99 IP専用電話(非常時用) 6-573-9100	0167-44-2127	
南富良野町	自然災害等 国民保護		総務課	0167-52-2112	115	代表	6-574-99 IP専用電話(非常時用) 6-574-10	0167-52-2922	
占冠村	自然災害等 国民保護		総務課	0167-56-2121		ダイヤルイン	6-575-99 IP専用電話(非常時用) 6-575-9100	0167-56-2164	
和寒町	自然災害等 国民保護		総務課	0165-32-2421	215	代表	6-5760-99	0165-32-4238	
剣淵町	自然災害等 国民保護		総務課	0165-34-2121	271	代表	6-577-3-211 IP専用電話(非常時用) 6-577-9100	0165-34-2590	
下川町	自然災害等 国民保護		税務住民課	01655-4-2511	112	代表	6-580-99 IP専用電話(非常時用) 6-580-9100	01655-4-2517	
美深町	自然災害等 国民保護		総務課	01656-2-1611		ダイヤルイン	6-581-99 IP専用電話(非常時用) 6581-9100	01656-2-1626	
音威子府村	自然災害等 国民保護		総務課	01656-5-3311	29	代表	6-582-99 IP専用電話(非常時用) 6-582-9100	01656-5-3837	
中川町	自然災害等 国民保護		総務課	01656-7-2811		代表	6583-3-336 IP専用電話(非常時用) 6583-9100	01656-7-2594	
幌加内町	自然災害等 国民保護		総務課	0165-35-2121	116	代表	6-486-99 IP専用電話(非常時用) 6-486-9100	0165-35-2127	
留萌振興局									
留萌市	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0164-56-5005	232 233	直通	6-420-3-233 IP専用電話(非常時用) 6-420-9100	0164-43-9778	
増毛町	自然災害等 国民保護		総務課	0164-53-1111	213	代表	6-421-3-213 IP専用電話(非常時用) 6-421-9100	0164-53-2348	
小平町	自然災害等 国民保護		企画総務課	0164-56-2111	208	代表	6-422-3-208 IP専用電話(非常時用) 6-422-9100	0164-56-2110	
苫前町	自然災害等 国民保護		総務財政課	0164-64-2211	213	代表	6-423-3-213 IP専用電話(非常時用) 6-423-9100	0164-64-2142	
羽幌町	自然災害等 国民保護		総務課	0164-62-1211	211	代表	6-424-3-211 IP専用電話(非常時用) 6-424-9100	0164-62-1219	
初山別村	自然災害等 国民保護		総務課	0164-67-2211	23	代表	6-425-3 IP専用電話(非常時用) 6-425-9100	0164-67-2298	

連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク電話番号	FAX番号	備考
				番号	(内線)	種別			
遠別町	自然災害等 国民保護		総務課	01632-7-2111	216	代表	6-426-3 IP専用電話(非常時用) 6-426-9100	01632-7-3695	
天塩町	自然災害等 国民保護		住民課	01632-2-1001	124	代表	6-427-3 IP専用電話(非常時用) 6-427-9100	01632-2-2464	
宗谷総合振興局									
稚内市	自然災害等 国民保護	総務部	防災安全課	0162-23-6380		直通	6-520-3-580 IP専用電話(非常時用) 6-520-9100	0162-23-3350	
猿払村	自然災害等 国民保護		総務課	01635-2-3131		代表	6-521-3 IP専用電話(非常時用) 6-521-9100	01635-2-3812	
浜頓別町	自然災害等 国民保護		総務課	01634-2-2345		代表	6-522-3 IP専用電話(非常時用) 6-522-9100	01634-2-4766	
中頓別町	自然災害等 国民保護		総務課	01634-6-1111		代表	6-523-325 IP専用電話(非常時用) 6-523-9100	01634-6-1155	
枝幸町	自然災害等 国民保護		総務課	0163-62-1234		代表	6-524-3-213 IP専用電話(非常時用) 6-524-9100	0163-62-3353	
豊富町	自然災害等 国民保護		総務課	0162-82-1001		代表	6-526-3 IP専用電話(非常時用) 6-526-9100	0162-82-2806	
礼文町	自然災害等 国民保護		総務課	0163-86-1001		代表	6-527-3 IP専用電話(非常時用) 6-527-9100	0163-86-1007	
利尻町	自然災害等 国民保護		総務課	0163-84-2345		代表	6-528-3 IP専用電話(非常時用) 6-528-9100	0163-84-3553	
利尻富士町	自然災害等 国民保護		総務課	0163-82-1112		直通	6-529-3 IP専用電話(非常時用) 6-529-9100	0163-82-1253	
幌延町	自然災害等 国民保護		総務課	01632-5-1111		代表	6-428-3-139 IP専用電話(非常時用) 6-428-9100	01632-5-2971	
オホーツク総合振興局									
北見市	自然災害等 国民保護	総務部防災対策・危機管理室	防災対策・危機管理課	0157-25-1171		直通	6-660-3-256 IP専用電話(非常時用) 6-660-9100	0157-25-6932	
網走市	自然災害等 国民保護	企画総務部	総務課	0152-44-6111	268	代表	6-661-3-266 IP専用電話(非常時用) 6-661-9100	0152-43-5404	
紋別市	自然災害等 国民保護	総務部	庶務課	0158-24-2111	401	代表	6-662-3-207 IP専用電話(非常時用) 6-662-9100	0158-24-6925	
美幌町	自然災害等 国民保護	総務部	防災グループ	0152-73-1111	319	代表	6-665-3-214 IP専用電話(非常時用) 6-665-9100	0152-72-4869	
津別町	自然災害等 国民保護		総務課	0152-76-2151	208	代表	6-666-3-207 IP専用電話(非常時用) 6-666-9100	0152-76-2978	
斜里町	自然災害等 国民保護	総務部	企画総務課	0152-23-3131	213	代表	6-667-3-213 IP専用電話(非常時用) 6-667-9100	0152-23-4150	
清里町	自然災害等 国民保護		総務課	0152-25-2131		直通	6-668-3 IP専用電話(非常時用) 6-668-9100	0152-25-3571	

連絡担当部局（市町村）

市町村名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク電話番号	FAX番号	備考
				番号	(内線)	種別			
小清水町	自然災害等 国民保護		総務課	0152-62-4470		直通	6-669-3-222 IP専用電話(非常時用) 6-669-9100	0152-62-4198	
訓子府町	自然災害等 国民保護		総務課	0157-47-2112		直通	6-671-3-211 IP専用電話(非常時用) 6-671-9100	0157-47-2600	
置戸町	自然災害等 国民保護		町づくり企画課	0157-52-3312		直通	6-672-3-224 IP専用電話(非常時用) 6-672-9100	0157-52-3353	
佐呂間町	自然災害等 国民保護		総務課	01587-2-1211		直通	6-674-3 IP専用電話(非常時用) 6-674-9100	01587-2-3368	
遠軽町	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0158-42-4811		直通	6-677-3 IP専用電話(非常時用) 6-677-9100	0158-42-3688	
湧別町	自然災害等 国民保護		総務課	01586-2-2112		直通	6-680-3 IP専用電話(非常時用) 6-680-9100	01586-2-2511	
滝上町	自然災害等 国民保護		住民生活課	0158-29-2111	230	代表	6-682-3 IP専用電話(非常時用) 6-682-9100	0158-29-3588	
興部町	自然災害等		総務課	0158-82-2131	311	代表	6-683-3-311 IP専用電話(非常時用) 6-683-9100	0158-82-2990	
	国民保護		住民課		234		6-683-3-234 IP専用電話(非常時用) 6-683-9100	0158-82-4058	
西興部村	自然災害等 国民保護		企画総務課	0158-87-2111		直通	6-684-3-60 IP専用電話(非常時用) 6-684-9100	0158-87-2777	
雄武町	自然災害等 国民保護		住民生活課	0158-84-2121	225	代表	6-685-3-225 IP専用電話(非常時用) 6-685-9100	0158-84-2844	
大空町	自然災害等 国民保護		総務課	0152-74-2111		直通	6-664-3-223 IP専用電話(非常時用) 6-664-9100	0152-74-2191	
十勝総合振興局									
帯広市	自然災害等 国民保護	総務部	総務課防災係	0155-24-4111 0155-65-4103	1230	代表 直通	6-860-3-1253 6-860-3-1240 IP専用電話(非常時用) 6-860-9100	0155-23-0151	
音更町	自然災害等 国民保護	総務部	情報・防災課	0155-42-2111	242	代表	6-861-99 IP専用電話(非常時用) 6-861-9100	0155-42-2117	
士幌町	自然災害等 国民保護		総務企画課	01564-5-5211	1222	直通	6-862-1222 IP専用電話(非常時用) 6-862-9100	01564-5-4304	
上士幌町	自然災害等 国民保護		総務課	01564-2-2111	236	代表	6-863-3-241 IP専用電話(非常時用) 6-863-9100	01564-2-4637	
鹿追町	自然災害等 国民保護		町民課	0156-66-2311	171	代表	6-864-99 IP専用電話(非常時用) 6-864-9100	0156-66-1020	
新得町	自然災害等 国民保護		総務課	0156-64-5111	110	代表	6-865-99 IP専用電話(非常時用) 6-865-9100	0156-64-4013	
清水町	自然災害等 国民保護		総務課	0156-62-2111	202	代表	6-866-99 IP専用電話(非常時用) 6-866-9100	0156-62-5116	
芽室町	自然災害等 国民保護		総務課	0155-62-2611	237	代表	6-867-99 IP専用電話(非常時用) 6-867-9100	0155-62-4599	

連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク電話番号	FAX番号	備考
				番号	(内線)	種別			
中札内村	自然災害等		総務課	0155-67-2311	127	代表	6-868-3120 IP専用電話(非常時用) 6-868-9100	0155-68-3911	
	国民保護								
更別村	自然災害等		総務課	0155-52-2111	201	ダイヤルイン	6-850-6869 IP専用電話(非常時用) 6-850-9100	0155-52-2812	
	国民保護								
大樹町	自然災害等		企画課	01558-6-2113		直通	6-871-99 IP専用電話(非常時用) 6-871-9100	01558-6-2495	
	国民保護								
広尾町	自然災害等		企画課	01558-2-0184	221	直通	6872-3-223 IP専用電話(非常時用) 6872-9100	01558-2-4833	
	国民保護								
幕別町	自然災害等	民政部	町民課	0155-54-6601		直通	6-873-99 IP専用電話(非常時用) 6-873-9100	0000-55-3008	
	国民保護	総務部	総務課	0155-54-6608		直通	6-873-3	0155-54-3727	
池田町	自然災害等		総務課	015-572-3111	202	直通	6-874-99 IP専用電話(非常時用) 6-874-9100	015-572-5158	
	国民保護								
豊頃町	自然災害等		総務課	015-574-2211	221	代表	6-875-3-222 IP専用電話(非常時用) 6-875-9100	015-574-3750	
	国民保護								
本別町	自然災害等		住民課	0156-22-8128		直通		0156-22-5950	
	国民保護		総務課	0156-22-2141	206	代表	6-876-99 IP専用電話(非常時用) 6-876-9100	0156-22-3237	
足寄町	自然災害等		総務課企画財政室	0156-25-2141	311	代表	6-877-99 IP専用電話(非常時用) 6-877-9100	0156-25-6178	
	国民保護								
陸別町	自然災害等		総務課	0156-27-2141	216	代表	6-878-99 IP専用電話(非常時用) 6-878-9100	0156-27-2797	
	国民保護								
浦幌町	自然災害等		総務課	015-576-2111	213	代表	6-6879-3-213 IP専用電話(非常時用) 6-6879-9100	015-576-2519	
	国民保護								
釧路総合振興局									
釧路市	自然災害等	総務部	防災危機管理課	0154-23-5151	2210	代表	6-720-32210 IP専用電話(非常時用) 6-720-9100	0154-23-5180	
	国民保護								
釧路町	自然災害等		総務課	0154-62-2111	223	代表	6-721-3223 IP専用電話(非常時用) 6-721-9100	0154-62-2713	
	国民保護								
厚岸町	自然災害等		総務課	0153-52-3131	223	代表	6-722-3223 IP専用電話(非常時用) 6-722-9100	0153-52-3138	
	国民保護								
浜中町	自然災害等		防災対策室	0153-62-2111	137	代表	6-723-3137 IP専用電話(非常時用) 6-723-9100	0154-62-2229	
	国民保護								
標茶町	自然災害等		総務課	015-485-2111	213	代表	6-724-3213 IP専用電話(非常時用) 6-724-9100	015-485-4111	
	国民保護								
弟子屈町	自然災害等		総務課	015-482-2191	308	代表	6-725-3309 IP専用電話(非常時用) 6-725-9100	015-482-2696	
	国民保護								
鶴居村	自然災害等		総務課	0154-64-2111	15	代表	6-727-315 IP専用電話(非常時用) 6-727-9100	0154-64-2577	
	国民保護								
白糠町	自然災害等		地域防災課	01547-2-2171	222	代表	6-728-3222 IP専用電話(非常時用) 6-728-9100	01547-2-4659	
	国民保護								

連絡担当部局(市町村)

市町村名	担当部(局)名		担当課名	NTT電話番号			道総合行政情報ネットワーク電話番号	FAX番号	備考
				番号	(内線)	種別			
根室振興局									
根室市	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0153-23-6111	2223	代表	6-820-3-2222 IP専用電話(非常時用) 6-820-9100	0153-24-8692	
別海町	自然災害等 国民保護	総務部	防災交通課	0153-75-2111	2116	代表	6-821-3 IP専用電話(非常時用) 6-821-9100	0153-75-0371	
中標津町	自然災害等 国民保護	総務部	総務課	0153-73-3111	317	代表	6-822-3-317 IP専用電話(非常時用) 6-822-9100	0153-73-5333	
標津町	自然災害等 国民保護		住民生活課	0153-82-2131	126	代表	6-823-3-125 IP専用電話(非常時用) 6-823-9100	0153-82-3011	
羅臼町	自然災害等 国民保護		総務課	0153-87-2111	2226	代表	6-824-3 IP専用電話(非常時用) 6-824-9100	0153-87-2916	

別表第2

連 絡 系 統 図

第1要請（同一の総合振興局又は振興局地域の市町村への要請）

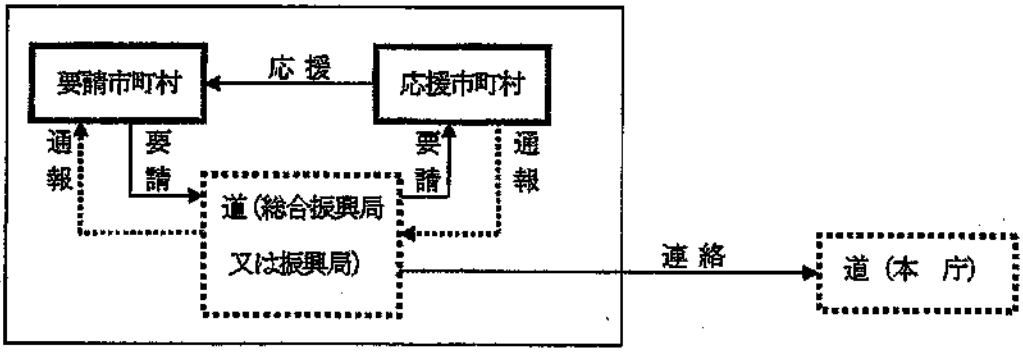

（注）総合振興局若しくは振興局との連絡がとれない場合、又は総合振興局若しくは振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

第2要請（他の総合振興局又は振興局地域の市町村への要請）

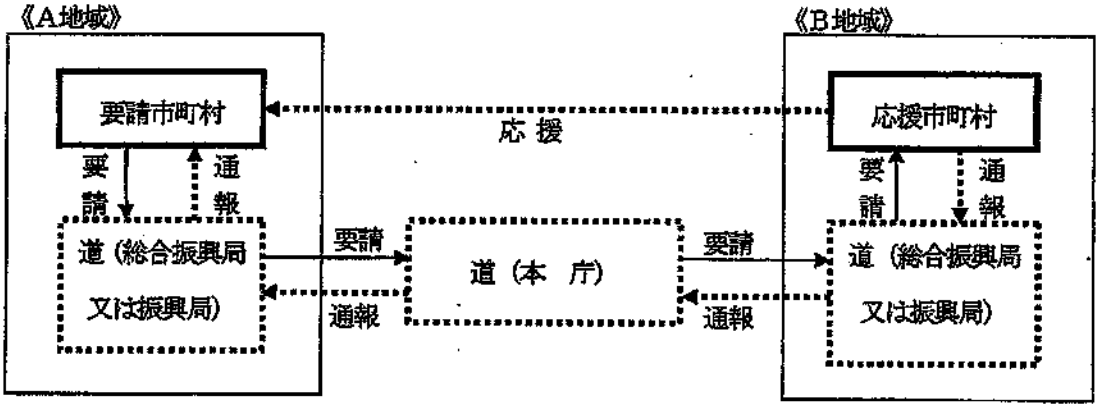

（注）総合振興局若しくは振興局との連絡がとれない場合、又は総合振興局若しくは振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

第3要請（道への要請）

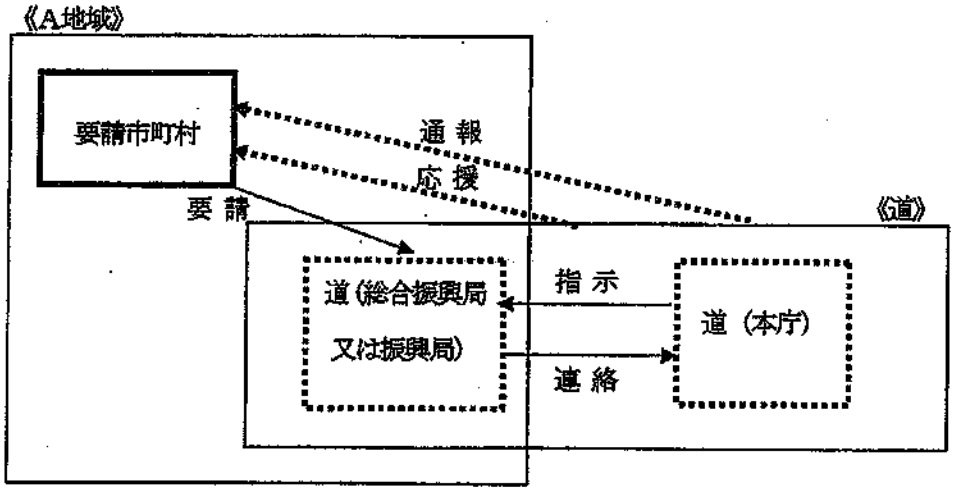

【19. 町内郵便局協力協定】

災害発生時における上ノ国町と上ノ国町内郵便局の協力に関する協定

桧山郡上ノ国町(以下「甲」という。)と上ノ国町内郵便局(以下「乙」という。)は、上ノ国町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２条第１号に定める被害をいう。

(協力要請)

第２条　甲及び乙は、上ノ国町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第７条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲　上ノ国町　総務課長

乙　上ノ国郵便局長

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、２０１７年　４月　１日から２０１８年３月３１日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自１通を保有する。

２０１７年 2 月 23 日

甲　住所

桧山郡上ノ国町字大留１００

上ノ国町長　　工藤

乙　住所

上ノ国町内郵便局

代表　日本郵便株式会社　北海道支社長

中江　紳悟　印

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

年　月　日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局
に開示します。

☐ 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。
（※承諾の場合は、☐内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】　上ノ国町役場　電話:0139－55－2311

届出者氏名	

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒　　－

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

・ご自宅への配達

・現在避難している場所

〒　　－

・その他への配達　⇒　郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	（姓）	（名）
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名②	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名③	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名④	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名⑤	（姓）	（名）
事業所名			

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

年　月　日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

☐ 本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。
（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】　上ノ国郵便局　電話：0139－55－2660

届出者氏名	

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒　－

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

・ご自宅への配達

・現在避難している場所

〒　－

・その他への配達　⇒　一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	（姓）	（名）
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名②	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名③	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名④	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名⑤	（姓）	（名）
事業所名			

【20. 道の駅防災用備蓄資機材及び情報提供に関する協定書】

「道の駅防災用備蓄資機材及び情報提供装置」に関する協定書

北海道開発局函館開発建設部長（以下「甲」という。）と上ノ国町長（以下「乙」という。）とは、「防災用備蓄資機材（倉庫含む）」（以下「資機材」という。）及び「情報提供装置（道路情報提供モニター、映像コントローラー及び収納部）」（以下「機器」という。）に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、資機材及び機器の使用並びに維持管理等に関する事項を定め、災害発生時の避難者の支援及び国道等の被災情報の提供並びに復旧作業の迅速化を図ることを目的とする。

（資機材及び機器の設置）

第２条　乙は、甲に対し資機材及び機器の設置場所を無償で提供するものとし、甲は資機材及び機器の設置を行う。

２　機器に必要な電源は、乙のものを使用する。

３　機器の仕様及び設置台数は別紙のとおりとする。

４　防災用備蓄倉庫に設置する資機材は「防災用備蓄資機材使用管理簿」にて整理し、品目、数量等は別途締結する『「道の駅防災用備蓄資機材」に関する確認書』に定めるものとする。

（財産の帰属）

第３条　財産については、原則として整備に要する費用を負担した甲又は乙に帰属するものとする。

（資機材の貸与等）

第４条　資機材は、災害発生等の緊急時に無償貸与することとする。この場合において、乙は、事前に甲の承諾を受けることとし（江差道路事務所に電話連絡を行う。）、具体的な手続きは、別添資料による。

２　災害発生時の資機材の使用については、甲を優先するものとする。ただし、被災状況、緊急性等に応じ、甲乙協議のうえ乙が優先的に使用することとした場合は、この限りではない。

３　乙は、資機材の使用に当たって、慎重かつ適正に取り扱うこととする。

４　乙が使用した消耗資材については、同等品の資材の同数を、乙が返納することとする。ただし、国道の復旧に要した場合は、この限りでない。

５　乙が使用する資機材の運転に必要な燃料、運搬車両については、乙が用意し、その費用を負担するものとする。

６　乙の使用により資機材に故障又は損傷が生じた場合は、乙の責により修理を行うこととする。

7　乙の使用により第三者に損害を与えた場合は、乙が賠償の責を負うものとする。

8　甲、乙以外に近隣市町村において災害が発生し、当該市町村、消防署等に資機材を無償貸与する場合にあっては、乙は、必要に応じ防災用備蓄倉庫の解錠等の作業を担任するものとする。

（資機材の維持管理）

第５条　資機材の維持管理（保守点検、修理、移設、交換）に要する費用は、甲が負担する。

2　防災用備蓄倉庫の鍵は、甲、乙双方で厳重に保管することとする。

3　乙は、善良な管理者の注意をもって、次に掲げる業務の管理を必要に応じ行うものとする。

（１）防災用備蓄倉庫の施錠

（２）防災用備蓄倉庫内の換気及び清掃

（３）資機材の状況及び数量の確認

4　資機材を使用する場合にあっては、防災用備蓄倉庫内からの資機材の出し入れに必要な除雪を資機材の使用者が行うものとする。

5　乙は、資機材に異常を確認した場合は、その旨を甲に連絡するとともに、立入防止等の応急対策を講じるものとする。

（機器の維持管理等）

第６条　甲は、機器が正常に機能するよう機器の保守点検、修理、その他必要な維持管理を行うものとする。また、甲は、機器へのデータ送信が適切に行われるように努めるものとする。

2　乙は、善良な管理者の注意をもって、次に掲げる日常の管理を必要に応じ行うものとする。

（１）機器の電源の「入」・「切」を行うこと。

（２）機器の清掃を行うこと。

（３）機器の動作確認を行うこと。

3　乙は、機器に異常を確認した場合は、その旨を甲に連絡するとともに、安全対策及び利用者の案内掲示などの応急的な対応を行うものとする。

（機器の改良等）

第７条　甲又は乙は、機器の改良、交換又は移設の必要が生じた場合は、あらかじめ相手側と協議しなければならない。

（資機材および機器に関する経費の負担）

第８条　乙は、次項に掲げる経費を負担するものとする。

（１）機器に係る電気料及び公共料金

（２）第５条第３項から第５項に係る費用

（３）第６条第２項及び第３項に係る費用

（資機材及び機器の設置期間）

第９条　防災用備蓄倉庫（資機材含む）及び機器の設置期間は、設置した日から平成３４年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも申出のないときは、この期間を１年間延長し、その後も同様に扱うものとする。

（協定の解除）

第10条　甲及び乙は、協議の上、必要に応じこの協定を解除することができる。

２　前項の規定により協定を解除したときは、甲の負担により資機材及び機器の撤去を行うこととし、現状復旧するものとする。

（協定外の事項）

第11条　この協定に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じた事項については、甲乙協議してこれを定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。なお、平成２５年３月１９日付け『「道路情報提供装置」の設置等に関する協定書』は廃棄し、内容は本協定に移行して継続するものとする。

平成３０年　２月２８日

甲　住　所　函館市大川町１番27号
　　氏　名　北海道開発局函館開発建設部長　菊　池　一　郎

乙　住　所　檜山郡上ノ国町字大留100番地
　　氏　名　上ノ国町長　工　藤

【21. 道の駅協働事業細目協定】

『道の駅』における協働事業に関する細目協定書

北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「甲」という。）、上ノ国町（以下「乙」という。）、国土交通省北海道開発局函館開発建設部（以下「丙」という。）は、「道の駅（上ノ国もんじゅ）」における協働事業の実施に関して、平成１９年９月２８日に締結した「協働事業の実施に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第３条第１項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第１条　本協働事業は、地域及び道路利用者の安全・安心の補完並びに地域振興活動の充実を目的として、「道の駅」に設置した甲所有のネットワーク接続されたメッセージボード付自動販売機（以下「お知らせ道ねっと自販機」という。）及びおむつや液体ミルク等を販売する自動販売機（以下「子育て応援自販機」という。）を通じて、以下のサービスを提供するものである。

（１）　お知らせ道ねっと自販機のメッセージボードによる地域情報、道路情報等（以下「情報」という。）の提供サービス

（２）　乙の災害基準により対策本部が設置された場合等の緊急時（以下「緊急時」という。）におけるお知らせ道ねっと自販機内在庫の商品（無償）の提供サービス（以下「商品提供」という。）

（３）　子育て応援の推進や情報の提供に関すること。

（情報提供に関する事項）

第２条　第１条（１）のお知らせ道ねっと自販機のメッセージボードに掲示する情報の管理は乙が行うこととし、メッセージボードの運営・保全及びそれに伴う費用、通信費は甲の負担とする。

２　乙は、甲及び丙から受けた情報並びに乙が所有する情報を前条に示す目的に照らし合わせるとともに、状況等を考慮した上で有効な情報と判断されるものをメッセージボードにより提供するものとする。

３　乙は、甲又は丙から大規模災害等緊急性を有する情報の提供を受けた場合には、速やかに対応するものとする。

４　甲又は丙は、前項に示す対応が不可能な場合において、メッセージボード及び情報を運営・管理することができる。

５　情報の提供・停止等の管理責任は、お知らせ道ねっと自販機のメッセージボードに掲示した者に帰するものとする。

（緊急時における商品提供に関する事項）

第３条　甲は、第１条（２）の緊急時の認定及び商品提供の実行権限を乙に委任するものとする。乙がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等によりその旨を甲に報告するものとし、後日速やかに報告書を甲に提出するものとする。

２　商品提供の終了時期については、甲及び乙が協議して決定する。

（子育て応援の推進や情報の提供に関する事項）

第４条　甲、乙及び丙は、第１条（３）の子育て応援の推進や情報の提供に当たり必要な協力を相互に行うものとする。

２　丙は円滑な相互連携や協働を図るため各種調整を行う。

３　甲は子育て応援自販機を設置し、乙は子育て応援自販機の運営（商品管理）を行い、各々がそれに伴う費用を負担するものとする。なお、子育て応援自販機の通常時の維持管理は乙の運営に含まれるものとし、子育て応援自販機の修繕等が必要な場合は、甲が費用を負担するものとする。

４　甲、乙及び丙はお知らせ道ねっと自販機のメッセージボードや子育て応援自販機の側面を活用し、子育て応援に関する情報を発信することができるものとする。

（守秘義務）

第５条　甲、乙及び丙は、協働事業の遂行に当たり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

（１）　開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの

（２）　開示又は知得の際、自己が所有していたもの

（３）　正当な権限を有する第三者から入手したもの

２　前項に定める義務は、本協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

（協定の有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、締結の日から１か年とする。ただし、協定期間内に本協定の履行が困難となった場合は甲、乙及び丙において別途協議するものとする。

２　前項が定める期間の満了１か月までに、甲、乙及び丙は、本協定の有効期間の更新について協議し、決定するものとする。ただし、甲、乙及び丙のいずれからもこの協定に関する改廃について特段の申し出がない場合は協議を省略し、さらに１年間の継続を行うものとし、当該期間を満了した場合についても同様とする。

（協定の解除）

第７条　甲、乙及び丙は、相手方が次に掲げる各号の一に該当するときは、相手方に催告を行い、催告後２週間以内にその事態が是正されない場合には、本協定を解除することができる。

（１）　正当な理由なく本取組の遂行に協力しないとき。

（２）　本協定の履行に関し、不正または不当な行為があったとき。

（３）　その他本協定に違反したとき。

（協議）

第８条　本協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合又は不測の事態が生じた場合は、甲、乙及び丙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、甲乙丙各１通を保有するものとする。なお、当該協定の締結に伴い、平成１９年７月２０日に締結した「『道の駅』における協働事業に関する協定書」は、廃止する。

令和２年１２月　３日

甲　北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長　佐々木 康

乙　上ノ国町長　工藤 昇

丙　国土交通省　北海道開発局
函館開発建設部長　樺澤 孝人

別添１

緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画

平成 30 年 4 月

総務部危機対策局危機対策課

緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画　目次

第１章　総則

第１　目的 …… 1
第２　用語の定義 …… 1

第２章　大隊等の編成

第３　道内地区 …… 1
第４　連絡体制等 …… 1
第５　大隊等の編成 …… 2
第６　指揮体制等 …… 2
第７　出動基準及び集結場所等 …… 2
第８　特別応援体制 …… 2

第３章　大隊等の出動

第９　出動準備及び出動可能隊数の報告 …… 3
第10　大隊等の出動 …… 3
第11　迅速出動 …… 4
第12　緊急消防援助隊の車両表示 …… 4
第13　集結場所への集結完了 …… 4
第14　進出拠点への進出 …… 5
第15　高速自動車国道等の通行 …… 5
第16　情報共有 …… 5
第17　進出拠点到着 …… 5
第18　現地到着 …… 6

第４章　現場活動

第19　大隊本部の設置 …… 6
第20　活動時における無線通信運用及び情報収集 …… 6
第21　各隊の保有資機材等 …… 6
第22　日報 …… 7

第５章　後方支援活動

第23　後方支援本部の設置 …… 7
第24　後方支援中隊の任務等 …… 7
第25　相互協力 …… 8

第６章　活動終了

第26　大隊等の引揚げ …… 8
第27　帰署（所）報告 …… 8

第７章　活動報告等

第28　活動結果報告 …… 8
第29　高速自動車国道等の通行に係る報告 …… 8

第８章　その他

第30　指揮支援実施計画 …… 9
第31　航空中隊の応援等 …… 9
第32　消防本部等における事前準備 …… 9

資料等

別表第１　用語の定義 …… 10
別表第２　北海道緊急消防援助隊地区構成及び連絡先 …… 12
別表第３　関係機関連絡先 …… 14
別表第４　北海道の登録隊 …… 26
別表第５　北海道大隊後方支援中隊の編成及び各隊保有資機材 …… 29
別表第６　北海道統合機動部隊の編成 …… 34
別表第７　北海道エネルギー産業基盤災害即応部隊の編成 …… 35
別表第８　北海道大隊の出動対象都府県等一覧 …… 36
別表第９　「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」出動車両 …… 37
別表第１０　北海道大隊無線通信運用体制 …… 47
別表第１１　北海道大隊の保有資機材 …… 48
別紙第１　北海道大隊指揮体制 …… 52
別紙第２　公務従事車両証明書 …… 53
別紙第３　緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行に係る報告 …… 54
運用要綱別記様式１　○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制 …… 55
運用要綱別記様式２　緊急消防援助隊活動報告（日報） …… 57
要請要綱別記様式２－１　出動可能隊数報告及び出動準備依頼 …… 60
要請要綱別記様式２－２　出動可能隊数・出動隊数の報告 …… 61
要請要綱別記様式３－１　緊急消防援助隊の出動の求め又は指示 …… 62
要請要綱別記様式５－１　緊急消防援助隊活動報告書 …… 68
要請要綱別記様式５－２　緊急消防援助隊活動報告書 …… 71
要請要綱別記様式５－３　緊急消防援助隊出動状況表 …… 79

緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画

平成３０年４月１日

第１章 総則

（目的）

第１　この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第35条の規定に基づき、北海道の大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（以下「大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

（用語の定義）

第２　代表消防機関は、札幌市消防局とする。

２　代表消防機関代行は、函館市消防本部、苫小牧市消防本部、小樽市消防本部旭川市消防本部及び釧路市消防本部とする。

３　前項までに定めるもののほか、用語については別表第１のとおりとする。

第２章 大隊等の編成

（道内地区）

第３　大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第２のとおり地区分けするものとする。

２　各地区に地区代表消防機関を置き、地区内の次に掲げる任務を行うものとする。

（１）出動に係る連絡及び調整

（２）後方支援活動に係る連絡及び調整

（３）その他必要な事項

（連絡体制等）

第４　応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

（１）応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第２のとおりとする。

（２）応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第３のとおりとする。

（３）代表消防機関は地区代表消防に対して連絡し、地区代表消防機関は地区内消防本部に対して連絡するものとする。

（４）連絡方法は、原則として有線電話又は有線ＦＡＸによるものとする。ただし、有線断絶時には消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

（大隊等の編成）

第５　北海道の登録隊は、別表第４のとおりとする。

２　大隊の編成は、緊急消防援助隊に登録された小隊から、被災地において行う応援等に必要な小隊等を選定するものとする。

３　大隊は、北海道大隊と呼称するものとする。なお、大隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。

４　中隊は、地区単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「○○地区中隊又は消火中隊等」と呼称するものとする。なお、中隊長は大隊長が指定するものとする。

５　小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「消火小隊等又は○○消防本部小隊」と呼称するものとする。

６　後方支援中隊の編成は、別表第５のとおりとし、都道府県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、札幌市消防局の職員の内から大隊長が指定するものとする。

７　統合機動部隊は、別表第６のとおり編成し、北海道統合機動部隊と呼称するものする。なお、統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。

８　エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、別表第７のとおり編成し、北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊と呼称するものとする。なお、北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、消防庁長官（以下「長官」という。）の定めに基づき、苫小牧市消防本部の職員をもって充てるものとする。

（指揮体制等）

第６　大隊の指揮体制は、別紙第１のとおりとする。

２　受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）別記様式１のとおりとする。

３　大隊長は、大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、大隊の活動の指揮を行うものとする。

４　統合機動部隊長は、大隊長が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

５　北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

６　中隊長は、大隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。

７　小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

（出動基準及び集結場所等）

第７　大隊の出動基準、第一次出動都道府県及び出動準備都道府県並びに集結場所は、別表第８のとおりとする。

（特別応援体制）

第８　東海地震における緊急消防援助隊アクションプランに係る警戒宣言の発令時において、消防庁長官の指示により、前進拠点へ進出する部隊は、別表第９のとおりとする。

第３章 大隊等の出動

（出動準備及び出動可能隊数の報告）

第９　各消防本部は、北海道の大隊が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊となる都府県において震度６弱（政令市等については５強）以上の地震災害が発生した場合、大津波警報が発表された場合又は噴火警報（居住地域）が発表された場合は、出動準備を行うものとする。この場合において、各消防本部は、直ちに北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数の報告を行うものとし、北海道は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数の報告を行うものとする。

２　北海道は、消防庁から要請要綱別記様式２－１により出動準備を求められた場合は、各消防本部に対して出動準備を求めるものとする。この場合において、各消防本部は出動準備を行うとともに、速やかに北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数の報告を行うものとし、北海道は、速やかに消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数の報告を行うものとする。

３　北海道は、消防庁から出動準備の求めがない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

（大隊等の出動）

第10　北海道知事は、長官から要請要綱別記様式３－１により出動の求め又は指示を受けた場合は、出動する小隊等を代表消防機関と調整し、各市町村長（各消防本部）に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

２　各消防本部は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに各小隊を出動させるとともに、北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式２－２により出動隊数を報告するものとする。

３　北海道は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動隊数を報告するものとする。

４　代表消防機関は、大隊等の集結場所及び集結時間を決定し、北海道及び地区代表消防機関に対して連絡するものとし、地区代表消防機関は地区内消防本部に対して連絡するものとする。

５　大隊長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、出動の求め又は指示を受けた場合は、概ね１時間以内に統合機動部隊を出動させるとともに、後続する大隊

の円滑な活動に資するため、次に掲げる任務を指示し、大隊及び後方支援本部に対して報告させるものとする。

（1）被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。

（2）被災状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。

（3）被災地消防本部との連絡調整に関すること。

（4）被災地における通信の確保に関すること。

（5）初期消火、救助及び救急活動に関すること。

（6）航空消防活動の支援に関すること。

（7）宿営場所の設営に関すること。

6　各小隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について北海道及び代表消防機関に対し、報告するものとする。

（1）指揮者の階級、職及び氏名

（2）出動隊数、車両及び資機材

（3）集結場所到着予定時刻

（4）その他必要な事項

（迅速出動）

第11　迅速出動に該当する事案が発生した場合、北海道は、速やかに消防庁等から情報収集を行うとともに、各消防本部との情報共有に努めるものとする。

2　迅速出動に該当する事案が発生した場合、各消防本部は速やかに出動準備を行うとともに、出動可能隊数をとりまとめ、北海道及び代表消防機関に対して報告するものとする。なお、既に出動した場合は、出動隊数を報告するものとする。

3　迅速出動区分Ｉに該当する事案が発生した場合、前項に定めるもののほか、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

（1）統合機動部隊は、大隊長の指示を受け、概ね１時間以内に出動するものとする。

（2）第一次編成陸上隊は、統合機動部隊の出動に引き続き、直ちに出動するものとする。

（3）第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動するものとする。

（4）代表消防機関は、第一次編成陸上隊及び第二次編成陸上隊の集結場所及び集結時間を決定し、北海道及び地区代表消防機関に対して連絡するものとし、地区代表消防機関は地区内消防本部に対して連絡するものとする。

4　迅速出動区分Ⅱに該当する事案が発生した場合、第三項に定めるもののほか、統合機動部隊は、大隊長の指示を受け、概ね１時間以内に出動するものとする。

（緊急消防援助隊の車両表示）

第12　緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動してい

る旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

（集結場所への集結完了）

第13　大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長又は地区中隊長（以下「大隊長等」という。）は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

2　後方支援本部は、前項の内容について消防庁及び北海道に対して報告するものとする。

（進出拠点への進出）

第14　大隊長等は進出拠点に応じた出動ルートを決定し、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。

2　被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

3　大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

（1）被災地の被害概要

（2）大隊等の活動地域及び任務

（3）大隊等の進出拠点及び出動ルート

（4）その他必要な事項

（高速自動車国道等の通行）

第15　高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

（1）被災地への出動途上等での緊急走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。

（2）被災地からの帰署（所）途上等の通常走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動途上又は帰署（所）途上である旨を申し出るとともに、車両ごとに別紙第２に必要事項を記入し提出するものとする。なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出するものとする。

（3）料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。

（情報共有）

第16　被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

（進出拠点到着）

第17　大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに大隊名、規模及び保有資機材等に

ついて調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

2　進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、大隊長等のみが先行して前項の任務を行い、無線等により大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

（現地到着）

第18　大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

（1）災害状況
（2）活動方針
（3）活動地域及び任務
（4）大隊本部を設置する場合は、その位置
（5）使用無線系統
（6）地水利状況
（7）その他活動上必要な事項

2　大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

3　統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する大隊が被災地に到着後は、大隊に帰属し、大隊長の指揮の下、大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第４章 現場活動

（大隊本部の設置）

第19　大隊長は、必要に応じて大隊長を本部長とする大隊本部を設置するものとする。

2　大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

3　大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。

4　大隊長は、大隊の活動内容や現場写真等を記録する要員を配置するものとする。

（活動時における無線通信運用及び情報収集）

第20　活動時の無線通信運用体制は、別表第10のとおりとする。

2　通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

（各隊の保有資機材等）
第21　北海道大隊の保有資機材は、別表第５及び別表第11のとおりとする。

（日報）
第22　大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式２により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第５章 後方支援活動

（後方支援本部の設置）
第23　大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。
2　後方支援本部長は、札幌市消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。
3　本部員は、札幌市消防局の職員をもって充てるものとする。
4　後方支援本部長は、北海道及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
5　後方支援本部は、大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
（１）消防庁、指揮支援（部）隊長、大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
（２）大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
（３）大隊等の活動記録の集約
（４）各消防本部に対する大隊等の活動状況に関する情報提供
（５）大隊等に対する災害に関する情報提供
（６）必要な資機材等の手配及び提供
（７）交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
（８）後方支援に関し、北海道との調整
（９）その他必要な事項

（後方支援中隊の任務等）
第24　後方支援中隊は、大隊長の指揮の下、大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。
（１）後方支援本部との連絡
（２）宿営場所の設置及び維持
（３）物資の調達及び搬送
（４）車両及び資機材の保守管理

（５）交替要員の搬送
（６）活動の記録
（７）その他必要な事項

（相互協力）
第25　北海道及び各消防本部は、大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。

第６章 活動終了

（大隊等の引揚げ）
第26　大隊長は、指揮支援部隊長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。
２　大隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。
（１）大隊の活動概要（時間、場所、隊数等）
（２）活動中の異常の有無
（３）隊員の負傷の有無
（４）車両、資機材等の損傷の有無
（５）その他必要な事項

（帰署（所）報告）
第27　緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、北海道及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。
２　北海道は、道内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第７章 活動報告等

（活動結果報告）
第28　緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、北海道及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式５－１、５－２、５－３により、速やかに活動報告を行うものとする。
２　北海道は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式５－１、５－２、５－３により、速やかに活動報告

を行うものとする。

（高速自動車国道等の通行に係る報告）

第29　緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後５日以内に、代表消防機関に対して別紙第３により報告するものとする。なお、活動が長期に及び小隊又は中隊の交代がある場合は、交代した小隊又は中隊単位で報告するものとする。

２　代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、大隊の最終小隊等帰署（所）後７日以内に、北海道及び消防庁に対して報告を行うものとする。

第８章 その他

（指揮支援実施計画）

第30　指揮支援隊に係る応援等については、札幌市消防局が別に定めるものとする。

（航空中隊の応援等）

第31　航空中隊に係る応援等については、北海道が別に定めるものとする。

（消防本部等における事前準備）

第32　各消防本部等は、大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

２　各消防本部等は、後方支援資機材、食料等の整備に努めるものとする。

附　則

この計画は、平成１７年１月２７日から施行する。

附　則

この計画は、平成１９年４月２日から施行する。

附　則

この計画は、平成２２年５月６日から施行する。

附　則

この計画は、平成２９年４月１２日から施行する。

附　則

この計画は、平成３０年４月１日から施行する。

【別表第１】

用語の定義

No.	用　語	内　　容	備　考
1	法	「消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日消防震第9号）」をいう。	
3	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広第74号）」をいう。	
4	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日消防震第19号）」をいう。	
	広域応援協定	「北海道広域消防相互応援協定（平成3年2月13日）」をいう。	
5	アクションプラン	基本計画第4章4に基づき、長官が別に定めた出動に係る計画。具体的には「東海地震における緊急消防援助隊運用方針等」、「首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針等」、「東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針等」を指す。	要請要綱第2条(17)
6	政令市等	東京都特別区及び政令指定都市をいう。	基本計画第4章1（3）
7	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
8	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(6)
9	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画第4章2（1）
10	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画第4章2（2）
11	地区	都道府県大隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、北海道内の消防本部をグループ分けしたものをいう。	広域応援協定第3条
12	代表消防機関	都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき、当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う消防本部をいう。	基本計画第2章第2節2 広域応援協定第5条
13	代表消防機関代行 （地区代表消防機関）	地区内の緊急消防援助隊に係る連絡及び調整の取りまとめ行う。また、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防本部をいう。	要請要綱第1章第2条（7） 広域応援協定第5条
14	後方支援本部	出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、応援都道府県に属する代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第9条
15	集結場所	都道府県大隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第12条
16	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一次的に集結する場所を含む。）をいう。	運用要綱第2条(12)
17	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	要請要綱第2条(5)
18	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	基本計画第1章第2節
19	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	運用要綱第2条(1)
20	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第2条(2)
21	指揮者	被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	要請要綱第1章第2条(3)
22	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
23	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第16条

【別表第１】

用語の定義

No.	用　語	内　　容	備　考
24	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節1(1)
25	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第5節1(3)
26	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第5節1(4)
27	都道府県大隊本部	都道府県大隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県大隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第18条
28	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第2節3
29	都道府県大隊指揮隊	都道府県大隊長の任務を遂行するために設置され、指揮及び情報の収集伝達・通信等を任務とする隊をいう。	基本計画第2章第4節1
30	統合機動部隊	大規模災害又は特殊災害の発生後、都道府県大隊長の指示を受けて、迅速に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節2
31	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節3
32	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(12)
33	陸上隊	航空小隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
34	第一次編成陸上隊	迅速出動対象災害が発生した場合、統合機動部隊に引き続き、直ちに出動するために編成される隊をいう。	
35	第二次編成陸上隊	第一次編成陸上隊の後に編成される隊をいう。 比較的走行速度が遅い車両(後方支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊等)を含む。	
36	NBC災害	次に掲げる災害の総称をいう。 ・N災害とは、放射線物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はおそれがある事故により生じる災害をいう。 ・B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。 ・C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事項により生ずる災害をいう。	運用要綱第2条(9)～(11)
37	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(16)

北海道緊急消防援助隊地区構成及び連絡先

地区	地区及び構成消防本部 ◎印…地区代表消防機関	連絡先		NTT回線 電話	NTT回線 FAX	防災行政無線 電話	防災行政無線 FAX
代表	札幌市消防局	昼間	消防救助課	011-215-2060	011-271-0610	－	－
		夜間	指令課	011-215-2080	011-261-9119		
道西地区	◎ 函館市消防本部	昼間	警防課警防係	0138-22-2146	0138-27-6199	－	－
		夜間	消防指令センター	0138-22-2126	0138-26-3408		
	長万部町消防本部	昼間	消防本部	01377-2-2049	01377-2-5260	－	－
		夜間	消防本部	01377-2-2049	01377-2-5260		
	森町消防本部	昼間	警防課・消防係	01374-2-2125	01374-2-5743	－	－
		夜間					
	八雲町消防本部	昼間	八雲町消防本部	0137-63-2686	0137-63-2919	－	－
		夜間	八雲町消防本部	0137-63-2686	0137-63-2919		
	南渡島消防事務組合消防本部	昼間	消防本部総務課	0138-73-5130	0138-73-6694	(6265)-3-50-160	－
		夜間	消防本部情報通信課	0138-73-8194	0138-73-6694		
	渡島西部広域事務組合消防本部	昼間	消防本部	0139-47-4018	0139-47-2496	－	－
		夜間	福島消防署	0139-47-2119	0139-47-2496		
	檜山広域行政組合消防本部	昼間	消防課	0139-52-3026	0139-52-1944	－	－
		夜間	江差消防署	0139-52-1072	0139-52-1390		
道南地区	◎ 苫小牧市消防本部	昼間	消防本部警防課	0144-84-5023	0144-84-5037	6761-3-4119	－
		夜間	消防署指令課	0144-84-5049	0144-57-5363		
	室蘭市消防本部	昼間	消防本部警防課	0143-41-4132	0143-41-4680	－	－
		夜間	消防署通信指令室	0143-41-4311	0143-41-4659		
	登別市消防本部	昼間	消防署警備グループ	0143-85-2551	0143-88-0259	001-762-3538	－
		夜間	消防署警備グループ	0143-85-2551	0143-88-0259		
	白老町消防本部	昼間	消防本部消防課	0144-83-1119	0144-83-1190	－	－
		夜間	白老町消防署				
	西胆振行政事務組合消防本部	昼間	消防本部消防課	0142-21-5003	0142-25-4129	－	－
		夜間					
	胆振東部消防組合消防本部	昼間	消防本部防災課	0145-26-7100	0145-27-2467	－	－
		夜間	消防署厚真支署	0145-26-7119	0145-27-2999		
	日高西部消防組合消防本部	昼間	消防本部消防課	01456-2-1521	01456-2-0119	－	－
		夜間	消防本部消防課	01456-2-1521	01456-2-0119		
	日高中部消防組合消防本部	昼間	消防本部警防課	0146-45-0160	0146-42-3789	6-624-3-461	－
		夜間	消防署	0146-45-0119	0146-42-0766		
	日高東部消防組合消防本部	昼間	浦河消防署	0146-22-2144	0146-22-6550	6-626-3-350	－
		夜間	浦河消防署	0146-22-2144	0146-22-6550		
道央地区	◎ 小樽市消防本部	昼間	警防課警防係	0134-22-9138	0134-22-9182	－	－
		夜間	消防指令センター	0134-22-9137	0134-22-5345		
	夕張市消防本部	昼間	総務課総務係	0123-53-4121	0123-53-4123	－	－
		夜間	警防課警防係	0123-53-4122	0123-53-4123		
	美唄市消防本部	昼間	消防署	0126-66-2227	0126-66-2228	6-462-3-3800	－
		夜間	消防署	0126-66-2227	0126-66-2228		
	歌志内市消防本部	昼間	警防・救急グループ	0125-42-3255	0125-42-5210	－	－
		夜間	警防・救急グループ	0125-42-3255	0125-42-5210		
	三笠市消防本部	昼間	消防署消防課警防係	01267-2-3499	01267-2-2578	8-6-465-3-278	－
		夜間	消防署消防課警防係	01267-2-3499	01267-2-2578		
	岩見沢地区消防事務組合消防本部	昼間	警防課警防係	0126-22-4302	0126-25-1048	－	－
		夜間	通信救急課通信係	0126-22-7445	0126-25-1892		
	砂川地区広域消防組合消防本部	昼間	砂川消防署 警防課	0125-54-2196	0125-52-2148	－	－
		夜間	砂川消防署 警防課	0125-54-2196	0125-52-2148		
	滝川地区広域消防事務組合消防本部	昼間	消防本部通信指令課	0125-74-4824	0125-23-5125	－	－
		夜間	消防本部通信指令課	0125-74-4824	0125-23-5125		
	深川地区消防組合消防本部	昼間	深川消防署通信指令室	0164-22-2814	0164-22-6216	－	－
		夜間	深川消防署通信指令室	0164-22-2814	0164-22-6216		
	南空知消防組合消防本部	昼間	消防本部 警防課	0123-72-1835	0123-72-5318	(6477)-3-290	－
		夜間	消防署 消防課	0123-72-0150	0123-72-6906		
	江別市消防本部	昼間	警防課	011-382-5431	011-382-8061	－	－
		夜間	指令課	011-384-4634	011-382-8061		
	千歳市消防本部	昼間	警防課	0123-23-0320	0123-22-8850	－	－
		夜間	救急指令課 指令係	0123-23-3062	0123-27-9999		
	恵庭市消防本部	昼間	消防本部 警防課	0123-33-0999	0123-33-7105	－	－
		夜間	消防指令センター	0123-33-0993	〃		

【別表第2】

北海道緊急消防援助隊地区構成及び連絡先

地区	地区及び構成消防本部 ◎印…地区代表消防機関	連絡先		NTT回線 電話	NTT回線 FAX	防災行政無線 電話	防災行政無線 FAX
道央地区	北広島市消防本部	昼間	消防本部警防課	011-373-2321	011-373-3611	-	-
		夜間	消防署救急指令課	011-373-9099	011-373-6230		
	石狩北部地区消防事務組合消防本部	昼間	消防本部警防課	0133-74-5375	0133-74-7130	-	-
		夜間	消防指令センター	0133-74-5375	0133-74-7130		
	岩内・寿都地方消防組合消防本部	昼間	消防本部警防課	0135-62-2403	0135-63-1755	-	-
		夜間	岩内消防署	0135-62-1141	0135-63-1755		
	羊蹄山ろく消防組合消防本部	昼間	消防指令センター	0136-22-1089	0136-22-1367	001-370-3-162	-
		夜間	消防指令センター	0136-22-1089	0136-22-1367		
	北後志消防組合消防本部	昼間	消防本部警防課	0135－23－3759	0135－23－7811	001－378－3550	-
		夜間	余市消防署通信	0135－23－3711	0135－23－3943		
道北地区	◎ 旭川市消防本部	昼間	消防救急課	0166-33-9962	0166-33-1191	-	-
		夜間	指令課	0166-33-9961	0166-33-9905		
	上川北部消防事務組合消防本部	昼間	消防企画課	01654-3-2627	01654-3-2219	001-652-3-3601	-
		夜間	名寄消防署	01654-3-3319	01654-3-3945		
	富良野広域連合消防本部	昼間	警防課	0167-45-1119	0167-45-2660	-	
		夜間	上富良野消防署	0167-45-2119	0167-45-9983		
	大雪消防組合消防本部	昼間	大雪消防組合消防本部	0166-92-2029	0166-92-4472	-	-
		夜間	大雪消防組合美瑛消防署	0166-92-2029	0166-92-4472		
	士別地方消防事務組合消防本部	昼間	消防本部消防課	0165-23-4709	0165-23-1719	-	-
		夜間	通信指令室	0165-23-2619	0165-23-2634		
	増毛町消防本部	昼間	消防署通信指令室	0164-53-2175	0164-53-2486	-	-
		夜間	消防署通信指令室	0164-53-2175	0164-53-2486		
	留萌消防組合消防本部	昼間	留萌消防署庶務係	0164-42-2211	0164-43-5150	113-157910	-
		夜間	留萌消防署庶務係	0164-42-2211	0164-43-5150		
	北留萌消防組合消防本部	昼間	消防本部消防課	0164-62-1220	0164-62-5839	-	-
		夜間	消防署警防課	0164-62-1246	0164-62-1446		
	稚内地区消防事務組合消防本部	昼間	消防署　警防グループ	0162-23-2176	0162-22-0395	6520-3-590	-
		夜間	消防署　警防グループ	0162-23-2176	0162-22-0395		
	南宗谷消防組合消防本部	昼間	消防本部総務課	0163-62-1421	0163-62-1692	-	-
		夜間	枝幸消防署	0163-62-1119	0163-62-1120		
	利尻礼文消防事務組合消防本部	昼間	総務課警防係	0163-84-2742	0163-84-2934	-	-
		夜間	消防署警防係	0163-84-2119	0163-84-3207		
道東地区	◎ 釧路市消防本部	昼間	警防課	0154-23-4383	0154-22-8204	-	-
		夜間	通信指令課	0154-22-2150	0154-23-0429		
	北見地区消防組合消防本部	昼間	警防課	0157-25-1518	0157-25-9400	-	-
		夜間	通信指令室	0157-24-3311	0157-25-9400		
	網走地区消防組合消防本部	昼間	消防本部消防課	0152-43-9492	0152-45-1196	6-661-3-490	-
		夜間	通信指令室	0152-43-2221	0152-45-1119		
	紋別地区消防組合消防本部	昼間	消防署	0158-23-0119	0158-24-3632	6-662-3-335	-
		夜間	消防署	0158-23-0119	0158-24-3632		
	斜幌・津別広域事務組合消防本部	昼間	消防本部グループ警防担当	0152-73-1435	0152-72-0664	-	-
		夜間	通信指令室	0152-73-1211	0152-73-0911		
	遠軽地区広域組合消防本部	昼間	消防本部消防課	0158-42-2050	0158-42-2184	-	-
		夜間	消防署	0158-42-2050	0158-42-2184		
	斜里地区消防組合消防本部	昼間	消防本部	0152-23-3647	0152-23-2494	-	-
		夜間	消防署	0152-23-2435	0152-23-2494		
	とかち広域消防局	昼間	消防課	0155-26-9122	0155-26-9120	-	-
		夜間	情報指令課	0155-26-9126	0155-22-9119		
	釧路北部消防事務組合消防本部	昼間	消防本部消防課	015-482-3276	015-482-1676	-	-
		夜間	弟子屈消防署	015-482-2073	015-482-4170		
	釧路東部消防組合消防本部	昼間	消防本部警防課	0153-52-5113	0153-52-4332	-	-
		夜間	厚岸消防署	0153-52-5111	〃		
	根室市消防本部	昼間	消防本部	0153-24-3163	0153-23-6211	(6820)-3-2499	-
		夜間	消防署	0153-24-3164	0153-23-6211		
	根室北部消防事務組合消防本部	昼間	消防本部　警防課	0153-72-9114	0153-72-9174	-	-
		夜間	中標津消防署	0153-72-2181	0153-72-5222		

【別表第3】

関係機関連絡先

関係機関名			連絡先		NTT回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク 上段:電話 下段:FAX
					電話	FAX	電話	FAX	
国・道関係	総務省消防庁		昼間	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537	-	-	-
			夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	-	-	-
	北海道危機対策課		昼間	危機対策課	011-204-5009	011-231-4314	-	-	-
			夜間	宿直室	011-204-5009	011-231-4314	-	-	-
	北海道防災航空室		昼間	航空室	011-782-3233	011-782-3234	-	-	-
			夜間	-	011-782-3233	011-782-3234	-	-	-
出動準備都道府県	青森県	危機管理局	昼間	消防保安課	017-734-9087	017-722-4867	02-221	02-229	002-801-810-1-4134
			夜間	宿直室			-		022-801-6021
		【代表消防機関】 青森地域広域事務組合消防本部	昼間	通信指令課	017-775-0851	017-775-1444	-	-	022-801-9012
			夜間				-	-	-
		【代表代行消防機関】 弘前地区消防事務組合消防本部	昼間	警防課	0172-32-5103	0172-33-9117	-	-	022-801-9024
			夜間	通信指令課	0172-32-5101	0172-33-0119	-	-	-
		【代表代行消防機関】 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	昼間	警防課	0178-44-2134	0178-44-1196	-	-	022-801-9032
			夜間	指令救急課	0178-44-2135	0178-46-1171	-	-	-
		防災航空隊	昼間	防災航空センター	017-729-0355	017-729-0377	-	-	022-801-810-1-5451
			夜間				-	-	-
	岩手県	総務部	昼間	総合防災室	019-629-5151	019-629-5174	03-17	03-40	TN-003-111-22-5151
			夜間						TN-003-111-21-181
		【代表消防機関】 盛岡地区広域消防本部	昼間	警防課	019-626-7402	019-651-9916	-	-	TN-003-414-1/TN-003-414-2
			夜間	通信指令課	019-622-0119	019-626-4016	-	-	TN-003-414-9
		【代表消防機関代行】 関市消防本部	昼間	消防課	0191-25-0119	0191-25-5922	-	-	003－111－22－534－1
			夜間				-	-	003－111－22－534－9
		県航空隊	昼間	防災航空センター	0198-26-5251	0198-26-5256	-	-	003-592-1
			夜間	航空隊長公用携帯	090-6853-4083	—	-	-	003-592-9

【別表第3】

関係機関連絡先

関係機関名			連絡先		NTT回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク 上段:電話 下段:FAX
					電話	FAX	電話	FAX	
出動準備都道府県	宮城県	総務部	昼間	消防課	022-211-2374	022-211-2398	04-8-2374	04-8-2398	004-220-8-2374/004-220-8-2140
			夜間	防災センター	022-211-2140		04-8-2140	04-8-2120	004-220-8-2398
		【代表消防機関】 仙台市消防局	昼間	警防課	022-234-1111	022-234-4280	-	-	004-621-2320/004-621-6666
			夜間	指令課		022-234-2364	-	-	004-621-2219/004-621-2289
		【代表消防機関代行】 塩釜地区消防事務組合	昼間	消防指令センター	022-361-0119	022-365-1190	-	-	004-623-3
			夜間				-	-	
		【代表消防機関代行】 大崎消防本部	昼間	危機対策課	0229-24-4239	0229-22-7030	-	-	004-624-1-251
			夜間	通信指令センター	0229-22-2541		-	-	
		県航空隊	昼間	防災ヘリコプター管理事務所	0223-23-5760	0223-25-3022	-	-	001-010-8816-234-12557(8) イリジウム衛星携帯電話
			夜間	航空隊長携帯	090-6787-6588		-	-	
		仙台市航空隊	昼間	消防航空隊	0223-23-7850	0223-23-7848	-	-	004-621-2371
			夜間				-	-	
	秋田県	総務部	昼間	総合防災課	018-860-4565	018-824-1190	42866	05-52	005-100-100569
			夜間						005-100-100600
		【代表消防機関】 秋田市消防本部	昼間	警防課	018-823-4243	018-823-9006	-	-	005-201-474
							-	-	005-201-410
			夜間	指令課	018-823-4265	018-823-7214	-	-	005-201-326
							-	-	005-201-340
		【代表消防機関代行】 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部	昼間	警防課	0187-63-0314	0187-62-3493	—	—	005-100-162511
			夜間	通信指令課	0187-63-0344	0187-63-0347	—	—	-
		【代表消防機関代行】 能代山本広域市町村圏組合消防本部	昼間	警防課	0185-52-3311	0185-53-3958	—	—	005-100-166511
			昼間	通信指令課			—	—	-
		秋田県消防防災航空隊	昼間	消防防災航空隊	018-886-8103	018-886-8105	-	-	005-110-110511
							-	-	-
			夜間	総合防災課	018-860-4565	018-824-1190	42866	05-52	005-100-100569
									005-100-100600

【別表第3】

関係機関連絡先

関係機関名			連絡先		NTT回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク 上段:電話 下段:FAX
					電話	FAX	電話	FAX	
出動準備都道府県	山形県	環境エネルギー部 危機管理・暮らし安心局	昼間	危機管理課	023-630-2227	023-633-4711	06-511	06-500	7-006-800-1245
			夜間	宿直室	023-630-2754				7-006-800-1502
		【代表消防機関】 山形市消防本部	昼間	警防課	023-634-1197	023-631-7320	－	－	7-006-744-901
			夜間	通信指令課	023-634-1198		－	－	7-006-744-950
		【代表消防機関代行】 鶴岡市消防本部	昼間	通信指令課	0235-22-8321	0235-23-0119	－	－	7-006-757-101
			夜間				－	－	7-006-757-150
		山形県消防防災航空隊	昼間	消防防災航空隊	0237-47-3275	0237-47-3277	－	－	7-006-800-6-603-1
			夜間	緊急連絡用携帯	090-1494-1816		－	－	7-006-800-6-603-8
	福島県	危機管理部	昼間	消防保安課	024-521-7190	024-521-9829	07-61	07-60	007-200-2629
			夜間	担当携帯	080-6028-8969				007-200-5625
		【代表消防機関】 福島市消防本部	昼間	警防課	024-534-9102	024-534-0310	－	－	007-270-88-222
			夜間	通信指令課	024-534-0119		－	－	007-270-10
		【代表消防機関代行】 郡山地方広域消防本部	昼間	通信指令課	024-933-2400	024-923-1910	－	－	007-370-01
			夜間	通信指令課	024-933-2400		－	－	007-370-10
		福島県消防防災航空隊	昼間	消防防災航空隊	0247-57-3000	0247-57-3500	－	－	007-333-02
			夜間	隊長携帯	090-6258-0836		－	－	007-333-10
出動準備航空小隊	新潟県	防災局	昼間	消防課	025-282-1664	025-282-1667	15-11	15-11	015-401-20-6442
			夜間	警備員室	025-285-5511				015-401-20-6497
		【代表消防機関】 新潟市消防局	昼間	警防課 防災救助係	025-288-3250	025-288-3255	－	－	015-492-2053 015-492-2049
			夜間	指令課	025-288-3270	025-288-3275	－	－	015-492-2074 015-492-2079
		【代表消防機関代行】 長岡市消防本部	昼間	警防課　指令室	0258-36-0119	0258-36-8320	－	－	015-560-2401 015-560-2480
			夜間				－	－	
		【代表消防機関代行】 上越地域消防事務組合消防本部	昼間	消防防災課	025-525-1196	025-525-1191	－	－	015-663-312 015-663-250
			夜間	通信指令室	025-525-1199	025-525-1190	－	－	015-663-200 015-663-250
		県航空隊	昼間	ヘリコプター管理事務所	025-270-0263	025-270-0265	－	－	015-524-10 015-524-40
			夜間	公用携帯(隊長)	090-8943-9409	－	－	－	

【別表第3】

関係機関連絡先

関係機関名			連絡先		NTT回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク 上段:電話 下段:FAX
					電話	FAX	電話	FAX	
東海地震AP	神奈川県	安全防災局危機管理部	昼間	消防課	045-210-3436	045-210-8829	14-9722	14-9734	TN-014-400-3436【昼間】 TN-014-400-3456【夜間】
			夜間	指令情報室	045-210-3456	045-201-6409	-		TN-014-400-8829【昼間】 TN-014-400-6409【夜間】
		【代表消防機関】 横浜市消防局	昼間	警防部司令課	045-334-1351	045-331-5221	-	-	TN-014-700-10-721
			夜間				-	-	TN-014-700-10-740
		【代表消防機関代行】 川崎市消防局	昼間	警防部 警防課	044-223-2606	044-223-2619	-	-	TN-014-300-21-48633
			夜間	警防部 指令課	044-200-2645	044-223-2654	-	-	TN-014-300-30-4
		【代表消防機関代行】 相模原市消防局	昼間	警防課	042-751-9140	042-786-2472	-	-	TN-014-557-9211
			夜間	指令課	042-751-9111	042-751-9284	-	-	TN-014-557-9200
		横浜市航空隊	昼間	警防部 司令課	045-332-1351	045-331-5221	-	-	TN-014-700-10-721
			夜間				-	-	TN-014-700-10-740
		川崎市航空隊	昼間	警防部 警防課	044-223-2606	044-223-2619	-	-	TN-014-300-21-48633
			夜間	警防部 指令課	044-200-2645	044-223-2654	-	-	TN-014-300-30-4
	山梨県	防災局	昼間	消防保安課	055-223-1430	055-223-1429	19-2538	19-2529	TN-019-200-2538
			夜間	消防保安課(県庁宿直室)		055-223-1858			TN-019-200-2519
		【代表消防機関】 甲府地区広域行政事務組合	昼間	指令課	055-222-1190	055-235-2119	-	-	TN-019-213
			夜間				-	-	TN-019-213
		【代表消防機関代行】 富士五湖消防本部	昼間	消防課	0555-22-4421	0555-22-8538	-	-	TN-019-433
			夜間	指令課	0555-22-0119	0555-24-4420	-	-	TN-019-433
		県航空隊	昼間	消防防災航空隊	0551-20-3601	0551-20-3603	-	-	TN-019-416(417)
			夜間	消防保安課(県庁宿直室)	055-223-1430	055-223-1858	-	-	—
	長野県	危機管理部	昼間	消防課	026-235-7182	026-233-4332	20-211	20-241	TN-020-231-5204
			夜間						TN-020-231-8739
		【代表消防機関】 長野市消防局	昼間	警防課	026-227-8002	026-226-8461	-	-	TN-020-202-8-1124
			夜間	通信指令室	026-226-0119	026-228-6398	-	-	TN-020-020-8-6132
		【代表消防機関代行】 松本市消防局	昼間	警防課	0263-25-0119	0263-25-3987	-	-	TN-020-533-8-2100
			夜間	通信指令室	0263-25-6108	0263-25-6108	-	-	TN-020-533-76
		県航空隊 (長野県消防防災航空センター)	昼間	長野県消防防災航空センター	0263-85-5511	0263-85-5513	20-88-239-8751	-	TN-020-239-8751
			夜間					-	TN—020-554-76

【別表第3】

関係機関連絡先

関係機関名			連絡先		NTT回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク 上段:電話 下段:FAX
					電話	FAX	電話	FAX	
東海地震AP	静岡県	危機管理部	昼間	消防保安課	054-221-2073	054-221-3327	22-32	22-26	022-100-2073
			夜間	防災当直	054-221-2072	054-221-3252	22-21		022-100-6250
		【代表消防機関】 静岡市消防局	昼間	警防部警防課	054-280-0162	054-280-0168	-	-	022-176-6010
			夜間	警防部指令課	054-280-0120	054-280-0128	-	-	022-176-6080
		【代表消防機関代行】 浜松市消防局	昼間	消防指令センター	053-475-7552	053-472-1198	-	-	022-179-6010
			夜間				-	-	022-179-6080
		県航空隊	昼間	消防防災航空隊	054-261-4483	054-261-4761	-	-	022-137-9000
			夜間	防災当直	054-221-2072	054-221-3252	22-21	22-26	022-137-8001
	愛知県	防災局	昼間	消防保安課・救急救助	052-954-6141	052-954-6913	23-2524	23-4613	023-600-2524
			夜間	宿日直室	052-954-6844	052-954-6995	23-5250	23-4695	023-600-4613
		【代表消防機関】 名古屋市消防局	昼間	名古屋市消防局	052-972-3557	052-951-8463	発-861-4101	発-861-5556	023-700-6300
			夜間	指令課	052-961-3338	052-953-0119	発-861-4101	発-861-5556	023-700-6666
		【代表消防機関代行】 豊田市消防本部	昼間	豊田市消防本部	0565-35-9701	0565-35-9709	発-8301-31	発-8309-11	023-711-2-8530
			夜間	通信指令室	0565-35-9724	0565-35-9739	発-8301-31	発-8309-11	-
		県航空隊	昼間	消防保安課・防災航空G	0568-29-3121	0568-29-3123	-	-	023-200-31
			夜間	消防保安課・防災航空G	0568-29-3121	0568-29-3123	-	-	023-200-11
		名古屋市航空隊	昼間	名古屋市消防局 航空隊	0568-28-0119	0568-28-0721	-	-	-
			夜間	名古屋市消防局 航空隊	0568-28-0119	0568-28-0721	-	-	-
	三重県	防災対策部	昼間	消防・保安課	059-224-2108	059-224-2199	-	-	024-101-8-2108
			夜間	宿直室			-	-	024-101-8-2199
		【代表消防機関】 四日市市消防本部	昼間	消防救急課	059-356-2004	059-356-2016	-	-	024-202-21
			夜間	消防救急課	059-356-2007		-	-	024-202-29
		【代表消防機関代行】 津市消防本部	昼間	警防室	059-254-0357	059-256-7755	-	-	024-807-11
			夜間	通信指令課	059-254-0119	059-256-4100	-	-	024-807-19
		県航空隊	昼間	三重県防災航空隊	059-235-2555	059-235-2557	-	-	-
			夜間				-	-	-

【別表第3】

関係機関連絡先

関係機関名			連絡先		NTT回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク 上段:電話 下段:FAX
					電話	FAX	電話	FAX	
首都直下地震AP	埼玉県	危機管理防災部	昼間	消防防災課	048-830-8171	048-830-8159	11-6-8171	11-6-8159	(昼間)011-200-6-8171 (夜間)011-200-6-8111
			夜間	システム管理室	048-830-8111	048-830-8119	11-6-8111	11-6-8119	(昼間)011-200-6-8159 (夜間)011-200-6-8119
		【代表消防機関】 さいたま市消防局	昼間	警防部 警防課	048-833-7944	048-833-7201	-	-	(昼間)011-704-5512(夜間)011-704-5321
			夜間	指令課	048-833-5000	048-833-1237	-	-	(昼間)011-704-5059(夜間)011-704-5390
		【代表消防機関代行】 川口市消防局	昼間	指令課	048-261-7351	048-262-5050	-	-	011-703-200
			夜間				-	-	011-703-499
		【代表消防機関代行】 埼玉西部消防局	昼間	警防部通信指令センター	04-2929-9119	04-2929-9126	-	-	011-708-260
			夜間				-	-	011-708-399
		【代表消防機関代行】 熊谷市消防本部	昼間	熊谷市・行田市 消防指令センター	048-501-0116	048-526-9003	-	-	011-757-1301
			夜間				-	-	011-757-1399
		【代表消防機関代行】 春日部市消防本部	昼間	指令課	048-738-3111	048-735-1536	-	-	011-714-4549
			夜間				-	-	011-714-4599
		県航空隊 (埼玉県防災航空隊)	昼間	防災航空センター	049-297-7810	049-297-7906	11-4470-304	-	011-701-300
			夜間						011-701-95
	千葉県	防災危機管理部	昼間	危機管理課災害対策室	043-223-2175	043-222-1127	500-7320	500-7298	TN-012-500-7320
			夜間	危機管理課情報通信管理室	043-223-2178	043-222-5219	500-7225	500-7110	TN-012-500-7298
		【代表消防機関】 千葉市消防局	昼間	警防課	043-202-1612	043-202-1654	101-800-3111	101-800-3109	TN-012-101-800-3111
			夜間	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3690	101-800-3669	TN-012-101-800-3109
		【代表消防機関代行】 船橋市消防局	昼間	警防課	047-435-1190	047-435-7878	204-731	204-732	TN-012-204-731
			夜間	指令課	047-435-8649	047-432-8229	204-731	204-732	TN-012-204-732
		県航空隊	昼間	-	-	-	-	-	-
			夜間	-	-	-	-	-	-
		千葉市航空隊	昼間	千葉市消防局 警防課	043-202-1612	043-202-1654	101-800-3111	101-800-3109	TN-012-101-800-3111
			夜間	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3690	101-800-3669	TN-012-101-800-3109
	東京都	総合防災部	昼間	防災対策課	03-5388-2456	03-5388-1260	13-70671	13-70013	013-100-70671
			夜間	夜間防災連絡室	03-5388-2459	03-5388-1958	13-70349	13-70023	013-100-70013
		【代表消防機関】 東京消防庁	昼間	警防部 警防課	03-3212-2258	03-3213-1476	—	—	013-601-9501-3545
			夜間	同上	同上	同上	—	—	013-601-9501-6704
		【代表消防機関代行】 稲城市消防本部	昼間	稲城市消防本部	042-377-7119	042-377-0119	013-82311	013-82301	—
			夜間						—
		都航空隊	昼間	東京消防庁航空隊	042-521-0190	042-521-0191	—	—	013-601-9501-5625
			夜間	同上	同上	同上	—	—	013-601-9501-6738

【別表第3】

関係機関連絡先

関係機関名			連絡先		NTT回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク 上段:電話 下段:FAX
					電話	FAX	電話	FAX	
首都直下地震AP	神奈川県	安全防災局危機管理部	昼間	消防課	045-210-3436	045-210-8829	14-9722	14-9734	TN-014-400-3436【昼間】 TN-014-400-3456【夜間】
			夜間	指令情報室	045-210-3456	045-201-6409	-		TN-014-400-8829【昼間】 TN-014-400-6409【夜間】
		【代表消防機関】 横浜市消防局	昼間	警防部司令課	045-334-1351	045-331-5221	-	-	TN-014-700-10-721
			夜間				-	-	TN-014-700-10-740
		【代表消防機関代行】 川崎市消防局	昼間	警防部 警防課	044-223-2606	044-223-2619	-	-	TN-014-300-21-48633
			夜間	警防部 指令課	044-200-2645	044-223-2654	-	-	TN-014-300-30-4
		【代表消防機関代行】 相模原市消防局	昼間	警防課	042-751-9140	042-786-2472	-	-	TN-014-557-9211
			夜間	指令課	042-751-9111	042-751-9284	-	-	TN-014-557-9200
		横浜市航空隊	昼間	警防部 司令課	045-332-1351	045-331-5221	-	-	TN-014-700-10-721
			夜間				-	-	TN-014-700-10-740
		川崎市航空隊	昼間	警防部 警防課	044-223-2606	044-223-2619	-	-	TN-014-300-21-48633
			夜間	警防部 指令課	044-200-2645	044-223-2654	-	-	TN-014-300-30-4
東南海・南海地震AP	静岡県	危機管理部	昼間	消防保安課	054-221-2073	054-221-3327	22-32	22-26	022-100-2073
			夜間	防災当直	054-221-2072	054-221-3252	22-21		022-100-6250
		【代表消防機関】 静岡市消防局	昼間	警防部警防課	054-280-0162	054-280-0168	-	-	022-176-6010
			夜間	警防部指令課	054-280-0120	054-280-0128	-	-	022-176-6080
		【代表消防機関代行】 浜松市消防局	昼間	消防指令センター	053-475-7552	053-472-1198	-	-	022-179-6010
			夜間				-	-	022-179-6080
		県航空隊	昼間	消防防災航空隊	054-261-4483	054-261-4761	-	-	022-137-9000
			夜間	防災当直	054-221-2072	054-221-3252	22-21	22-26	022-137-8001
	愛知県	防災局	昼間	消防保安課・救急救助G	052-954-6141	052-954-6913	23-2524	23-4613	023-600-2524
			夜間	宿日直室	052-954-6844	052-954-6995	23-5250	23-4695	023-600-4613
		【代表消防機関】 名古屋市消防局	昼間	名古屋市消防局	052-972-3557	052-951-8463	発-861-4101	発-861-5556	023-700-6300
			夜間	指令課	052-961-3338	052-953-0119	発-861-4101	発-861-5556	023-700-6666
		【代表消防機関代行】 豊田市消防本部	昼間	豊田市消防本部	0565-35-9701	0565-35-9709	発-8301-31	発ー8309-11	023-711-2-8530
			夜間	通信指令室	0565-35-9724	0565-35-9739	発-8301-31	発ー8309-11	-
		県航空隊	昼間	消防保安課・防災航空G	0568-29-3121	0568-29-3123	-	-	023-200-31
			夜間	消防保安課・防災航空G	0568-29-3121	0568-29-3123	-	-	023-200-11
		名古屋市航空隊	昼間	名古屋市消防局 航空隊	0568-28-0119	0568-28-0721	-	-	-
			夜間	名古屋市消防局 航空隊	0568-28-0119	0568-28-0721	-	-	-

【別表第3】

関係機関連絡先

関係機関名			連絡先		NTT回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク 上段:電話 下段:FAX
					電話	FAX	電話	FAX	
東南海・南海地震AP	三重県	防災対策部	昼間	消防・保安課	059-224-2108	059-224-2199	-	-	024-101-8-2108
			夜間	宿直室			-	-	024-101-8-2199
		【代表消防機関】 四日市市消防本部	昼間	消防救急課	059-356-2004	059-356-2016	-	-	024-202-21
			夜間	消防救急課	059-356-2007		-	-	024-202-29
		【代表消防機関代行】 津市消防本部	昼間	警防室	059-254-0357	059-256-7755	-	-	024-807-11
			夜間	通信指令課	059-254-0119	059-256-4100	-	-	024-807-19
		県航空隊	昼間	三重県防災航空隊	059-235-2555	059-235-2557	-	-	-
			夜間				-	-	-
	和歌山県	総務部危機管理局	昼間	災害対策課	073-441-2262	073-422-7652	30-82262	30-499	030-300-82262
			夜間	防災当直室	073-441-3300	073-431-5776	30-83300	30-499	030-300-499
		【代表消防機関】 和歌山市消防局	昼間	警防課	073-428-0119	073-423-0190	-	-	030-210-503
			夜間	指令課	073-422-0119	073-422-0200	-	-	030-210-599
		【代表消防機関代行】 田辺市消防本部	昼間	警防課	0739-33-9069	0739-22-3402	-	-	030-260-500
			夜間	警防課	0739-22-0119	0739-22-3402	-	-	030-260-599
		県航空隊	昼間	防災航空センター	0739-45-8211	0739-45-8213	-	-	030-364-400
			夜間	防災航空センター	0739-45-8211	0739-45-8213	-	-	030-364-499
	徳島県	徳島県消防保安課	昼間	消防保安課	088-621-2284	088-621-2849	36-9356	36-9357	036-211-2284
			夜間	県庁衛視室	088-621-2057	088-624-1063	—	—	036-211-2849
		【代表消防機関】 徳島市消防局	昼間	警防課	088-656-1192	088-656-1202	-	-	036-386-2220
			夜間	通信指令課	088-656-1190	088-656-1202	-	-	036-386-2290
		【代表消防機関代行】 阿南市消防本部	昼間	警防課	0884-22-3796	0884-23-1498	-	-	-
			夜間	情報管制課	0884-22-1120	0884-23-1498	-	-	-
		【代表消防機関代行】 徳島中央広域連合消防本部	昼間	消防課	0883-26-1191	0883-24-9918	-	-	-
			夜間	通信指令室	0883-26-1195	0883-24-9917	-	-	-
		徳島県消防防災航空隊	昼間	消防防災航空隊	088-683-4119	088-683-4121	-	-	036-2130
			夜間	県庁衛視室	088-621-2057	088-624-1063	-	-	036-2131

【別表第3】

関係機関連絡先

関係機関名			連絡先		NTT回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク 上段:電話 下段:FAX
					電話	FAX	電話	FAX	
東南海・南海地震AP	高知県	消防政策課	昼間	消防政策課	088-823-9318	088-823-9253	39-11	39-11	039-800-72-9318
			夜間	危機管理当直室	088-823-9699	088-823-9253	39-11	39-11	039-800-72-9253
		【代表消防機関】 高知市消防局	昼間	警防課	088-871-7502	088-871-7518	-	-	039-501-9
			夜間	情報指令課	088-822-8151 088-871-7503	088-871-7518	-	-	039-501-399(FAX) 039-039-930(車載局)
		【代表消防機関代行】 南国市消防本部	昼間	警防係	088-863-3511	088-863-6220	-	-	-
			夜間	通信室	088-863-3511	088-863-6220	-	-	-
		【代表消防機関代行】 仁淀消防組合消防本部	昼間	警防課	088-893-3221	088-893-3225	-	-	-
			夜間	通信室	088-893-3221	088-893-3225	-	-	-
		消防防災航空隊	昼間	消防防災航空隊	088-864-3890	088-864-3896	-	-	-
			夜間	-	-	-	-	-	-
南海トラフ地震AP	静岡県	危機管理部	昼間	危機管理部消防保安課	054-221-2073	054-221-3327	22-32	22-26	022-100-2073
			夜間	防災当直	054-221-2072	054-221-3252	22-21		022-100-6250
		【代表消防機関】 静岡市消防局	昼間	警防部警防課	054-280-0162	054-280-0168	-	-	022-176-6010
			夜間	警防部指令課	054-280-0120	054-280-0128	-	-	022-176-6080
		【代表消防機関代行】 浜松市消防局	昼間	消防指令センター	053-475-7552	053-472-1198	-	-	022-179-6010
			夜間				-	-	022-179-6080
		県航空隊	昼間	消防防災航空隊	054-261-4483	054-261-4761	-	-	022-137-9000
			夜間	防災当直	054-221-2072	054-221-3252	22-21	22-26	022-137-8001
	愛知県	防災局	昼間	消防保安課・救急救助	052-954-6141	052-954-6913	23-2524	23-4613	023-600-2524
			夜間	宿日直室	052-954-6844	052-954-6995	23-5250	23-4695	023-600-4613
		【代表消防機関】 名古屋市消防局	昼間	名古屋市消防局	052-972-3557	052-951-8463	発-861-4101	発-861-5556	023-700-6300
			夜間	指令課	052-961-3338	052-953-0119	発-861-4101	発-861-5556	023-700-6666
		【代表消防機関代行】 豊田市消防本部	昼間	豊田市消防本部	0565-35-9701	0565-35-9709	発-8301-31	発－8309-11	023-711-2-8530
			夜間	通信指令室	0565-35-9724	0565-35-9739	発-8301-31	発－8309-11	-
		県航空隊	昼間	消防保安課・防災航空	0568-29-3121	0568-29-3123	-	-	023-200-31
			夜間	消防保安課・防災航空	0568-29-3121	0568-29-3123	-	-	023-200-11
		名古屋市航空隊	昼間	名古屋市消防局 航空隊	0568-28-0119	0568-28-0721	-	-	-
			夜間	名古屋市消防局 航空隊	0568-28-0119	0568-28-0721	-	-	-

【別表第3】

関係機関連絡先

関係機関名			連絡先		NTT回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク 上段:電話 下段:FAX
					電話	FAX	電話	FAX	
南海トラフ地震AP	三重県	防災対策部	昼間	消防・保安課	059-224-2108	059-224-2199	-	-	024-101-8-2108
			夜間	宿直室			-	-	024-101-8-2199
		【代表消防機関】 四日市市消防本部	昼間	消防救急課	059-356-2004	059-356-2016	-	-	024-202-21
			夜間	消防救急課	059-356-2007		-	-	024-202-29
		【代表消防機関代行】 津市消防本部	昼間	警防室	059-254-0357	059-256-7755	-	-	024-807-11
			夜間	通信指令課	059-254-0119	059-256-4100	-	-	024-807-19
		県航空隊	昼間	三重県防災航空隊	059-235-2555	059-235-2557	-	-	-
			夜間				-	-	-
	和歌山県	総務部危機管理局	昼間	災害対策課	073-441-2262	073-422-7652	30-82262	30-499	030-300-82262
			夜間	防災当直室	073-441-3300	073-431-5776	30-83300	30-499	030-300-499
		【代表消防機関】 和歌山市消防局	昼間	警防課	073-428-0119	073-423-0190	-	-	030-210-503
			夜間	指令課	073-422-0119	073-422-0200	-	-	030-210-599
		【代表消防機関代行】 田辺市消防本部	昼間	警防課	0739-33-9069	0739-22-3402	-	-	030-260-500
			夜間	警防課	0739-22-0119	0739-22-3402	-	-	030-260-599
		県航空隊	昼間	防災航空センター	0739-45-8211	0739-45-8213	-	-	030-364-400
			夜間	防災航空センター	0739-45-8211	0739-45-8213	-	-	030-364-499
	徳島県	徳島県消防保安課	昼間	消防保安課	088-621-2284	088-621-2849	36-9356	36-9357	036-211-2284
			夜間	県庁衛視室	088-621-2057	088-624-1063	—	—	036-211-2849
		【代表消防機関】 徳島市消防局	昼間	警防課	088-656-1192	088-656-1202	-	-	036-386-2220
			夜間	通信指令課	088-656-1190	088-656-1202	-	-	036-386-2290
		【代表消防機関代行】 阿南市消防本部	昼間	警防課	0884-22-3796	0884-23-1498	-	-	—
			夜間	情報管制課	0884-22-1120	0884-23-1498	-	-	—
		【代表消防機関代行】 徳島中央広域連合消防本部	昼間	消防課	0883-26-1191	0883-24-9918	-	-	—
			夜間	通信指令室	0883-26-1195	0883-24-9917	-	-	—
		徳島県消防防災航空隊	昼間	消防防災航空隊	088-683-4119	088-683-4121	-	-	036-2130
			夜間	県庁衛視室	088-621-2057	088-624-1063	-	-	036-2131

【別表第3】

関係機関連絡先

関係機関名			連絡先		NTT回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク 上段:電話 下段:FAX
					電話	FAX	電話	FAX	
南海トラフ地震AP	香川県	危機管理総局	昼間	危機管理課	087-832-3240	087-831-8811	37-2463	37-2479	037-200-5066
			夜間	危機管理課守衛室	087-831-1111	-	37-2435	—	037-200-5802
		【代表消防機関】 高松市消防局	昼間	情報指令課	087-861-2500	087-861-1544	-	-	037-200-431-444
			夜間				-	-	037-200-431-581
		【丸亀市消防本部】 代表消防機関代行	昼間	情報指令室	0877-25-0119	0877-23-4540	-	-	037-200-461-503
			夜間				-	-	037-200-461-581
		県航空隊	昼間	防災航空隊事務所	087-879-0119	087-879-1400	-	-	037-200-433-561
			夜間	危機管理課守衛室	087-831-1111	-	-	-	037-200-433-581
	愛媛県	県民環境部	昼間	消防防災安全課	089-912-2316	089-941-0119	38-2316		038-200-2316
			夜間	防災危機管理課	089-941-2160	089-941-2160	38-2324	38-2328	038-200-2326
		【代表消防機関】 松山市消防局	昼間	警防課	089-926-9220	089-926-9188	-	-	038-518-7220
			夜間	通信指令課	089-926-9200	089-926-9198	-	-	038-518-7198
		【代表消防機関代行】 新居浜市消防本部	昼間	総務警防課	0897-65-1340	0897-34-1189	-	-	-
			夜間	通信指令室	0897-34-0119	0897-34-1179	-	-	-
		県航空隊	昼間	消防防災航空隊	089-972-2133	089-972-3655	-	-	-
			夜間	-	-	-	-	-	-
	高知県	消防政策課	昼間	消防政策課	088-823-9318	088-823-9253	39-11	39-11	039-800-72-9318
			夜間	危機管理当直室	088-823-9699	088-823-9253	39-11	39-11	039-800-72-9253
		【代表消防機関】 高知市消防局	昼間	警防課	088-871-7502	088-871-7518	-	-	039-501-9
			夜間	情報指令課	088-822-8151 088-871-7503	088-871-7518	-	-	039-501-399(FAX) 039-039-930(車載局)
		【代表消防機関代行】 南国市消防本部	昼間	警防係	088-863-3511	088-863-6220	-	-	-
			夜間	通信室	088-863-3511	088-863-6220	-	-	-
		【代表消防機関代行】 仁淀消防組合消防本部	昼間	警防課	088-893-3221	088-893-3225	-	-	-
			夜間	通信室	088-893-3221	088-893-3225	-	-	-
		消防防災航空隊	昼間	消防防災航空隊	088-864-3890	088-864-3896	-	-	-
			夜間	-	-	-	-	-	-

【別表第3】

関係機関連絡先

関係機関名			連絡先		NTT回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク 上段:電話 下段:FAX
					電話	FAX	電話	FAX	
南海トラフ地震AP	大分県	生活環境部	昼間	消防保安室	097-506-3158	097-533-0930	200-206	200-387	044-200-4-3157
			夜間	宿直	097-506-3153				044-200-4-1750
		【代表消防機関】 大分市消防局	昼間	警防課	097-532-2199	097-532-7018	-	-	044-701-377
			夜間	通信指令課	097-532-2187	097-536-3991	-	-	044-701-394
		【代表消防機関代行】 別府市消防本部	昼間	警防課	0977-25-1122	0977-26-4090	-	-	044-702
			夜間	消防署指令室		0977-23-3211	-	-	044-702
		県航空隊	昼間	防災航空隊	0974-34-2192	0974-34-2195	-	-	044-850
			夜間				-	-	044-850
	宮崎県	総務部	昼間	消防保安課	0985-26-7627	0985-26-7304	45-2139	45-2640	045-101-7-2139
			夜間	災害監視室	0985-26-0203	0985-26-7825	45-2778	45-2779	045-101-2640
		【代表消防機関】 宮崎市消防局	昼間	警防課	0985-32-4903	0985-27-8675	-	-	-
			夜間	指令課	0985-27-1118	0985-24-3453	50-6011	50-6012	-
		【代表消防機関代行】 都城市消防局	昼間	警防救急課	0986-22-8883	0986-24-7345	-	-	-
			夜間	指令課	0986-23-2125	0986-24-0119	50-6081	50-6082	-
		県航空隊	昼間	センター事務所	0985-56-0586	0985-56-0597	45-1153	-	-
			夜間	災害監視室	0985-26-0203	0985-26-7825	45-2778	45-2779	-

北海道の登録隊

平成30年1月1日現在

	消防本部名	指揮支援隊	統合機動部隊指揮隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	都道府県大隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊			特殊装備小隊					航空小隊	水上小隊	合計	
											毒劇物等対応小隊	大規模危険物火災等対応小隊	密閉空間火災等対応小隊	遠距離大量送水小隊	消防活動二輪小隊	震災対応特殊車両小隊	水難救助小隊	その他			小隊数	重複除く
代表	札幌市消防局	3	1		2	17	5	12	5		4	1	1	2		1	4	5	2		65	59
道西地区	函館市消防本部				1	8	1	3	1		1							2			17	16
	長万部町消防本部							1										1			2	2
	森町消防本部					1															1	1
	八雲町消防本部					1															1	1
	南渡島消防事務組合消防本部					4		1				3									8	8
	渡島西部広域事務組合消防本部					4		1				3									8	8
	檜山広域行政組合消防本部					3		2													5	5
	地区内小計				1	21	1	8	1		1	6						3			42	41
道南地区	苫小牧市消防本部			1	1	3	2	1	1		1	5						1			16	15
	室蘭市消防本部					3		1	3			3						1			11	11
	登別市消防本部					5	1	1													7	7
	白老町消防本部					1		1	1												3	3
	西胆振消防組合消防本部					3	1	1	1												6	6
	胆振東部消防組合消防本部					1		1	1			3									6	6
	日高西部消防組合消防本部					2		1	1												4	4
	日高中部消防組合消防本部					1		1										1			3	3
	日高東部消防組合消防本部					2															2	2
	地区内小計			1	1	21	4	8	8		1	11						3			58	57
道央地区	小樽市消防本部				1	5	1	2	1		1										11	10
	夕張市消防本部								1												1	1
	美唄市消防本部					1		1													2	2
	歌志内市消防本部					1															1	1
	三笠市消防本部					1		1													2	2
	岩見沢地区消防事務組合消防本部					4	1	1	1												7	7
	砂川地区広域消防組合消防本部					1		1													2	2
	滝川地区広域消防事務組合消防本部					3	1	1													5	5
	深川地区消防組合消防本部					2		1													3	3
	南空知消防組合消防本部					1	1	1	1												4	4

北海道の登録隊

平成30年1月1日現在

	消防本部名	指揮支援隊	統合機動部隊指揮隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	都道府県大隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊			特殊装備小隊					航空小隊	水上小隊	合計	
											毒劇物等対応小隊	大規模危険物火災等対応小隊	密閉空間火災等対応小隊	遠距離大量送水小隊	消防活動二輪小隊	震災対応特殊車両小隊	水難救助小隊	その他			小隊数	重複除く
道央地区	江別市消防本部					2	1	2	2												7	7
	千歳市消防本部					3	1	1	1												6	6
	恵庭市消防本部					1	1		1												3	3
	北広島市消防本部					1	1														2	2
	石狩北部地区消防事務組合消防本部					3	1	2				3									9	9
	岩内・寿都地方消防組合消防本部					2		1													3	3
	羊蹄山ろく消防組合消防本部					1		1													2	2
	北後志消防組合消防本部					3		1													4	4
	地区内小計				1	35	9	17	8		1	3									74	73
道北地区	旭川市消防本部				1	7	1	7	2	1	2							1			22	20
	上川北部消防事務組合消防本部					2	1	1	1												5	5
	富良野広域連合消防本部					3		1	1												5	5
	大雪消防組合消防本部					2		1	1												4	4
	士別地方消防事務組合消防本部					2		1													3	3
	増毛町消防本部								1												1	1
	留萌消防組合消防本部					1															1	1
	北留萌消防組合消防本部					3		1													4	4
	稚内地区消防事務組合消防本部					2		1	1												4	4
	南宗谷消防組合消防本部					2															2	2
	利尻礼文消防事務組合消防本部					2			2									1			5	5
	地区内小計				1	26	2	13	9	1	2							2			56	54
道東地区	釧路市消防本部				1	4	1	3	2		1	1									13	12
	北見地区消防組合消防本部					4	1	2	3												10	10
	網走地区消防組合消防本部					3		1													4	4
	紋別地区消防組合消防本部					2		1													3	3
	美幌・津別広域事務組合消防本部					1		1													2	2
	遠軽地区広域組合消防本部					3		1													4	4
	斜里地区消防組合消防本部					2		1													3	3
	とかち広域消防局					10	1	7	2												20	20

北海道の登録隊

平成30年1月1日現在

消防本部名		指揮支援隊	統合機動部隊指揮隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	都道府県大隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊			特殊装備小隊					航空小隊	水上小隊	合計	
											毒劇物等対応小隊	大規模危険物火災等対応小隊	密閉空間火災等対応小隊	遠距離大量送水小隊	消防活動二輪小隊	震災対応特殊車両小隊	水難救助小隊	その他			小隊数	重複除く
道東地区	釧路北部消防事務組合消防本部					1		1	1												3	3
	釧路東部消防組合消防本部					2		2													4	4
	根室市消防本部					1			1												2	2
	根室北部消防事務組合消防本部					2		2													4	4
	地区内小計				1	35	3	22	9		1	1									72	71
	北海道																		1		1	1
北海道合計		3	1	1	7	155	24	80	40	1	10	22	1	2		1	4	13	3		368	356

北海道大隊後方支援中隊の編成及び各隊保有資機材

平成30年1月1日現在

	消防本部名	後方支援車両（下段カッコ数は無償使用車両）											後方支援資機材（下段カッコ数は無償使用資機材）							備考
		支援車Ⅰ型	支援車Ⅱ型	支援車Ⅲ型	支援車Ⅳ型	大型除染システム搭載車	燃料補給車	航空隊支援車	資機材運搬車	人員輸送車	拠点機能形成車	機動連絡車	エアーテント等	冷暖房装置	寝袋・簡易ベッド	発電機				
代表	札幌市消防局	1 (1)				1 (1)	1 (1)		2				9 (9)	9 (9)	68 (68)	9 (9)				
道西	函館市消防本部								1 (1)				7 (3)	3 (3)	41 (24)	52 (3)				
	長万部町消防本部														5	8				
	森町消防本部														18	2				
	八雲町消防本部																			
	南渡島消防事務組合消防本部												1	6	20	38				
	渡島西部広域事務組合消防本部															9				
	檜山広域行政組合消防本部																			
	地区内小計								1 (1)				8 (3)	9 (3)	84 (24)	109 (3)				
	苫小牧市消防本部								1				4 (4)							
	室蘭市消防本部			1					1	1			1	1	13	17				暖房装置のみ
	登別市消防本部												1	1	16	28				寝袋16、簡易ベッド16

消防本部名		後方支援車両（下段カッコ数は無償使用車両）											後方支援資機材（下段カッコ数は無償使用資機材）							備考
		支援車Ⅰ型	支援車Ⅱ型	支援車Ⅲ型	支援車Ⅳ型	大型除染システム搭載車	燃料補給車	航空隊支援車	資機材運搬車	人員輸送車	拠点機能形成車	機動連絡車	エアーテント等	冷暖房装置	寝袋・簡易ベッド	発電機				
道南	白老町消防本部									1					9	6				
	西胆振消防組合消防本部									1			1	1	5	46				寝袋×15
	胆振東部消防組合消防本部								1				1		10	1				
	日高西部消防組合消防本部									1					20	12				
	日高中部消防組合消防本部														25	2				
	日高東部消防組合消防本部																			
	地区内小計			1					3	4			8 (4)	3	98	112				
	小樽市消防本部									1			7 (6)	6 (6)	58 (48)	7 (6)				
	夕張市消防本部								1						17	4				
	美唄市消防本部												2		20	4				
	歌志内市消防本部																			
	岩見沢地区消防事務組合消防本部								1				1	1	6					折りたたみリヤカー1 簡易トイレ1
	砂川地区広域消防組合消防本部														2	16				寝袋(2)

消防本部名		後方支援車両（下段カッコ数は無償使用車両）											後方支援資機材（下段カッコ数は無償使用資機材）							備考
		支援車Ⅰ型	支援車Ⅱ型	支援車Ⅲ型	支援車Ⅳ型	大型除染システム搭載車	燃料補給車	航空隊支援車	資機材運搬車	人員輸送車	拠点機能形成車	機動連絡車	エアーテント等	冷暖房装置	寝袋・簡易ベッド	発電機				
道央	滝川地区広域消防事務組合消防本部																			
	深川地区消防組合消防本部									1					10					
	南空知消防組合消防本部									1			1							エアーテント一式は人員輸送車への積載不可
	江別市消防本部								1	1										
	千歳市消防本部									1										
	恵庭市消防本部									1			1	1	15	8				寝袋×10 簡易ベッド×5 冷暖房機にあっては暖房機のみ
	北広島市消防本部									1			1	2	8	1				
	石狩北部地区消防事務組合消防本部												1	1	10	10				
	岩内・寿都地方消防組合消防本部															15				
	羊蹄山ろく消防組合消防本部																			
	北後志消防組合消防本部												2	2	15	11				冷暖房装置の内、1は暖房のみ
	地区内小計								3	7			16 (6)	13 (6)	161 (48)	76 (6)				
	旭川市消防本部	1 (1)							1				8 (8)	4 (4)	20 (20)	20 (20)				バルーン型投光器(2) ガスバーナー(3)椅子(20)

消防本部名		後方支援車両（下段カッコ数は無償使用車両）											後方支援資機材（下段カッコ数は無償使用資機材）							備考
		支援車Ⅰ型	支援車Ⅱ型	支援車Ⅲ型	支援車Ⅳ型	大型除染システム搭載車	燃料補給車	航空隊支援車	資機材運搬車	人員輸送車	拠点機能形成車	機動連絡車	エアーテント等	冷暖房装置	寝袋・簡易ベッド	発電機				
道北	上川北部消防事務組合消防本部								1				1		12					放射線測定器(3) 個人線量計(10)
	富良野広域連合消防本部								1						25	24				
	大雪消防組合消防本部									1					10					寝袋・簡易ベッド(各10)
	士別地方消防事務組合消防本部												1	1	5	3	69			折りたたみリヤカー×1 簡易トイレ×1
	増毛町消防本部									1						2				
	留萌消防組合消防本部														5	31				寝袋・簡易ベッド各5個
	北留萌消防組合消防本部														5					
	稚内地区消防事務組合消防本部									1					15	17				
	南宗谷消防組合消防本部												1		5	33				
	利尻礼文消防事務組合消防本部								1			1	1	1	1	1				
	地区内小計	1 (1)							4	3		1	12 (8)	6 (4)	103 (20)	131 (20)	69			
	釧路市消防本部								1	1 (1)			4 (4)	4 (4)	32 (32)	4 (4)				
	北見地区消防組合消防本部								1	1	1 (1)		7	8	100	4				調理セット(2)

消防本部名		後方支援車両（下段カッコ数は無償使用車両）											後方支援資機材（下段カッコ数は無償使用資機材）							備考
		支援車Ⅰ型	支援車Ⅱ型	支援車Ⅲ型	支援車Ⅳ型	大型除染システム搭載車	燃料補給車	航空隊支援車	資機材運搬車	人員輸送車	拠点機能形成車	機動連絡車	エアーテント等	冷暖房装置	寝袋・簡易ベッド	発電機				
道東	網走地区消防組合消防本部												1		33	2				
	紋別地区消防組合消防本部													2	6	2				野営用資器材一式(1)
	美幌・津別広域事務組合消防本部														5	7				
	遠軽地区広域組合消防本部												2	1	10	33				
	斜里地区消防組合消防本部															1				
	とかち広域消防局								2				5	3	31	31				
	釧路北部消防事務組合消防本部								1				1		6	2				野営用資機材一式(1)
	釧路東部消防組合消防本部													1	6	1				野営用資機材一式(1)
	根室市消防本部								1						3	15				
	根室北部消防事務組合消防本部												1	2		29				
	地区内小計								6	2 (1)	1 (1)		21 (4)	21 (4)	232 (32)	131 (4)				
北海道合計		2 (2)		1		1 (1)	1 (1)		19 (1)	16 (1)	1 (1)	1	74 (34)	61 (26)	746 (192)	568 (42)	69			

北海道統合機動部隊の編成

平成29年1月1日現在

小隊名 応援先	統合機動部隊 指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	通信支援小隊	後方支援小隊	集結場所
応援先都道府県	札幌市消防局 指揮隊 （都道府県大隊長兼務）	札幌市消防局 消火小隊１	札幌市消防局 救助小隊１	札幌市消防局 救急小隊１	旭川市消防本部 通信支援小隊	後方支援小隊１ （支援車Ｉ型）	札幌市消防学校
		札幌市消防局 消火小隊２	札幌市消防局 救助小隊２	札幌市消防局 救急小隊２		札幌市消防局 後方支援小隊２ （資材搬送車）	
						札幌市消防局 燃料補給隊	

北海道エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成

平成３０年１月１日現在

消防本部名	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	特殊災害中隊					消火中隊	特殊装備中隊				通信支援小隊	後方支援小隊	水上小隊
		大容量送水ポンプ車	大型放水砲搭載ホース延長車	大型化学車	大型高所放水車	泡原液搬送車	化学消防ポンプ自動車	遠距離送水用ポンプ車	ホース延長車	はしご車	屈折はしご車			
苫小牧市消防本部	1	1	1	1	1	1								
南渡島消防事務組合消防本部				1	1	1								
室蘭市消防本部				1	1	1								
石狩北部地区消防事務組合消防本部				1	1	1								
渡島西部広域事務組合消防本部				1	1	1								
胆振東部消防組合消防本部				1	1	1								

北海道大隊の出動対象都府県等一覧

出動計画・出動対象災害	
基本計画（出動準備）	・最大震度6弱（政令市等は5強）の地震災害が発生した場合 ・大津波警報が発表された場合 ・噴火警報（居住地域）が発表された場合
迅速出動	区分Ⅰ ・最大震度7（東京都特別区は6強以上）の地震災害が発生した場合（震央が海域の場合は出動の準備）
	区分Ⅱ ・最大震度6強（東京都特別区は6弱）の地震災害が発生した場合（震央が海域の場合は出動の準備）
アクションプラン	＜東海地震＞ ・東海地震に係る注意情報が発表又は警戒宣言が発令された場合に、対象8都県中1の都県で震度6弱（政令市等は5強）以上の地震災害が発生した場合 ・想定震源域内を震源とし、対象8都県中2以上の都県で震度6弱（政令市等は5強）以上の地震災害が発生した場合
	＜首都直下地震＞ ・被災4都県中2以上の都県で震度6弱（政令市等は5強）以上の地震災害が発生した場合
	＜東南海・南海地震＞ ・想定震源域内を震源とし、対象6都県中2以上の都県で震度6弱（政令市等は5強）以上の地震災害が発生した場合

区分	応援方面	道路別	集結場所	集結場所担当消防本部
陸路・海路	東北方面	国道5号線	小樽市築港7－2 勝納埠頭 新日本海フェリー㈱フェリーターミナル	小樽市消防本部（警防課長）
		国道36号線	苫小牧市入舟町1丁目2－34 太平洋フェリー㈱フェリーターミナル	苫小牧市消防本部（警防課長）
		国道36号線	苫小牧市入舟町1丁目2－34 川崎近海汽船㈱フェリーターミナル	苫小牧市消防本部（警防課長）
		国道228号線	函館市港町3丁目19－2 函館フェリーターミナル	函館市消防本部（警防課長）
		国道235号線	厚真町字浜厚真17－6 新日本海フェリー㈱苫小牧東港周文フェリーターミナル	苫小牧市消防本部（警防課長）
	関東方面	国道5号線	小樽市築港7－2 勝納埠頭 新日本海フェリー㈱フェリーターミナル	小樽市消防本部（警防課長）
		国道36号線	苫小牧市入舟町1丁目2－34 商船三井㈱フェリーターミナル	苫小牧市消防本部（警防課長）
		国道228号線	函館市港町3丁目19－2 函館フェリーターミナル	函館市消防本部（警防課長）
		国道235号線	厚真町字浜厚真17－6 新日本海フェリー㈱苫小牧東港周文フェリーターミナル	苫小牧市消防本部（警防課長）
	関西方面	国道5号線	小樽市築港7－2 勝納埠頭 新日本海フェリー㈱フェリーターミナル	小樽市消防本部（警防課長）
		国道36号線	苫小牧市入舟町1丁目2－34 太平洋フェリー㈱フェリーターミナル	苫小牧市消防本部（警防課長）
		国道235号線	厚真町字浜厚真17－6 新日本海フェリー㈱苫小牧東港周文フェリーターミナル	苫小牧市消防本部（警防課長）
空路	全国	国道36号線	千歳市平和無番地 航空自衛隊千歳基地	千歳市消防本部（警防課長）

「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」出動車両

前進拠点進出部隊(警戒宣言発令時)

No	消防本部名	車両番号	隊の種類	施設の概要	登録人数	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	車両総重量(kg)	航路	輸送時期(警戒宣言時・発生時)
1	札幌市消防局	札幌 800 そ 2557	都道府県指揮隊	指揮車	5	538	188	248	2,990	苫小牧～大洗	警戒宣言時
2	札幌市消防局	札幌 800 は 2809	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	713	244	306	10,980	苫小牧～大洗	警戒宣言時
3	札幌市消防局	札幌 800 は 3148	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	709	248	303	11,570	苫小牧～大洗	警戒宣言時
4	札幌市消防局	札幌 800 は 3377	救助部隊・毒劇物等対応隊	救助工作車Ⅲ型	6	944	249	337	17,450	苫小牧～大洗	警戒宣言時
5	札幌市消防局	札幌 800 は 1126	救助部隊・毒劇物等対応隊	救助工作車Ⅲ型	5	829	249	327	13,110	苫小牧～大洗	警戒宣言時
6	札幌市消防局	札幌 800 そ 7457	救急部隊	高規格救急車	3	565	190	249	3,135	苫小牧～大洗	警戒宣言時
7	札幌市消防局	札幌 800 そ 1240	救急部隊	高規格救急車	3	562	189	253	3,195	苫小牧～大洗	警戒宣言時
8	札幌市消防局	札幌 800 は 3520	後方支援部隊	支援車Ⅰ型	5	1098	249	356	19,920	苫小牧～大洗	警戒宣言時
9	札幌市消防局	札幌 800 す 9552	後方支援部隊	資機材搬送車	3	784	240	319	7,985	苫小牧～大洗	警戒宣言時
10	札幌市消防局	札幌 800 せ 8613	後方支援部隊	燃料補給車	2	467	175	222	3,945	苫小牧～大洗	警戒宣言時
11	函館市消防本部	函館 800 は 703	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	723	229	293	10,690	苫小牧～大洗	警戒宣言時
12	函館市消防本部	函館 800 は 755	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	731	228	299	10,850	苫小牧～大洗	警戒宣言時
13	南渡島消防事務組合消防本部	函館 800 は 617	消火部隊	化学消防ポンプ自動車	5	740	230	302	12,060	苫小牧～大洗	警戒宣言時
14	渡島西部広域事務組合消防本部	函館 800 は 747	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	732	230	302	11,920	苫小牧～大洗	警戒宣言時
15	檜山広域行政組合消防本部	函館 830 は 119	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	743	229	280	11,730	苫小牧～大洗	警戒宣言時
16	苫小牧市消防本部	室蘭 800 は1033	救助小隊・毒劇物等対応小隊	救助工作車Ⅱ型	5	999	249	351	18,940	苫小牧～大洗	警戒宣言時
17	苫小牧市消防本部	室蘭 800 さ 2920	後方支援小隊	資機材搬送車	3	630	221	323	6,055	苫小牧～大洗	警戒宣言時
18	室蘭市消防本部	室蘭 830 ま 119	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	699	224	299	10,430	苫小牧～大洗	警戒宣言時
19	室蘭市消防本部	室蘭 830 に 119	後方支援小隊	支援車Ⅲ型	3	906	230	360	10,185	苫小牧～大洗	警戒宣言時
20	登別市消防本部	室蘭 800 そ 2809	消火小隊	消防ポンプ自動車	5	549	189	271	5,230	苫小牧～大洗	警戒宣言時
21	胆振東部消防組合消防本部	室蘭 800 さ 6880	後方支援小隊	その他の車両	2	476	178	273	5,145	苫小牧～大洗	警戒宣言時
22	日高中部消防組合消防本部	室蘭 800 は 385	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	767	249	290	15,320	苫小牧～大洗	警戒宣言時
23	小樽市消防本部	札幌 800 は 2548	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	735	236	306	12,620	苫小牧～大洗	警戒宣言時
24	小樽市消防本部	札幌 22 せ 1211	後方支援部隊	その他の車両	2	699	199	282	6,055	苫小牧～大洗	警戒宣言時
25	江別市消防本部	札幌 830 せ 504	救助部隊	救助工作車Ⅱ型	5	816	249	337	12,950	苫小牧～大洗	警戒宣言時
26	千歳市消防本部	札幌 200 さ 220	後方支援部隊	その他の車両	2	699	202	258	5,105	苫小牧～大洗	警戒宣言時
27	恵庭市消防本部	札幌 800 は 3288	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	773	249	324	15,380	苫小牧～大洗	警戒宣言時
28	北広島市消防本部	札幌 88 と 2016	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	695	228	276	7,915	苫小牧～大洗	警戒宣言時
29	石狩北部地区消防事務組合消防本部	札幌 800 は 2916	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	770	249	293	14,770	苫小牧～大洗	警戒宣言時
30	滝川地区広域消防事務組合消防本部	札幌 800 は 1805	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	697	230	307	8,100	苫小牧～大洗	警戒宣言時
31	南空知消防組合消防本部	札幌 800 は 451	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	764	249	295	14,105	苫小牧～大洗	警戒宣言時
32	深川地区消防組合消防本部	旭川 830 そ 1103	消火部隊	化学消防ポンプ自動車	5	754	230	291	11,440	苫小牧～大洗	警戒宣言時

「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」出動車両

前進拠点進出部隊(警戒宣言発令時)

No	消防本部名	車両番号	隊の種類	施設の概要	登録人数	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	車両総重量(kg)	航路	輸送時期(警戒宣言時・発生時)
33	岩見沢地区消防事務組合消防本部	札幌 800 は 1573	救助部隊	救助工作車Ⅱ型	5	851	249	335	13,410	苫小牧～大洗	警戒宣言時
34	岩見沢地区消防事務組合消防本部	札幌 800 せ 2701	後方支援部隊	その他の車両	2	481	169	225	3,860	苫小牧～大洗	警戒宣言時
35	羊蹄山ろく消防組合消防本部	札幌 830 す 2013	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	694	230	300	11,900	苫小牧～大洗	警戒宣言時
36	旭川市消防本部	旭川 800 は 1919	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	715	233	301	11,250	苫小牧～大洗	警戒宣言時
37	旭川市消防本部	旭川 800 は 1997	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	713	233	300	11,750	苫小牧～大洗	警戒宣言時
38	旭川市消防本部	旭川 800 は 1252	救助小隊及び毒劇物等対応小隊重複	救助工作車Ⅲ型	5	826	240	312	12,180	苫小牧～大洗	警戒宣言時
39	旭川市消防本部	旭川 800 は 1379	後方支援小隊	支援車Ⅰ型	4	1,100	249	355	19,870	苫小牧～大洗	警戒宣言時
40	大雪消防組合消防本部	旭川 800 は 901	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	763	247	333	12,800	苫小牧～大洗	警戒宣言時
41	士別地方消防事務組合消防本部	旭川 800 は 1135	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	698	230	269	9,810	苫小牧～大洗	警戒宣言時
42	北見地区消防組合消防本部	北見 800 は 823	後方支援部隊	拠点機能形成車	2	1197	249	359	19,970	苫小牧～大洗	警戒宣言時
43	北見地区消防組合消防本部	北見 800 さ 2448	後方支援部隊	その他の車両	2	475	169	231	2,540	苫小牧～大洗	警戒宣言時
44	網走地区消防組合消防本部	北見 800 は 705	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	902	249	321	21,000	苫小牧～大洗	警戒宣言時
45	紋別地区消防組合消防本部	北見 830 さ 1609	消火部隊	消防ポンプ自動車	5	582	198	276	6,775	苫小牧～大洗	警戒宣言時
46	とかち広域消防局	帯広 800 は 1093	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	720	233	300	11,440	苫小牧～大洗	警戒宣言時
47	とかち広域消防局	帯広 830 す 10	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	718	233	283	10,920	苫小牧～大洗	警戒宣言時
48	とかち広域消防局	帯広 88 た 769	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	676	221	299	9,455	苫小牧～大洗	警戒宣言時
49	釧路市消防本部	30年3月末更新	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	—	—	—	—	苫小牧～大洗	警戒宣言時
50	釧路市消防本部	釧路 830 す 999	救助部隊・毒劇物等対応隊	救助工作車Ⅲ型	6	845	237	319	12,270	苫小牧～大洗	警戒宣言時
51	釧路市消防本部	釧路 800 さ 4250	後方支援部隊	人員搬送車	2	629	203	295	4,735	苫小牧～大洗	警戒宣言時
52	釧路北部消防事務組合	釧路 800 は 421	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	909	249	335	21,335	苫小牧～大洗	警戒宣言時

※警戒宣言があった場合、北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島、石川及び福井県の一部の部隊に対し状況に応じて強化地域の周辺地域に指定する前進拠点に進出することを指示する
前進拠点: ①消防大学校 ②自治大学校 ③救急振興財団救急救命研修所 ④市町村職員中央研修所 ⑤全国市町村国際文化研修所 ⑥滋賀県消防学校

「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」出動車両

第4次応援部隊(発災後)

No	消防本部名	車両番号	隊の種類	施設の概要	登録人数	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	車両総重量(kg)	航路	輸送時期(警戒宣言時・発生時)
1	札幌市消防局	札幌 800 す 8596	指揮支援隊	指揮車	5	523	160	276	2,635	苫小牧～大洗	地震発生時
2	札幌市消防局	札幌 800 せ 3727	指揮支援隊	指揮車	5	541	188	245	2,825	苫小牧～大洗	地震発生時
3	札幌市消防局	札幌 800 そ 6022	指揮支援隊	指揮車	5	540	188	243	2,875	苫小牧～大洗	地震発生時
4	札幌市消防局	札幌 800 は 1119	救助部隊・毒劇物等対応隊	救助工作車Ⅲ型	5	829	249	327	13,110	苫小牧～大洗	地震発生時
5	札幌市消防局	札幌 800 は 1876	救助部隊・水難救助部隊	救助工作車Ⅱ型	5	923	249	358	17,720	苫小牧～大洗	地震発生時
6	札幌市消防局	札幌 800 は 2605	救助部隊・水難救助部隊	救助工作車Ⅱ型	5	936	249	347	17,130	苫小牧～大洗	地震発生時
7	札幌市消防局	札幌 800 そ 4855	救急部隊	高規格救急車	3	564	190	249	3,345	苫小牧～大洗	地震発生時
8	札幌市消防局	札幌 800 そ 4854	救急部隊	高規格救急車	3	564	190	249	3,345	苫小牧～大洗	地震発生時
9	札幌市消防局	札幌 800 そ 4853	救急部隊	高規格救急車	3	564	190	249	3,345	苫小牧～大洗	地震発生時
10	札幌市消防局	札幌 800 そ 4852	救急部隊	高規格救急車	4	564	190	247	3,335	苫小牧～大洗	地震発生時
11	札幌市消防局	札幌 800 そ 7448	救急部隊	高規格救急車	3	565	189	249	3,135	苫小牧～大洗	地震発生時
12	札幌市消防局	札幌 800 そ 7450	救急部隊	高規格救急車	3	565	189	249	3,135	苫小牧～大洗	地震発生時
13	札幌市消防局	札幌 800 そ 7458	救急部隊	高規格救急車	3	565	190	249	3,135	苫小牧～大洗	地震発生時
14	札幌市消防局	札幌 800 せ 9812	救急部隊	高規格救急車	3	564	190	247	3,260	苫小牧～大洗	地震発生時
15	札幌市消防局	札幌 800 そ 1232	救急部隊	高規格救急車	3	562	190	254	3,265	苫小牧～大洗	地震発生時
16	札幌市消防局	札幌 800 そ 1233	救急部隊	高規格救急車	3	562	189	253	3,195	苫小牧～大洗	地震発生時
17	札幌市消防局	札幌 800 さ 2008	後方支援部隊	その他の車両	3	802	236	273	7,955	苫小牧～大洗	地震発生時
18	札幌市消防局	札幌 800 は 2403	後方支援部隊	大型除染システム搭載車	2	782	223	278	9,955	苫小牧～大洗	地震発生時
19	札幌市消防局	札幌 800 は 4202	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	706	249	306	11,830	苫小牧～大洗	地震発生時
20	札幌市消防局	札幌 800 は 4206	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	706	249	306	11,830	苫小牧～大洗	地震発生時
21	札幌市消防局	札幌 800 は 4208	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	706	249	306	11,830	苫小牧～大洗	地震発生時
22	札幌市消防局	札幌 800 は 2568	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	705	246	304	10,930	苫小牧～大洗	地震発生時
23	札幌市消防局	札幌 800 は 2790	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	713	244	306	10,980	苫小牧～大洗	地震発生時
24	札幌市消防局	札幌 800 は 2983	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	706	245	305	11,540	苫小牧～大洗	地震発生時
25	札幌市消防局	札幌 800 は 2984	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	706	245	305	11,540	苫小牧～大洗	地震発生時
26	札幌市消防局	札幌 800 は 3162	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	709	248	303	11,570	苫小牧～大洗	地震発生時
27	札幌市消防局	札幌 800 は 3150	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	709	248	303	11,570	苫小牧～大洗	地震発生時
28	札幌市消防局	札幌 800 は 4429	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	720	249	309	12,210	苫小牧～大洗	地震発生時
29	札幌市消防局	札幌 800 は 4431	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	720	249	309	12,210	苫小牧～大洗	地震発生時
30	札幌市消防局	札幌 800 は 4377	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	720	249	308	12,210	苫小牧～大洗	地震発生時
31	札幌市消防局	札幌 800 は 4378	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	720	249	308	12,210	苫小牧～大洗	地震発生時
32	札幌市消防局	札幌 800 は 4430	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	720	249	309	12,210	苫小牧～大洗	地震発生時

「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」出動車両

第4次応援部隊(発災後)

No	消防本部名	車両番号	隊の種類	施設の概要	登録人数	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	車両総重量(kg)	航路	輸送時期(警戒宣言時・発生時)
33	札幌市消防局	札幌 800 は 3338	消火部隊	化学消防ポンプ自動車	5	758	226	304	11,990	苫小牧～大洗	地震発生時
34	札幌市消防局	札幌 800 は 3684	大規模危険物火災等対応隊	屈折放水塔車	2	902	249	365	16,350	苫小牧～大洗	地震発生時
35	札幌市消防局	札幌 800 は 2112	水難救助隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	755	250	335	12,520	苫小牧～大洗	地震発生時
36	札幌市消防局	札幌 800 は 1898	水難救助隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	797	249	350	17,460	苫小牧～大洗	地震発生時
37	札幌市消防局	札幌 800 は 2985	毒劇物等対応隊	その他の車両	5	889	248	352	9,785	苫小牧～大洗	地震発生時
38	札幌市消防局	札幌 800 は 857	密閉空間火災対応隊	高発泡車	2	811	248	352	13,010	苫小牧～大洗	地震発生時
39	札幌市消防局	札幌 800 は 3155	その他特殊装備部隊	はしご自動車	2	1,066	249	350	19,080	苫小牧～大洗	地震発生時
40	札幌市消防局	札幌 800 は 4128	その他特殊装備部隊	はしご自動車	2	1,066	249	355	18,845	苫小牧～大洗	地震発生時
41	札幌市消防局	札幌 800 は 2978	その他特殊装備部隊	はしご自動車	2	1,064	249	345	18,840	苫小牧～大洗	地震発生時
42	札幌市消防局	札幌 800 せ 5411	その他特殊装備部隊	ウォーターカッター車	3	504	182	265	4,825	苫小牧～大洗	地震発生時
43	札幌市消防局	札幌 800 せ 5397	その他特殊装備部隊	大型ブロアー車	3	621	217	344	5,765	苫小牧～大洗	地震発生時
44	札幌市消防局	札幌 800 は 2991	その他特殊装備部隊	遠距離送水用ポンプ車	3	840	249	367	16,665	苫小牧～大洗	地震発生時
45	札幌市消防局	札幌 800 は 2974	その他特殊装備部隊	ホース延長車	3	771	250	350	16,135	苫小牧～大洗	地震発生時
46	札幌市消防局	札幌 800 は 3537	その他特殊装備部隊	重機及び重機搬送車	3	1,154	249	319	19,965	苫小牧～大洗	地震発生時
47	函館市消防本部	函館 88 ち 3623	都道府県指揮隊	指揮車	4	501	169	250	3,100	苫小牧～大洗	地震発生時
48	函館市消防本部	函館 800 は 505	救助部隊	救助工作車Ⅲ型	5	829	232	325	12,180	苫小牧～大洗	地震発生時
49	函館市消防本部	函館 800 は 218	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	708	230	276	10,410	苫小牧～大洗	地震発生時
50	函館市消防本部	函館 800 は 282	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	708	230	278	10,380	苫小牧～大洗	地震発生時
51	函館市消防本部	函館 800 は 397	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	672	230	275	10,340	苫小牧～大洗	地震発生時
52	函館市消防本部	函館 800 は 672	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	725	228	291	10,490	苫小牧～大洗	地震発生時
53	函館市消防本部	函館 800 は 815	消火部隊	消防ポンプ自動車	5	730	238	304	8,110	苫小牧～大洗	地震発生時
54	函館市消防本部	函館 800 さ 5433	救急部隊	高規格救急車	3	564	194	251	3,225	苫小牧～大洗	地震発生時
55	函館市消防本部	函館 830 さ 4977	救急部隊	高規格救急車	3	564	190	248	3,225	苫小牧～大洗	地震発生時
56	函館市消防本部	函館 800 さ 4055	救急部隊	高規格救急車	3	562	189	250	3,215	苫小牧～大洗	地震発生時
57	函館市消防本部	函館 800は1047	その他特殊装備部隊	はしご自動車	5	1,064	249	356	20,720	苫小牧～大洗	地震発生時
58	函館市消防本部	函館 800 は 402	その他特殊装備部隊	屈折はしご自動車	5	960	249	375	16,890	苫小牧～大洗	地震発生時
59	函館市消防本部	函館 800 さ 4739	後方支援部隊	その他の車両	2	701	224	324	7,555	苫小牧～大洗	地震発生時
60	森町消防本部	函館 88 た 1107	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	869	249	325	19,890	苫小牧～大洗	地震発生時
61	八雲町消防本部	函館 800 は 606	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	734	249	319	12,430	苫小牧～大洗	地震発生時
62	南渡島消防本部	函館 800 は 508	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	706	231	286	11,390	苫小牧～大洗	地震発生時
63	南渡島消防本部	函館 800 さ 7799	救急部隊	高規格救急車	3	562	189	249	3,195	苫小牧～大洗	地震発生時
64	渡島西部広域事務組合消防本部	函館 830 さ 2940	消火部隊	消防ポンプ自動車	5	580	192	289	6,165	苫小牧～大洗	地震発生時

「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」出動車両

第4次応援部隊(発災後)

No	消防本部名	車両番号	隊の種類	施設の概要	登録人数	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	車両総重量(kg)	航路	輸送時期(警戒宣言時・発生時)
65	渡島西部広域事務組合消防本部	函館 800 さ 5447	救急部隊	高規格救急車	3	565	189	253	3,105	苫小牧～大洗	地震発生時
66	長万部町消防本部	函館 800 さ 3881	救急部隊	高規格救急車	3	562	189	255	3,265	苫小牧～大洗	地震発生時
67	檜山広域行政組合消防本部	函館 88 た 914	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	871	249	313	19,910	苫小牧～大洗	地震発生時
68	檜山広域行政組合消防本部	函館 830 り 119	救急部隊	高規格救急車	3	565	189	256	3,255	苫小牧～大洗	地震発生時
69	檜山広域行政組合消防本部	函館 800 さ 2831	救急部隊	高規格救急車	3	564	190	250	3,305	苫小牧～大洗	地震発生時
70	苫小牧市消防本部	室蘭 800 は 705	消火小隊	化学消防ポンプ車	5	752	240	313	13,290	苫小牧～大洗	地震発生時
71	苫小牧市消防本部	室蘭 800 は 116	消火小隊	化学消防ポンプ車	5	783	249	356	15,940	苫小牧～大洗	地震発生時
72	苫小牧市消防本部	室蘭 800 は 469	大規模危険物火災等対小隊	大型化学車	5	980	250	331	21,350	苫小牧～大洗	地震発生時
73	苫小牧市消防本部	室蘭 800 は 545	大規模危険物火災等対小隊	大型高所放水車	2	1,000	250	372	19,920	苫小牧～大洗	地震発生時
74	苫小牧市消防本部	室蘭 800 は 50	大規模危険物火災等対小隊	泡原液搬送車	2	716	249	300	11,815	苫小牧～大洗	地震発生時
75	苫小牧市消防本部	室蘭 800 さ 3330	都道府県大隊指揮隊	指揮車	4	501	169	245	2,680	苫小牧～大洗	地震発生時
76	苫小牧市消防本部	室蘭 800 さ 5064	救急小隊	高規格救急車	3	562	189	251	3,155	苫小牧～大洗	地震発生時
77	苫小牧市消防本部	室蘭 800 は 874	救助小隊	津波・大規模風水害対策車	5	923	245	353	10,785	苫小牧～大洗	地震発生時
78	室蘭市消防本部	室蘭 830 さ 2703	消火小隊	化学消防ポンプ車	5	695	238	295	10,680	苫小牧～大洗	地震発生時
79	室蘭市消防本部	室蘭 88 な 813	大規模危険物火災等対応小隊	大型化学車	5	985	249	328	19,905	苫小牧～大洗	地震発生時
80	室蘭市消防本部	室蘭 88 な 660	その他の特殊装備小隊	はしご自動車	5	1,089	249	350	19,945	苫小牧～大洗	地震発生時
81	室蘭市消防本部	室蘭 800 さ 5366	救急小隊	高規格救急車	3	564	190	254	3,305	苫小牧～大洗	地震発生時
82	室蘭市消防本部	室蘭 800 さ 3734	後方支援小隊	その他の車両	2	484	179	195	2,220	苫小牧～大洗	地震発生時
83	室蘭市消防本部	室蘭 830 さ 2401	後方支援小隊	その他の車両	2	803	238	318	7,965	苫小牧～大洗	地震発生時
84	室蘭市消防本部	室蘭 830 さ 2802	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	698	238	302	10,570	苫小牧～大洗	地震発生時
85	登別市消防本部	室蘭 800 さ 2286	消火小隊	消防ポンプ自動車	5	549	189	277	5,270	苫小牧～大洗	地震発生時
86	登別市消防本部	室蘭 800 は 818	救助小隊	救助工作車Ⅱ型	5	772	230	314	11,930	苫小牧～大洗	地震発生時
87	登別市消防本部	室蘭 800 さ 4426	救急小隊	高規格救急車	3	564	190	258	3,225	苫小牧～大洗	地震発生時
88	白老町消防本部	室蘭 88 な 828	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	674	220	270	8,265	苫小牧～大洗	地震発生時
89	白老町消防本部	室蘭 800 さ 508	後方支援小隊	その他の車両	2	474	177	237	2,570	苫小牧～大洗	地震発生時
90	白老町消防本部	室蘭 800 さ 3327	救急小隊	高規格救急車	3	563	180	248	3,045	苫小牧～大洗	地震発生時
91	西胆振行政事務組合消防本部	室蘭 800 は 169	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	687	226	270	8,465	苫小牧～大洗	地震発生時
92	西胆振行政事務組合消防本部	室蘭 830 ね 119	後方支援小隊	その他の車両	2	480	180	212	2,440	苫小牧～大洗	地震発生時
93	西胆振行政事務組合消防本部	室蘭 800 さ 6648	救急小隊	高規格救急車	3	564	190	246	3,355	苫小牧～大洗	地震発生時
94	胆振東部消防組合消防本部	室蘭 830 さ5119	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	698	230	300	9,675	苫小牧～大洗	地震発生時
95	胆振東部消防組合消防本部	室蘭 88 そ 2886	救急小隊	高規格救急車	3	534	181	258	3,015	苫小牧～大洗	地震発生時
96	日高西部消防組合消防本部	室蘭 830 さ 9913	救急小隊	高規格救急車	3	564	190	253	3,295	苫小牧～大洗	地震発生時

「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」出動車両

第4次応援部隊(発災後)

No	消防本部名	車両番号	隊の種類	施設の概要	登録人数	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	車両総重量(kg)	航路	輸送時期(警戒宣言時・発生時)
97	日高西部消防組合消防本部	室蘭 830 せ 2007	消火小隊	消防ポンプ自動車	5	733	230	297	9,280	苫小牧～大洗	地震発生時
98	日高西部消防組合消防本部	室蘭 830 さ 3329	後方支援小隊	人員輸送車	2	538	188	244	3,155	苫小牧～大洗	地震発生時
99	日高中部消防組合消防本部	室蘭 830 さ 993	救急小隊	高規格救急車	3	565	189	249	3,145	苫小牧～大洗	地震発生時
100	日高中部消防組合消防本部	室蘭 830 す 845	その他の特殊装備小隊	はしご自動車	5	999	249	341	16,710	苫小牧～大洗	地震発生時
101	日高東部消防組合消防本部	室蘭 800 は 652	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	704	232	281	10,570	苫小牧～大洗	地震発生時
102	日高東部消防組合消防本部	室蘭 800 さ 5866	消火部隊	消防ポンプ自動車	5	588	192	295	6,115	苫小牧～大洗	地震発生時
103	小樽市消防本部	札幌 800 そ 3323	都道府県指揮隊	指揮車	4	468	169	205	2,190	苫小牧～大洗	地震発生時
104	小樽市消防本部	札幌 800 は 3766	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	923	249	304	19,210	苫小牧～大洗	地震発生時
105	小樽市消防本部	札幌 800 は 3154	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	928	250	312	19,060	苫小牧～大洗	地震発生時
106	小樽市消防本部	札幌 800 そ 6163	消火部隊	消防ポンプ自動車	5	558	188	267	5,255	苫小牧～大洗	地震発生時
107	小樽市消防本部	札幌 800 は 2324	消火部隊	化学消防ポンプ自動車	5	781	249	304	12,790	苫小牧～大洗	地震発生時
108	小樽市消防本部	札幌 800 そ 6125	救急部隊	高規格救急車	3	565	189	250	3,165	苫小牧～大洗	地震発生時
109	小樽市消防本部	札幌 800 そ 3524	救急部隊	高規格救急車	3	562	189	251	3,175	苫小牧～大洗	地震発生時
110	小樽市消防本部	札幌 800 は 4223	救助部隊	救助工作車Ⅱ型	5	836	249	353	12,550	苫小牧～大洗	地震発生時
111	北後志消防組合消防本部	札幌 831 ぬ 119	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	745	249	310	12,460	苫小牧～大洗	地震発生時
112	北後志消防組合消防本部	札幌 830 さ 4199	救急部隊	高規格救急車	3	562	190	259	3,155	苫小牧～大洗	地震発生時
113	北後志消防組合消防本部	札幌 800 は 3318	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	779	249	306	15,040	苫小牧～大洗	地震発生時
114	北後志消防組合消防本部	札幌 800 は 3914	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	759	249	326	15,550	苫小牧～大洗	地震発生時
115	岩内・寿都地方消防組合消防本部	札幌 88 て 6444	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	700	222	272	7,620	苫小牧～大洗	地震発生時
116	岩内・寿都地方消防組合消防本部	札幌 830 て 911	救急部隊	高規格救急車	3	564	190	255	3,185	苫小牧～大洗	地震発生時
117	岩内・寿都地方消防組合消防本部	札幌 800 は 3758	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	830	249	318	15,020	苫小牧～大洗	地震発生時
118	羊蹄山ろく消防組合消防本部	札幌 830 す 2016	救急部隊	高規格救急車	3	565	189	249	3,165	苫小牧～大洗	地震発生時
119	江別市消防本部	札幌 830 ち 103	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	696	230	295	10,530	苫小牧～大洗	地震発生時
120	江別市消防本部	札幌 830 す 107	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	687	229	294	10,440	苫小牧～大洗	地震発生時
121	江別市消防本部	札幌 830 せ 301	救急部隊	高規格救急車	3	564	190	247	3,165	苫小牧～大洗	地震発生時
122	江別市消防本部	札幌 830 そ 303	救急部隊	高規格救急車	3	562	189	249	3,190	苫小牧～大洗	地震発生時
123	江別市消防本部	札幌 830 す 119	後方支援部隊	その他の車両	2	613	188	250	5,070	苫小牧～大洗	地震発生時
124	江別市消防本部	札幌 830 せ 705	後方支援部隊	その他の車両	2	475	169	211	2,690	苫小牧～大洗	地震発生時
125	石狩北部地区広域消防事務組合消防本部	札幌 800 そ 7295	救急部隊	高規格救急車	3	564	190	270	3,355	苫小牧～大洗	地震発生時
126	石狩北部地区広域消防事務組合消防本部	札幌 800 せ 6280	救急部隊	高規格救急車	3	564	190	247	3,205	苫小牧～大洗	地震発生時
127	石狩北部地区広域消防事務組合消防本部	札幌 88 た 2289	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	668	230	294	9,560	苫小牧～大洗	地震発生時
128	石狩北部地区広域消防事務組合消防本部	札幌 88 た 2482	救助部隊	救助工作車Ⅱ型	5	929	249	342	15,380	苫小牧～大洗	地震発生時
129	北広島市消防本部	札幌 800 は 2852	救助部隊	救助工作車Ⅱ型	5	926	249	323	15,570	苫小牧～大洗	地震発生時

「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」出動車両

第4次応援部隊(発災後)

No	消防本部名	車両番号	隊の種類	施設の概要	登録人数	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	車両総重量(kg)	航路	輸送時期(警戒宣言時・発生時)
130	恵庭市消防本部	札幌 800 は 1856	救助部隊	救助工作車Ⅱ型	5	900	249	347	15,790	苫小牧～大洗	地震発生時
131	千歳市消防本部	札幌 800 は 2966	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	845	249	325	15,360	苫小牧～大洗	地震発生時
132	千歳市消防本部	札幌 800 は 2762	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	767	228	315	12,750	苫小牧～大洗	地震発生時
133	千歳市消防本部	札幌 800 は 2574	救助部隊	救助工作車Ⅱ型	5	933	247	337	15,710	苫小牧～大洗	地震発生時
134	千歳市消防本部	札幌 800 せ 8401	救急部隊	高規格救急車	3	564	189	258	3,115	苫小牧～大洗	地震発生時
135	岩見沢地区消防事務組合消防本部	札幌 800 は 2012	消火部隊	消防ポンプ自動車	5	703	249	323	9,170	苫小牧～大洗	地震発生時
136	岩見沢地区消防事務組合消防本部	札幌 800 は 1071	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	743	249	332	13,235	苫小牧～大洗	地震発生時
137	岩見沢地区消防事務組合消防本部	札幌 800 は 1820	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	750	249	335	12,880	苫小牧～大洗	地震発生時
138	岩見沢地区消防事務組合消防本部	札幌 800 は 2764	消火部隊	化学消防ポンプ自動車	5	855	249	313	18,460	苫小牧～大洗	地震発生時
139	岩見沢地区消防事務組合消防本部	札幌 830 そ 2010	救急部隊	高規格救急車	3	562	189	249	3,125	苫小牧～大洗	地震発生時
140	夕張市消防本部	札幌 800 す 3154	後方支援部隊	その他の車両	2	605	212	291	6,225	苫小牧～大洗	地震発生時
141	美唄市消防本部	札幌 800 そ 811	救急部隊	高規格救急車	3	562	189	258	3,155	苫小牧～大洗	地震発生時
142	美唄市消防本部	札幌 800 は 2257	消火部隊	化学消防ポンプ自動車	5	740	249	305	12,940	苫小牧～大洗	地震発生時
143	三笠市消防本部	札幌 800 せ 8611	消火部隊	消防ポンプ自動車	5	558	188	270	5,040	苫小牧～大洗	地震発生時
144	三笠市消防本部	札幌 800 そ 810	救急部隊	高規格救急車	3	562	189	258	320	苫小牧～大洗	地震発生時
145	南空知消防組合消防本部	札幌 88 た 3376	救助部隊	救助工作車Ⅱ型	5	755	227	312	8,205	苫小牧～大洗	地震発生時
146	南空知消防組合消防本部	札幌 831 ふ 119	救急部隊	高規格救急車	3	566	190	251	3,185	苫小牧～大洗	地震発生時
147	南空知消防組合消防本部	札幌 88 と 4225	後方支援部隊	その他の車両	3	701	202	280	5,395	苫小牧～大洗	地震発生時
148	滝川地区広域消防事務組合消防本部	札幌 800 せ 3460	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	667	226	273	7,925	苫小牧～大洗	地震発生時
149	滝川地区広域消防事務組合消防本部	札幌 88 た 3361	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	686	221	312	9,465	苫小牧～大洗	地震発生時
150	滝川地区広域消防事務組合消防本部	札幌 88 た 3962	救助部隊	救助工作車Ⅱ型	5	829	249	336	11,850	苫小牧～大洗	地震発生時
151	滝川地区広域消防事務組合消防本部	札幌 831 ま 119	救急部隊	高規格救急車	3	562	189	259	2,740	苫小牧～大洗	地震発生時
152	歌志内市消防本部	札幌 801 ま 3	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	723	230	295	10,900	苫小牧～大洗	地震発生時
153	深川地区消防組合消防本部	旭川 831 ま 119	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	753	249	310	12,800	苫小牧～大洗	地震発生時
154	深川地区消防組合消防本部	旭川 830 さ 1410	救急部隊	高規格救急車	3	565	189	258	3,175	苫小牧～大洗	地震発生時
155	砂川地区広域消防組合消防本部	札幌 800 せ 9455	消火部隊	消防ポンプ自動車	5	694	230	280	7,900	苫小牧～大洗	地震発生時
156	砂川地区広域消防組合消防本部	札幌 830 す 2510	救急部隊	高規格救急車	3	562	189	250	3,155	苫小牧～大洗	地震発生時
157	旭川市消防本部	旭川 800 さ 9533	都道府県大隊指揮隊	指揮車	4	484	188	225	2,680	苫小牧～大洗	地震発生時
158	旭川市消防本部	旭川 800 は 425	消火小隊及び毒劇物等対応小隊重複	化学消防ポンプ自動車	5	847	249	300	15,190	苫小牧～大洗	地震発生時
159	旭川市消防本部	旭川 800 は 1567	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	700	237	299	10,430	苫小牧～大洗	地震発生時
160	旭川市消防本部	旭川 800 は 1405	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	700	232	294	10,860	苫小牧～大洗	地震発生時
161	旭川市消防本部	旭川 800 は 2038	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	975	249	327	20,660	苫小牧～大洗	地震発生時
162	旭川市消防本部	旭川 800 は 1698	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	907	249	314	19,840	苫小牧～大洗	地震発生時

「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」出動車両

第4次応援部隊(発災後)

No	消防本部名	車両番号	隊の種類	施設の概要	登録人数	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	車両総重量(kg)	航路	輸送時期(警戒宣言時・発生時)
163	旭川市消防本部	旭川 800 さ 8130	救急小隊	高規格救急車	4	564	190	245	3,315	苫小牧～大洗	地震発生時
164	旭川市消防本部	旭川 800 さ 7770	救急小隊	高規格救急車	4	562	189	256	3,205	苫小牧～大洗	地震発生時
165	旭川市消防本部	旭川 800 さ 7052	救急小隊	高規格救急車	4	564	189	256	3,225	苫小牧～大洗	地震発生時
166	旭川市消防本部	旭川 800 さ 9244	救急小隊	高規格救急車	4	565	189	263	3,205	苫小牧～大洗	地震発生時
167	旭川市消防本部	旭川 800 さ 8891	救急小隊	高規格救急車	4	566	190	248	3,325	苫小牧～大洗	地震発生時
168	旭川市消防本部	旭川 830 す 911	救急小隊	高規格救急車	4	564	190	247	3,275	苫小牧～大洗	地震発生時
169	旭川市消防本部	旭川 800 さ 8494	救急小隊	高規格救急車	4	565	190	247	3,325	苫小牧～大洗	地震発生時
170	旭川市消防本部	旭川 800 さ 7657	後方支援小隊	資機材搬送車	2	704	220	297	7,095	苫小牧～大洗	地震発生時
171	旭川市消防本部	旭川 800 さ 7815	通信支援小隊	広報通信車	3	496	188	263	3,205	苫小牧～大洗	地震発生時
172	旭川市消防本部	旭川 800 は 1795	その他の特殊装備小隊	はしご自動車	2	1,062	249	352	19,860	苫小牧～大洗	地震発生時
173	大雪消防組合消防本部	旭川 800 さ 6100	後方支援小隊	人員輸送車	2	459	178	186	1,825	苫小牧～大洗	地震発生時
174	大雪消防組合消防本部	旭川 830 す 2014	救急小隊	高規格救急車	5	565	190	249	3,215	苫小牧～大洗	地震発生時
175	士別地方消防事務組合消防本部	旭川 830 す 991	救急小隊	高規格救急車	3	564	190	249	3,335	苫小牧～大洗	地震発生時
176	北留萌消防組合消防本部	旭川 800 は 1687	消火小隊	化学消防ポンプ自動車	5	790	249	323	15,320	苫小牧～大洗	地震発生時
177	北留萌消防組合消防本部	旭川 800 は 272	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	699	220	298	9,250	苫小牧～大洗	地震発生時
178	北留萌消防組合消防本部	旭川 800 は 1813	消火小隊	消防ポンプ自動車	5	718	249	324	9,820	苫小牧～大洗	地震発生時
179	北留萌消防組合消防本部	旭川 832 ま 119	救急小隊	高規格救急車	4	562	189	257	3,225	苫小牧～大洗	地震発生時
180	上川北部消防事務組合消防本部	旭川 830 す 2015	消火小隊	化学消防ポンプ自動車	5	712	238	302	11,630	苫小牧～大洗	地震発生時
181	上川北部消防事務組合消防本部	旭川 800 さ 7393	救急小隊	高規格救急車	3	562	189	258	3,215	苫小牧～大洗	地震発生時
182	上川北部消防事務組合消防本部	旭川 800 さ 6677	後方支援小隊	資機材搬送車	2	458	176	169	1,695	苫小牧～大洗	地震発生時
183	南宗谷消防組合消防本部	旭川 800 は 1329	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	696	230	295	10,820	苫小牧～大洗	地震発生時
184	稚内地区消防事務組合消防本部	旭川 88 た 930	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	840	249	317	14,965	苫小牧～大洗	地震発生時
185	稚内地区消防事務組合消防本部	旭川 800 さ 2176	後方支援小隊	指揮車	2	480	169	215	3,405	苫小牧～大洗	地震発生時
186	増毛町消防本部	旭川 800 さ 9404	後方支援小隊	指揮車	2	471	177	202	2,280	苫小牧～大洗	地震発生時
187	留萌消防組合消防本部	旭川 800 は 1572	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	697	249	315	12,890	苫小牧～大洗	地震発生時
188	富良野広域連合消防本部	旭川 830 せ 2010	救急小隊	高規格救急車	3	562	189	249	3,215	苫小牧～大洗	地震発生時
189	富良野広域連合消防本部	旭川 830 す 2016	消火小隊	化学消防ポンプ自動車	5	830	249	323	16,060	苫小牧～大洗	地震発生時
190	富良野広域連合消防本部	旭川 830 そ 101	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	843	294	327	15,615	苫小牧～大洗	地震発生時
191	利尻礼文消防事務組合消防本部	旭川 800 さ 8127	後方支援小隊	その他の車両	4	500	197	225	3,230	苫小牧～大洗	地震発生時
192	利尻礼文消防事務組合消防本部	旭川 88 そ 3163	後方支援小隊	その他の車両	3	440	170	220	3,105	苫小牧～大洗	地震発生時
193	利尻礼文消防事務組合消防本部	旭川 800 は 1396	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	688	249	318	11,705	苫小牧～大洗	地震発生時
194	利尻礼文消防事務組合消防本部	旭川 800 は 1460	消火小隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	675	230	286	10,420	苫小牧～大洗	地震発生時
195	北見地区消防組合消防本部	北見 800 は 391	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	775	249	307	14,220	苫小牧～大洗	地震発生時

「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」出動車両

第4次応援部隊(発災後)

No	消防本部名	車両番号	隊の種類	施設の概要	登録人数	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	車両総重量(kg)	航路	輸送時期(警戒宣言時・発生時)
196	北見地区消防組合消防本部	北見 800 は 153	救助部隊	救助工作車Ⅱ型	5	908	249	338	16,160	苫小牧～大洗	地震発生時
197	北見地区消防組合消防本部	北見 800 は 810	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	844	249	306	15,485	苫小牧～大洗	地震発生時
198	北見地区消防組合消防本部	北見 88 は 877	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	859	249	322	19,760	苫小牧～大洗	地震発生時
199	北見地区消防組合消防本部	北見 800 は 906	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	850	249	332	15,650	苫小牧～大洗	地震発生時
200	北見地区消防組合消防本部	北見 830 す 3119	救急部隊	高規格救急車	3	564	190	247	3,225	苫小牧～大洗	地震発生時
201	北見地区消防組合消防本部	北見 800 さ 3655	救急部隊	高規格救急車	3	562	189	250	3,195	苫小牧～大洗	地震発生時
202	北見地区消防組合消防本部	北見 200 さ 181	後方支援部隊	その他の車両	2	624	201	262	4,960	苫小牧～大洗	地震発生時
203	網走地区消防組合消防本部	北見 800 は 628	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	902	249	328	21,190	苫小牧～大洗	地震発生時
204	網走地区消防組合消防本部	北見 830 ま 119	消火部隊	化学消防ポンプ自動車	5	995	249	324	21,440	苫小牧～大洗	地震発生時
205	網走地区消防組合消防本部	北見 830 ろ 119	救急部隊	高規格救急車	3	562	189	255	3,205	苫小牧～大洗	地震発生時
206	斜里地区消防組合消防本部	北見 88 そ 2699	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	674	220	274	7,925	苫小牧～大洗	地震発生時
207	美幌・津別広域事務組合消防本部	北 800 は 630	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	904	250	331	20,770	苫小牧～大洗	地震発生時
208	美幌・津別広域事務組合消防本部	北見 830 さ 2008	救急部隊	高規格救急車	3	564	189	249	3,225	苫小牧～大洗	地震発生時
209	遠軽地区広域組合消防本部	北見 800 さ 1402	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	908	249	356	19,870	苫小牧～大洗	地震発生時
210	遠軽地区広域組合消防本部	北見 800 さ 3290	救急部隊	高規格救急車	3	562	189	249	3,175	苫小牧～大洗	地震発生時
211	とかち広域消防局	帯広 800 は 897	消火部隊	化学消防ポンプ自動車	5	755	249	315	12,910	苫小牧～大洗	地震発生時
212	とかち広域消防局	帯広 800 は 1041	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	720	233	303	11,410	苫小牧～大洗	地震発生時
213	とかち広域消防局	帯広 800 さ 3508	救急部隊	高規格救急車	3	564	190	247	3,295	苫小牧～大洗	地震発生時
214	とかち広域消防局	帯広 800 さ 5297	救急部隊	高規格救急車	3	560	189	248	3,245	苫小牧～大洗	地震発生時
215	とかち広域消防局	帯広 800 さ 4940	救急部隊	高規格救急車	3	560	190	249	3,230	苫小牧～大洗	地震発生時
216	とかち広域消防局	帯広 800 は 384	救助部隊	救助工作車Ⅱ型	5	975	249	364	17,920	苫小牧～大洗	地震発生時
217	とかち広域消防局	帯広 88 そ 1489	後方支援部隊	その他の車両	2	614	208	264	5,575	苫小牧～大洗	地震発生時
218	とかち広域消防局	帯広 830 せ 2016	消火部隊	化学消防ポンプ自動車	5	790	231	312	11,960	苫小牧～大洗	地震発生時
219	とかち広域消防局	帯広 800 は 1051	消火部隊	化学消防ポンプ自動車	5	784	249	323	15,120	苫小牧～大洗	地震発生時
220	とかち広域消防局	帯広 830 せ 2015	救急部隊	高規格救急車	3	560	189	256	3,165	苫小牧～大洗	地震発生時
221	とかち広域消防局	帯広 830 と 119	救急部隊	高規格救急車	3	564	190	250	3,275	苫小牧～大洗	地震発生時
222	とかち広域消防局	帯広 800 さ 3783	後方支援部隊	その他の車両	2	475	169	222	3,340	苫小牧～大洗	地震発生時
223	とかち広域消防局	帯広 800 は 679	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	691	230	309	10,730	苫小牧～大洗	地震発生時
224	とかち広域消防局	帯広 800 さ 4928	救急部隊	高規格救急車	3	555	189	251	3,280	苫小牧～大洗	地震発生時
225	とかち広域消防局	帯広 800 さ 5126	救急部隊	高規格救急車	3	564	190	246	3,295	苫小牧～大洗	地震発生時
226	釧路市消防本部	釧路 800 さ 251	都道府県指揮隊	指揮車	4	479	187	216	2,615	苫小牧～大洗	地震発生時
227	釧路市消防本部	釧路 800 は 485	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	799	248	309	18,925	苫小牧～大洗	地震発生時

「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」出動車両

第4次応援部隊(発災後)

No	消防本部名	車両番号	隊の種類	施設の概要	登録人数	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	車両総重量(kg)	航路	輸送時期(警戒宣言時・発生時)
228	釧路市消防本部	釧路 830 そ 1001	大規模危険物火災等対応隊	大型高所放水車	3	900	249	363	16,660	苫小牧～大洗	地震発生時
229	釧路市消防本部	釧路 830 せ 911	救急部隊	高規格救急車	3	560	189	248	3,090	苫小牧～大洗	地震発生時
230	釧路市消防本部	釧路 800 さ 4445	救急部隊	高規格救急車	3	564	190	248	3,275	苫小牧～大洗	地震発生時
231	釧路市消防本部	釧路 800 は 919	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	902	249	325	20,060	苫小牧～大洗	地震発生時
232	釧路市消防本部	釧路 800 さ 2736	後方支援部隊	資器材搬送車	3	469	169	217	3,755	苫小牧～大洗	地震発生時
233	釧路東部消防組合	釧路 800 な 3	消火部隊	消防ポンプ自動車	5	700	230	299	8,615	苫小牧～大洗	地震発生時
234	釧路東部消防組合	釧路 800 さ 3901	救急部隊	高規格救急車	3	562	189	256	3,225	苫小牧～大洗	地震発生時
235	釧路北部消防組合	釧路 100 さ 5230	後方支援部隊	資器材搬送車	2	840	237	306	7,990	苫小牧～大洗	地震発生時
236	根室市消防本部	釧路 800 は 906	消火部隊	水槽付消防ポンプ自動車	5	720	233	296	11,540	苫小牧～大洗	地震発生時
237	根室市消防本部	釧路 800 さ 3844	後方支援部隊	資器材搬送車	2	490	187	203	2,505	苫小牧～大洗	地震発生時
238	根室北部消防事務組合	釧路 800 は 418	消火部隊	化学消防ポンプ車	5	892	249	312	18,840	苫小牧～大洗	地震発生時
239	根室北部消防事務組合	釧路 800 さ 3432	救急部隊	高規格救急車	4	564	189	260	3,215	苫小牧～大洗	地震発生時

北海道大隊無線通信運用体制

対象範囲	使用無線チャンネル等	備考
各隊間	統制波３	無線統制は、大隊長が行う。 （統制局は、大隊本部）
北海道大隊本部 ↕ 調整本部 指揮支援本部 各都府県大隊本部	統制波１ （指揮支援部隊長）	無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。 （統制局は、調整本部）

※　出動時における無線通信運用体制は、運用要綱第22条に基づき行うとともに、次に掲げる事項を考慮するものとする。

ただし、使用無線系統は被災地消防本部の指示に従うものとする。

1　統制波3の使用は、原則として都道府県大隊長と各隊長間とするが、無線運用上必要がある場合は、各隊間で使用することができるものとする。

2　都道府県大隊内の無線機の貸し借りにより、各隊内の無線連絡は同一の周波数で行うよう努めるものとする。

3　中継送水体系をとるときは、原則として同一周波数の無線をそのラインごとに確保するものとするが、それによりがたいときでも、少なくとも、筒先担当と水源担当は同一周波数の無線とするものとする。

4　通信は必要最小限にとどめるものとする。

地区	種別 / 消防本部	高度救助資機材									NBC災害対応資機材												大規模・危険物火災					林野火災		水害		油処理剤			支援資機材			
		画像探索機	地中音響探知機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	地震警報器	電磁波探査装置	二酸化炭素探査装置	水中探査装置	検知型遠隔探査装置	生物剤検知器一式	化学剤検知器	有毒ガス測定器	空間線量測定器	表面汚染測定器	個人被ばく線量計	陽圧式化学防護服（A）	化学防護服（B）	化学防護服（C）	放射線防護服	除染テント一式	除染剤散布器	クラスB消火薬剤	高発泡装置	耐熱服	簡易水槽	排煙機	空中消火用水のう	攪拌機	救命ボート	船外機付きボート	油処理剤	油吸着マット	オイルフェンス	酸素呼吸器用ボンベ	空気呼吸器用ボンベ	エアーテント一式	火災原因調査資機材一式
代表	札幌市消防局	13	3	14	3	3	1	1	1	1	7	9	87	56	36	202	57	253	307	82	6	12	21,018	1	35	9	32	4	2	2	2	14,463	7,710		88	1,068	20	64
道西地区	函館市消防本部	2	1	5	2	1					1	2	7	1	6	58	14	13		3	2	2	5,400	3	13	3	5			5		700	600	6	16	200	7	1
	長万部町消防本部																						120			4						80	128	60		20		1
	森町消防本部													1	1	5		4					710			4						362	260			61		
	八雲町消防本部															5							540			1	1				1	780	923	160		52		
	南渡島消防事務組合消防本部			2	1								1	3	1	13		44	25					1	13	13	5	2			2	403	655	350	6	102	1	3
	渡島西部広域事務組合消防本部			3									2	2	1	7	2	10	17				805		8	5				1		538	1,768	5		193		
	檜山広域行政組合消防本部												3	4	2	16							1,060		7	11				1		1,839	1,890	69	12	218		1
	地区内小計	2	1	10	3	1					1	2	13	11	11	104	16	71	42	3	2	2	8635	4	41	41	11	2		7	3	4702	6224	650	34	846	8	6
道南地区	苫小牧市消防本部			2								1		6	6	33	7	7	15	4	1	2	169,120		26		1			1	2	732	55		4	192	4	1
	室蘭市消防本部														3	28		44						1	30	12	4					5,820	737			182	1	1
	登別市消防本部	1		1									8						2				2,200			2	1			1	1	50	100		52	131	1	
	白老町消防本部												2	3	1	10							1,020		2	2	1					216	230		6	81		
	西胆振消防組合消防本部																						1,700		8	9	3			1	2	427	1,067	580		122	1	1
	胆振東部消防組合消防本部			1									1			10							60,000		9	2	2				1	500	100			20	1	
	日高西部消防組合消防本部			2											1	9							1,165			17	2				2	378	921			99		3
	日高中部消防組合消防本部												3	2	1	8		5					1,184			6	3			1	1	554	1,003			121		2
	日高東部消防組合消防本部																										1				1	18	20			12		
	地区内小計	1		6								1	14	11	12	98	7	56	17	4	1	2	236,389	1	75	50	18			4	10	8,695	4,233	580	62	960	8	8

地区	種別 / 消防本部	高度救助資機材									NBC災害対応資機材												大規模・危険物火災					林野火災		水害		油処理剤			支援資機材			
		画像探索機	地中音響探知機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	地震警報器	電磁波探査装置	二酸化炭素探査装置	水中探査装置	検知型遠隔探査装置	生物剤検知器一式	化学剤検知器	有毒ガス測定器	空間線量測定器	表面汚染測定器	個人被ばく線量計	陽圧式化学防護服（A）	化学防護服（B）	化学防護服（C）	放射線防護服	除染テント一式	除染剤散布器	クラスB消火薬剤	高発泡装置	耐熱服	簡易水槽	排煙機	空中消火用水のう	撹拌機	救命ボート	船外機付きボート	油処理剤	油吸着マット	オイルフェンス	酸素呼吸器用ボンベ	空気呼吸器用ボンベ	エアーテント一式	火災原因調査資機材一式
道央地区	小樽市消防本部										1	1		10	4	42	5	42	11		1	2	6,490		6		1					40	200		4	189	7	1
	夕張市消防本部			1									1			3									11	1	1				1	13	97	8		35		1
	美唄市消防本部	1												2	1	8							1,860		3	1	1			1	1	564	32			56	2	
	歌志内市消防本部												2	1	1	5		11								2	2					151	50			26	1	
	三笠市消防本部												2	2	1	7									4	2				1		220	147			19		
	岩見沢地区消防事務組合消防本部			2									10	2		25	2	12		2			920		1	5	1				4	30	700	4	10	145	1	
	砂川地区広域消防組合消防本部			1									5						19											2			174			57		3
	滝川地区広域消防事務組合消防本部			2	1								7	4	3	18			8						2	8	5			1	5	540	895	10		161	1	
	深川地区消防組合消防本部													2	1	10		5	2				3,350		4	27	3				2	1,170	243	26		168		
	南空知消防組合消防本部												5	4	2	16		17									3			2						164	1	
	江別市消防本部	1		1									6	4	1	13	4		10	2	1	1					1				3				2	30		
	千歳市消防本部			2										6	2	17	8	4		2	1	3	3,100		6	4	3			1	1	433	234				1	
	恵庭市消防本部			4									4	2	1	10	3	5	10			1	447L		2	3	2			1		48	426			89	1	
	北広島市消防本部												4	1		5	5	3	4	2					2	1	2				2	140	500			104		
	石狩北部地区消防事務組合消防本部			4									1	4	2	18		16	6				272	1	8	8				1	4	1,404	886	1	8	161	1	4
	岩内・寿都地方消防組合消防本部												1	7	6	427	19		270				4,160		2	4						765	194			117		
	羊蹄山ろく消防組合消防本部			1									2	3	4	321	5	5		313					4	20	5			2		500	1,000		2	162		1
	北後志消防組合消防本部												6	1	1	9		47	7				660			11	4			1		446	292	1		154	2	4
	地区内小計	2		18	1						1	1	56	54	30	954	51	167	347	321	3	7	29,812	1	55	97	34			13	23	6,464	6,070	50	26	1,837	18	14

地区	種別 / 消防本部	画像探索機	地中音響探知機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	地震警報器	電磁波探査装置	二酸化炭素探査装置	水中探査装置	検知型遠隔探査装置	生物剤検知器一式	化学剤検知器	有毒ガス測定器	空間線量測定器	表面汚染測定器	個人被ばく線量計	陽圧式化学防護服（A）	化学防護服（B）	化学防護服（C）	放射線防護服	除染テント一式	除染剤散布器	クラスB消火薬剤	高発泡装置	耐熱服	簡易水槽	排煙機	空中消火用水のう	攪拌機	救命ボート	船外機付きボート	油処理剤	油吸着マット	オイルフェンス	酸素呼吸器用ボンベ	空気呼吸器用ボンベ	エアーテント一式	火災原因調査資機材一式
道北地区	旭川市消防本部	4	2	4	2	1					2	2	5	19	10	74	5	86	180	7	1	2	7,139	48	32	9	3			3		893	724		18	349	8	1
	上川北部消防事務組合消防本部			1									3	14				18					2,665	1	8	13	4			3	7	685	1,135	5	3	149	1	5
	富良野広域連合消防本部			4									3	5	2	20			24				2,170		3	19	4			4	2	373	707		25	163		
	大雪消防組合消防本部			1									1										440	2	6	8	2			7	1	545	1,512	3		111		4
	士別地方消防事務組合消防本部			2									1	2	1	8		40		13			500	5	2	2	3				1	126	325	9		69	1	1
	増毛町消防本部												1		1	2			5							1	1					494	357			26		
	留萌消防組合消防本部	1	1	2	1				1				4	1	1	5			5					1	14	16	3				1	369	210			80		2
	北留萌消防組合消防本部												4	2	1	9			3				3,740		8	6	2			4	1	783	1,333			134		
	稚内地区消防事務組合消防本部			1	2								3	1	1	7			6				2,500		5	8					3	190	305		12	139		1
	南宗谷消防組合消防本部								1				5	1	1	5	3		14				660		5	6	6			1	2	194	207		4	111	1	3
	利尻礼文消防事務組合消防本部																						902			6						57	40			87	1	1
	地区内小計	5	3	15	5	1			2		2	2	30	45	18	130	8	144	237	20	1	2	29,716	57	83	94	28			22	18	4,709	6,865	17	62	1,418	12	18
道東地区	釧路市消防本部	2	1	1	1	1					1	1		10	5	42	13	38	40	5	2	2	45,743		12	6	1	3			3	23,494	515		10	405	4	1
	北見地区消防組合消防本部	1		2									8	6	2	26	4	10	12	4		2		1	8	25	5			4	2	3,750	3,300	4		270	7	1
	網走地区消防組合消防本部			1										2	1	10	2	23													3	2,608	3,380		3	149	1	1
	紋別地区消防組合消防本部												3				20	8	3				1,460		4	8	3			3	1	723	1,032		4	109		1
	興梠・津別広域事務組合消防本部			1									2	2		5			3				6,600	2	5	3	1					1,095	1,354			48		1
	遠軽地区広域組合消防本部			1									7	1		5							3,100	11	3	16	1			1	1	1,617	3,147		4	108	2	
	斜里地区消防組合消防本部																														1	7	1,200	180		25		
	とかち広域消防局			9	1								15	15	9	61	5	19	49	2	1	2	20,616	4	23	47	23			4	6	2,496	5,517	72	40	576	5	9
	釧路北部消防事務組合消防本部												3		2	5		4	10						2	2	3	1		1	2	91	560	1	5	118	1	1
	釧路東部消防組合消防本部			1									3	1	1	5		11	11				600		3	3					4	2350	586			97	2	2
	根室市消防本部			1									2	2	1	7		13	6				1,860		5		4			1		342				77		1

地区	種別 / 消防本部	高度救助資機材									NBC災害対応資機材												大規模・危険物火災					林野火災		水害		油処理剤			支援資機材			
		画像探索機	地中音響探知機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	地震警報器	電磁波探査装置	二酸化炭素探査装置	水中探査装置	検知型遠隔探査装置	生物剤検知器一式	化学剤検知器	有毒ガス測定器	空間線量測定器	表面汚染測定器	個人被ばく線量計	陽圧式化学防護服（A）	化学防護服（B）	化学防護服（C）	放射線防護服	除染テント一式	除染剤散布器	クラスB消火薬剤	高発泡装置	耐熱服	簡易水槽	排煙機	空中消火用水のう	撹拌機	救命ボート	船外機付きボート	油処理剤	油吸着マット	オイルフェンス	酸素呼吸器用ボンベ	空気呼吸器用ボンベ	エアーテント一式	火災原因調査資機材一式
根室北部消防事務組合消防本部															1	9	4	54	12					12	4	7	8			3	2	582	823		20	271	1	
	地区内小計	3	1	17	2	1					1	1	43	39	22	175	48	180	146	11	3	6	79,976	30	69	117	49	4		17	25	36,805	21,414	257	86	2,253	23	18
北海道合計		26	8	80	14	6	1	1	3	1	12	16	243	216	129	1,663	187	871	1,096	441	16	31	287,548	94	358	408	172	10	2	65	81	75,828	52,506	1,554	358	8,382	89	128

北海道大隊指揮体制

1　地震等大規模災害

（1）地区別による指揮体制

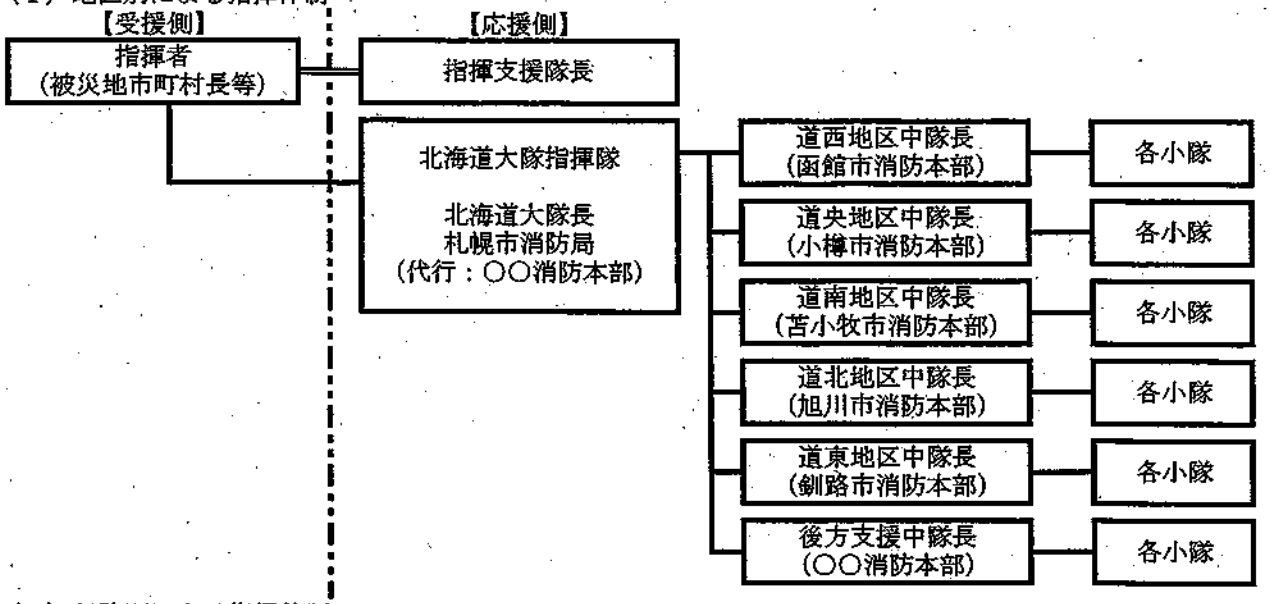

（2）任務別による指揮体制

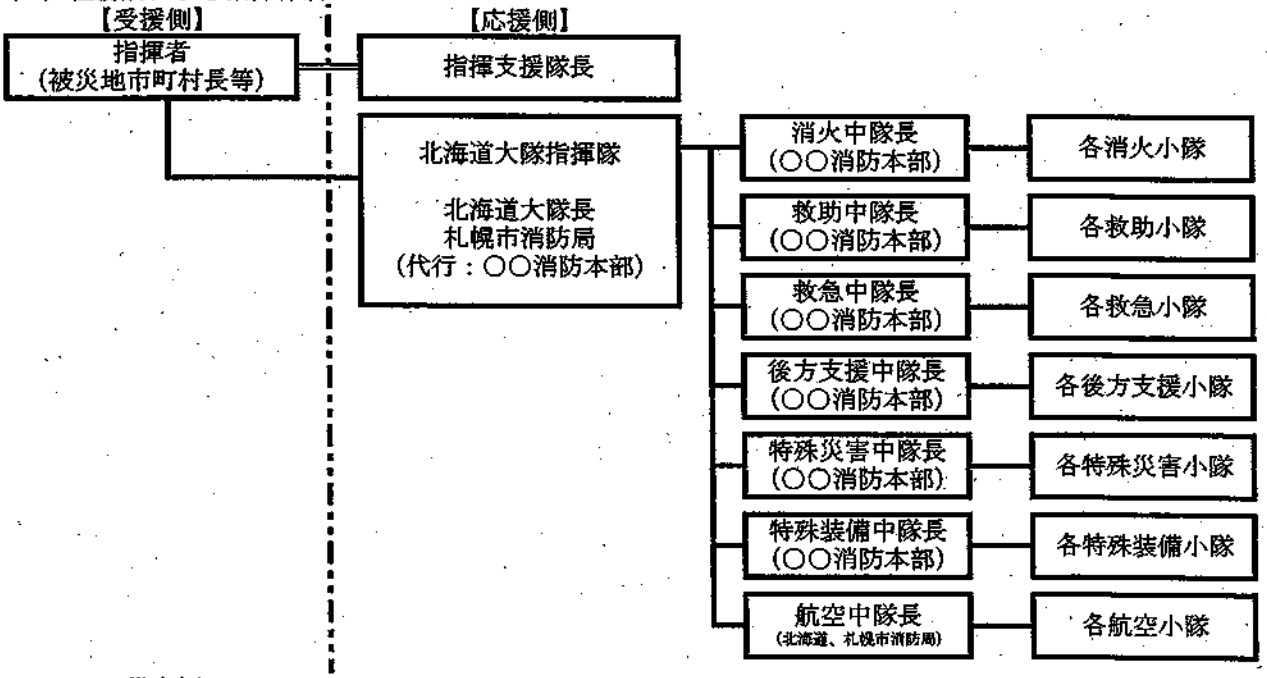

2　ＮＢＣ災害編

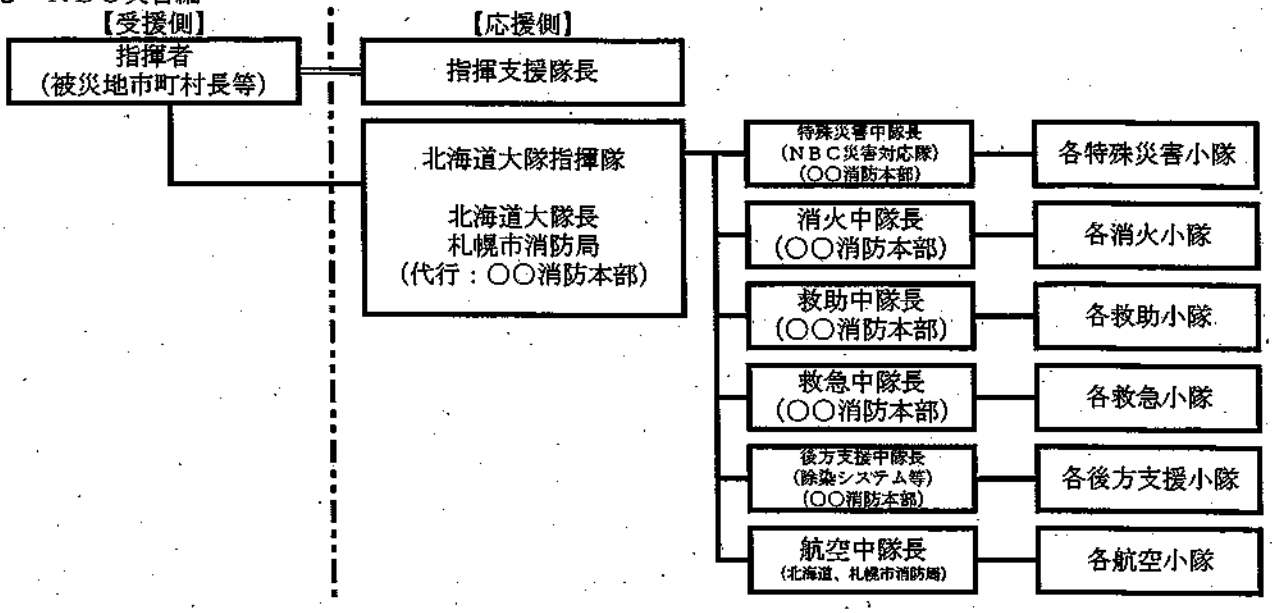

10cm

14cm

公務従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	平成　　年　　月　　日
道路名及び区間	道路名 ICから　　ICまで （入口）　　（出口）
乗車責任者の職・氏名	
車両登録番号	

この車両は、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊として出動する車両及び同災害に出動する消防庁車両であることを証明する。

災害名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日

発行者　職・氏名　　印

※　発行番号は、災害ごとに一連番号とする。

注）本様式は、「緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行料の取扱いについて」（平成17年消防応第8号）により示されたものである。

【別紙第3】

緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行に係る報告

都道府県名：

消防本部名					
消防本部コード					
公務証明書発行番号					
公務証明書発行日					
車両登録番号					
緊急消防援助隊登録部隊種別					
車隊長	階　級				
	氏　名				
通過した有料道路Ⅰ	道路名称				
	道路の区分(※)				
	区間	IC名(入口)			
		IC名(入口)			
	通過月日				
	往路・復路の区分				
通過した有料道路Ⅱ	道路名称				
	道路の区分(※)				
	区間	IC名(入口)			
		IC名(入口)			
	通過月日				
	往路・復路の区分				
通過した有料道路Ⅲ	道路名称				
	道路の区分(※)				
	区間	IC名(入口)			
		IC名(入口)			
	通過月日				
	往路・復路の区分				
通過した有料道路Ⅳ	道路名称				
	道路の区分(※)				
	区間	IC名(入口)			
		IC名(入口)			
	通過月日				
	往路・復路の区分				
通過した有料道路Ⅴ	道路名称				
	道路の区分(※)				
	区間	IC名(入口)			
		IC名(入口)			
	通過月日				
	往路・復路の区分				
通過した有料道路Ⅵ	道路名称				
	道路の区分(※)				
	区間	IC名(入口)			
		IC名(入口)			
	通過月日				
	往路・復路の区分				

注1：上表中の「道路の区分」欄には、東日本高速道路株式会社管轄道路は1、中日本高速道路株式会社管轄道路は2、西日本高速道路株式会社管轄道路は3、首都高速道路は4、阪神高速道路は5、本州四国連絡道路は6、指定都市高速道路のうち名古屋高速道路は7、広島高速道路は8、福岡北九州高速道路は9と記入してください。

注2：多くの車両がある場合は、本表を横に拡張してください。

別記様式1

○○都道府県　○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

平成　年　月　日　時　分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班　陸上・航空)

NTT回線	TEL	03−5253−7527	FAX	03−5253−7552
消防防災無線	TEL	90−49013	FAX	90−49036
地域衛星回線	TEL	048−500−90−49013	FAX	048−500−90−49036
メールアドレス	kinentai@soumu.go.jp			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

○○都道府県

災害対策本部　設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

調整本部　設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	
指揮支援部隊長	所属		氏名	
	TEL			

政府現地対策本部　設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

○○市町村

災害対策本部　設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

指揮本部　設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

指揮支援本部　設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	所属		氏名	
(指揮支援隊長)	TEL			

緊急消防援助隊

陸上

○○都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

○○都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

○○都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

○○都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

航空

ヘリベース(HB)　設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			

フォワードベース(FB)　設置場所：

FB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			
地上支援隊	所属		職・氏名	
	TEL			

別記様式2（航空除く）

緊急消防援助隊活動報告（日報）

消防庁長官　殿

（指揮支援部隊長、指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長）

報告日時	平成　年　月　日（　）　時　分 現在				
災害名					
活動日時	平成　年　月　日（　）　時　分 ～　時　分				
活動場所	都道府県		市区町村		
	地　区				
活動中の異常	有 ・ 無	隊員の負傷	有 ・ 無	車両・資機材の損傷	有 ・ 無
活動内容 （活動中の異常、隊員の負傷、又は車両・資機材の損傷等があれば、その内容も記載）					
使用資機材					
連携活動機関					
連携活動内容					

	隊種別	隊数	隊員数		隊種別	隊数	隊員数
出動隊の状況	指揮支援隊	隊	人	特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人		大規模危険物火災等対応小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人		密閉空間火災等対応小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	隊	人
	救急小隊	隊	人		消防活動二輪小隊	隊	人
	後方支援小隊	隊	人		震災対応特殊車両小隊	隊	人
	通信支援小隊	隊	人		水難救助小隊	隊	人
	航空小隊	隊	人		その他の特殊装備小隊	隊	人
	水上小隊	隊	人		合　計	隊	人

傷病者の状況	救出人員					
	生存	人	死亡	人	合計	人
	救急搬送人員				出動件数	件
	軽症	中等症	重症	死亡	その他	合計
	人	人	人	人	人	人

翌日の活動予定	活動時間	時　分 ～　時　分
	活動場所	
	活動内容	

報告者	消防本部		氏　名	
	TEL			

別記様式2(航空)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官　殿

(○○航空小隊)

報告日時	平成　年　月　日(　)　時　分 現在					
災害名						
機体名		機種				
活動場所						
活動人員	パイロット　名・整備士　名・隊員　名・その他　名				計　名	

活動時間経過	時間	活動概要	時間	活動概要

活動実績		火災	救助	救急	輸送	情報収集	計
		件	件	件	件	件	件
	救助・搬送人員	名	名	名	名		名
	詳細事項	消火　回 ℓ	ホイスト　名 着陸　名	軽症　名 中等症　名 重症　名 その他　名	隊員　名 隊員以外　名 資機材等　kg		
燃料補給(場所・回数・数量)							
活動中の異常		有・無	隊員の負傷	有・無	航空機・資機材の損傷		有・無

翌日の活動予定	
備考	

報告者				
	所属		氏名	
	TEL			

別記様式1－1

緊急消防援助隊の応援等要請

第　　報
平成　年　月　日　時　分

（消防庁長官）　　殿

（都道府県知事）

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、平成　年　月　日　時　分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	平成　年　月　日　時　分頃			
災害発生場所	都道府県　　市区町村			
出動を希望する区域・活動内容				
災害の状況				
	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明

応援等要請日時	平成　年　月　日　時　分				
必要とする応援隊 （必要とする隊に○を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。）	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他（　　）	
その他参考となるべき事項（必要資機材等）					

＜連絡責任者＞

担当課室		氏　名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1－2

応援等要請のための連絡事項

第　　報
平成　年　月　日　時　分

（消防庁長官 又は 都道府県知事） 殿

（市町村長）

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	平成　年　月　日　時　分頃			
災害発生場所	都道府県　市区町村			
出動を希望する区域・活動内容				
災害の状況				
	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明

応援等連絡日時	平成　年　月　日　時　分				
必要とする応援隊（必要とする隊に○を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。）	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他（　　）	
その他参考となるべき事項（必要資機材等）					

＜連絡責任者＞

担当課室		氏　名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等が必要である旨の連絡は電話により直ちに行うこと。また、本様式による連絡は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式２－１

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

平成　　年　　月　　日　　時　　分

都道府県消防防災主管部長
消　　防　　長　殿

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式２－２にて30分以内に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分頃			
災害発生場所	都道府県　　市区町村			
災害名				
災害の状況				
	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明

出動準備を依頼する隊（○の付いた隊）	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他（　　）	
連絡事項（必要資機材等）					

問い合わせ先	消防庁災害対策本部　広域応援班		
NTT回線電話	03－5253－7527	NTT回線FAX	03－5253－7552
地域衛星電話	048－500－90－49013	地域衛星FAX	048－500－90－49036

別記様式2－2

出動可能隊数・出動隊数の報告

可能隊数報告	平成	年	月	日	時	分
出動隊数報告	平成	年	月	日	時	分

（消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 代表消防機関消防長）殿

（都道府県消防防災主管部長 又は 消防長）

次のとおり隊数を報告します。

応援先（都道府県名）	
災害名	

種別			可能隊数	人数	出動隊数	人数	備考	登録隊数
指揮支援隊								
指揮隊			（　）	（　）	（　）	（　）		
消火小隊			（　）	（　）	（　）	（　）		
救助小隊			（　）	（　）	（　）	（　）		
救急小隊			（　）	（　）	（　）	（　）		
後方支援小隊			（　）	（　）	（　）	（　）		
通信支援小隊			（　）	（　）	（　）	（　）		
航空小隊								
水上小隊								
特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊							
		N災害対応小隊						
		B災害対応小隊						
		C災害対応小隊						
	大規模危険物火災等対応小隊							
	密閉空間火災等対応小隊							
特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊							
	消防活動二輪小隊							
	震災対応特殊車両小隊							
	水難救助小隊							
	その他（　　）							
合計								

※（　）内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を記載すること。

最も早く出動可能な隊（指揮支援隊及び航空小隊を除く。）	出動予定時間	時　分
	出動時間	時　分

＜連絡責任者＞

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式3－1

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

平成　　年　　月　　日　　時　　分

都道府県知事
市町村長　殿

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分頃			
災害発生場所	市区町村			
災害名				
災害の状況				
	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明

出動区分	求め・指示（消防組織法第44条第___項）				
アクションプラン	適用（　　）・非適用				
求め又は指示日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分				
求め又は指示する隊の規模	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊	（　）		B災害対応小隊	
	消火小隊	（　）		C災害対応小隊	
	救助小隊	（　）		大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊	（　）		密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊	（　）	特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊	（　）		消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他（　　）	
応援先	市区町村				
進出拠点					
連絡事項					

※（　）内は、統合機動部隊として出動の求め又は指示をする隊の規模

問い合わせ先	消防庁災害対策本部　広域応援班		
NTT回線電話	03－5253－7527	NTT回線FAX	03－5253－7552
地域衛星電話	048－500－90－49013	地域衛星FAX	048－500－90－49036

別記様式3－2

緊急消防援助隊の応援等決定通知

平成　　年　　月　　日　　時　　分

都道府県知事
市町村長　殿

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、受援体制を整えてください。

災害名	
出動区分	求め・指示（消防組織法第44条第__項）
迅速出動	適用（区分Ⅰ・区分Ⅱ）・非適用
アクションプラン	適用（　　）・非適用
求め又は指示日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分
求め又は指示した隊	別添（別記様式3－1又は3－4）のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部　広域応援班		
NTT回線電話	03－5253－7527	NTT回線FAX	03－5253－7552
地域衛星電話	048－500－90－49013	地域衛星FAX	048－500－90－49036

別記様式3－3

緊急消防援助隊の出動隊数通知

平成　　年　　月　　日　　時　　分

都道府県知事
市町村長　殿

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、受援体制を整えてください。

災害名	
出動区分	求め・指示（消防組織法第44条第＿＿項）
迅速出動	適用（区分Ⅰ・区分Ⅱ）・非適用
アクションプラン	適用（　　）・非適用
求め又は指示日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分
出動した隊	別添（別記様式2－2）のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部　広域応援班		
NTT回線電話	03－5253－7527	NTT回線FAX	03－5253－7552
地域衛星電話	048－500－90－49013	地域衛星FAX	048－500－90－49036

別記様式3－4

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示（迅速）

平成　年　月　日　時　分

都道府県知事
市町村長　殿

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第26条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県	
出動区分	求め　・　指示
	区分Ⅰ　・　区分Ⅱ
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時
求め又は指示した隊	下表のとおり
出動先	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に定めるとおり

出動区分	指揮支援部隊	都道府県大隊	
		陸上	航空
Ⅰ 最大震度7 （東京都特別区は6強以上）	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊 （ヘリコプターによる出動を原則とする）	震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊のうち出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する以下の隊 ①第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊 ②必要な出動準備航空小隊 ・指揮支援隊輸送航空小隊　全隊 ・代替出動隊（情報収集航空小隊） （　　） ・救助・救急・輸送航空小隊 （　　）
Ⅱ 最大震度6強 （東京都特別区は6弱）	震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊長の属する指揮支援隊（出動可能な場合に限る） （ヘリコプターによる出動を原則とする）	震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する以下の隊 ①第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊 ②代替出動隊（情報収集航空小隊） （　　）

問い合わせ先	消防庁災害対策本部　広域応援班		
NTT回線電話	03－5253－7527	NTT回線FAX	03－5253－7552
地域衛星電話	048－500－90－49013	地域衛星FAX	048－500－90－49036

別記様式4－1

緊急消防援助隊の引揚決定通知

平成　年　月　日　時　分

消防庁長官
市町村長　殿
指揮支援部隊長

都道府県知事

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引揚決定日時	平成　年　月　日　時　分
引揚決定した隊	
連絡事項	

＜連絡責任者＞

担当課室		氏　名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式4－2

緊急消防援助隊の引揚決定通知

平成　　年　　月　　日　　時　　分

都道府県知事
市町村長　殿

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚が決定しましたので通知します。

引揚決定日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分
引揚決定した隊	別添(別記様式4－1)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部　広域応援班		
NTT回線電話	03－5253－7527	NTT回線FAX	03－5253－7552
地域衛星電話	048－500－90－49013	地域衛星FAX	048－500－90－49036

別記様式5－1（総括表）

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成　　年　　月　　日
災害名	
都道府県	
消防本部	

1. 出動の状況

出動先	都道府県			
	市区町村			
時系列	求め又は指示日時	平成　年　月　日　時　分		
	出動日時	平成　年　月　日　時　分		
	集結完了日時	平成　年　月　日　時　分		
	進出拠点到着日時	平成　年　月　日　時　分		
	活動開始日時	平成　年　月　日　時　分		
	活動終了日時	平成　年　月　日　時　分		
	被災地引揚日時	平成　年　月　日　時　分		
	帰署（所）日時	平成　年　月　日　時　分		
	出動期間	出　動　日　～　帰署（所）日　日間		
	活動期間	活動開始日　～　活動終了日　日間		

隊種別	実数	延べ数
指揮支援隊	隊　名	隊　名
指揮隊	隊　名	隊　名
消火小隊	隊　名	隊　名
救助小隊	隊　名	隊　名
救急小隊	隊　名	隊　名
後方支援小隊	隊　名	隊　名
通信支援小隊	隊　名	隊　名
特殊災害小隊	隊　名	隊　名
特殊装備小隊	隊　名	隊　名
航空小隊	隊　名	隊　名
水上小隊	隊　名	隊　名
合　計	隊　名	隊　名

別記様式5－1（総括表）

2. 活動の状況

救出人員	生存	名	救急搬送人員	出動件数	件
	死亡	名		軽症	名
				中等症	名
				重症	名
				その他	名
	合計	名		合計	名

活動概要	
隊員の負傷の有無	
車両・資機材の損傷	

別記様式5－1（総括表）

緊急消防援助隊活動に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動に関し、有効であった資機材等	
緊急消防援助隊活動に関する課題等	
上記課題に対する改善策等	

別記様式5－2（指揮支援部隊）

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成　　年　　月　　日
災害名	
都道府県	
消防本部	
出動次隊	次隊

1. 出動の状況

出動先	都道府県			
	市区町村			
時系列	求め又は指示日時	平成　年　月　日　時　分		
	出動日時	平成　年　月　日　時　分		
	進出拠点到着日時	平成　年　月　日　時　分		
	活動開始日時	平成　年　月　日　時　分		
	活動終了日時	平成　年　月　日　時　分		
	被災地引揚日時	平成　年　月　日　時　分		
	帰署（所）日時	平成　年　月　日　時　分		
	出動期間	出　動　日　～　帰署（所）日　日間		
	活動期間	活動開始日　～　活動終了日　日間		

隊種別		実　数	延べ数（実数×出動期間）
指揮支援部隊	指揮支援隊	隊　名	隊　名
	通信支援小隊	隊　名	隊　名
	後方支援小隊	隊　名	隊　名
合　計		隊　名	隊　名

別記様式５－２（指揮支援部隊）

2. 活動の状況

活動概要	
隊員の負傷の有無	
車両・資機材の損傷	

別記様式5－2（指揮支援部隊）

緊急消防援助隊活動に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動に関し、有効であった資機材等	
緊急消防援助隊活動に関する課題等	
上記課題に対する改善策等	

別記様式5－2（都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊）

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成　　年　　月　　日
災害名	
都道府県	
消防本部	
部隊・大隊名	
出動次隊	次隊

1. 出動の状況

出動先	都道府県			
	市区町村			
時系列	求め又は指示日時	平成　年　月　日　時　分		
	出動日時	平成　年　月　日　時　分		
	集結完了日時	平成　年　月　日　時　分		
	進出拠点到着日時	平成　年　月　日　時　分		
	活動開始日時	平成　年　月　日　時　分		
	活動終了日時	平成　年　月　日　時　分		
	被災地引揚日時	平成　年　月　日　時　分		
	帰署（所）日時	平成　年　月　日　時　分		
	出動期間	出動日　～　帰署（所）日　日間		
	活動期間	活動開始日　～　活動終了日　日間		

隊種別	実数	延べ数（実数×出動期間）
指揮隊	隊　名	隊　名
消火小隊	隊　名	隊　名
救助小隊	隊　名	隊　名
救急小隊	隊　名	隊　名
後方支援小隊	隊　名	隊　名
通信支援小隊	隊　名	隊　名
特殊災害小隊	隊　名	隊　名
特殊装備小隊	隊　名	隊　名
水上小隊	隊　名	隊　名
合計	隊　名	隊　名

別記様式5－2（都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊）

2. 活動の状況

救出人員	生存	名	救急搬送人員	出動件数	件
	死亡	名		軽症	名
				中等症	名
				重症	名
				その他	名
	合計	名		合計	名

活動概要	
隊員の負傷の有無	
車両・資機材の損傷	

別記様式５－２（都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊）

緊急消防援助隊活動に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動に関し、有効であった資機材等	
緊急消防援助隊活動に関する課題等	
上記課題に対する改善策等	

別記様式5－2（航空小隊）

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	平成　年　月　日
災害名	
都道府県	
航空隊名	
機体名	

1. 出動の状況

出動先	都道府県	1	2	3
	市区町村	1	2	3
活動人員	延べ　隊　名		出動日数	延べ　日間

時系列	1	求め又は指示日時	平成　年　月　日　時　分
		出動日時	平成　年　月　日　時　分
		帰投日時	平成　年　月　日　時　分
		出動期間	出動日　～　帰投日　日間
	2	求め又は指示日時	平成　年　月　日　時　分
		出動日時	平成　年　月　日　時　分
		帰投日時	平成　年　月　日　時　分
		出動期間	出動日　～　帰投日　日間
	3	求め又は指示日時	平成　年　月　日　時　分
		出動日時	平成　年　月　日　時　分
		帰投日時	平成　年　月　日　時　分
		出動期間	出動日　～　帰投日　日間

		火災	救助	救急	輸送	情報収集	計
活動実績	件数	件	件	件	件	件	件
	救助・搬送人員	名	名	名	名		名
	詳細事項	消火　回 ℓ	ホイスト　名 着陸　名	軽症　名 中等症　名 重傷　名 その他　名	隊員　名 隊員以外　名 資機材等　kg 緊急物資　kg		
備考							

別記様式5－2(航空小隊)

2. 活動の状況

活動概要	
隊員の負傷の有無	
航空機・資機材の損傷	
緊急消防援助隊活動に関する奏功事例等	
緊急消防援助隊活動に関する困難事例等	
緊急消防援助隊活動に関し、有効であった資機材等	
緊急消防援助隊活動に関する課題等	
上記課題に対する改善策等	

消防様式第○号（出動状況）

緊急消防援助隊出動状況表

○○都道府県　　平成　年　月　日現在

| 都道府県 | 消防本部 | 次隊 | 出動日時 | | 集結日時 | | 進出拠点到着日時 | | 活動開始日時 | | 活動終了日時 | | 引揚げ日時 | | 帰署（所）日時 | | 庁舎失都道府県等 | | | | 大区分 | | | | 小区分 | | | |

別記様式6－1

部隊移動に関する意見（照会）

平成	年	月	日	時	分

都道府県知事
市町村長 } 殿

消防庁長官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

現在の出動先	都道府県　　市区町村
部隊移動先	都道府県　　市区町村

求め又は指示する隊					
求め又は指示する隊の規模	全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他（　　）	
連絡事項					

問い合わせ先	消防庁災害対策本部　広域応援班		
NTT回線電話	03－5253－7527	NTT回線FAX	03－5253－7552
地域衛星電話	048－500－90－49013	地域衛星FAX	048－500－90－49036

別記様式6－2

部隊移動に関する意見（回答）

平成	年	月	日	時	分

消防庁長官　殿

（都道府県知事 又は 市町村長）

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

□　了承します。

□　その他

部隊移動に関する意見

＜連絡責任者＞

担当課室		氏　名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式6－3

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

平成　年　月　日　時　分

都道府県知事
市町村長　殿

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	求め・指示（消防組織法第44条第___項）
求め又は指示日時	平成　年　月　日　時　分
現在の出動先	都道府県　市区町村
部隊移動先	都道府県　市区町村

求め又は指示する隊					
求め又は指示する隊の規模	全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他（　　）	
連絡事項					

問い合わせ先	消防庁災害対策本部　広域応援班		
NTT回線電話	03－5253－7527	NTT回線FAX	03－5253－7552
地域衛星電話	048－500－90－49013	地域衛星FAX	048－500－90－49036

別記様式6－4

緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成　年　月　日　時　分

緊急消防援助隊行動市町村長　　殿
（緊急消防援助隊行動都道府県知事　経由）

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部隊移動区分	求め・指示（消防組織法第44条第＿＿項）
求め又は指示日時	平成　年　月　日　時　分
求め又は指示した隊	別添（別記様式6－3）のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部　広域応援班		
NTT回線電話	03－5253－7527	NTT回線FAX	03－5253－7552
地域衛星電話	048－500－90－49013	地域衛星FAX	048－500－90－49036

別記様式6－5

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

平成　　年　　月　　日　　時　　分

都道府県大隊長　殿
（指揮支援本部長　経由）

（都道府県知事）

貴指揮下の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示します。

部隊移動区分	指示（消防組織法第44条の3第1項）
指示日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分
現在の出動先	都道府県　　市区町村
部隊移動先	都道府県　　市区町村

指示する隊					
指示する隊の規模	全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
				その他（　　）	
連絡事項					

＜連絡責任者＞

担当課室		氏　名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式6－6

緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成　年　月　日　時　分

消防庁長官　殿

（都道府県知事）

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部隊移動区分	指示（消防組織法第44条の3第1項）
指示日時	平成　年　月　日　時　分
指示した隊	別添（別記様式6－5）のとおり
連絡事項	

＜連絡責任者＞

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式6－7

緊急消防援助隊の部隊移動通知

平成　年　月　日　時　分

都道府県知事
市町村長　殿

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	指示（消防組織法第44条の3第1項）
指示日時	平成　年　月　日　時　分
指示した隊	別添（別記様式6－5）のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部　広域応援班		
NTT回線電話	03－5253－7527	NTT回線FAX	03－5253－7552
地域衛星電話	048－500－90－49013	地域衛星FAX	048－500－90－49036

○○都道府県　○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

平成　年　月　日　時　分 現在

消防庁

災害対策本部（広域応援班　陸上・航空）

NTT回線	TEL	03−5253−7527	FAX	03−5253−7552
消防防災無線	TEL	90−49013	FAX	90−49036
地域衛星回線	TEL	048−500−90−49013	FAX	048−500−90−49036
メールアドレス	kinentai@soumu.go.jp			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

○○都道府県

災害対策本部　設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

調整本部　設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	
指揮支援部隊長	所属		氏名	
	TEL			

政府現地対策本部　設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

○○市町村

災害対策本部　設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

指揮本部　設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

指揮支援本部　設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	所属		氏名	
（指揮支援隊長）	TEL			

緊急消防援助隊

陸上

○○都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

○○都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

○○都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

○○都道府県大隊

大隊長	所属		氏名	
	TEL			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

航空

ヘリベース（HB）　設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			

フォワードベース（FB）　設置場所：

FB指揮者	所属		職・氏名	
	TEL			
地上支援隊	所属		職・氏名	
	TEL			

北海道広域消防相互応援協定

全国消防長会北海道支部

北海道広域消防相互応援協定

（平成29年４月27日）

北海道広域消防相互応援協定（平成３年４月１日）の全部改正（平成29年４月27日）
改正　令和２年３月23日

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、法第１条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地区区分）

第３条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地区に区分する。

２　道央地区に札幌地区を置くものとする。

（代表消防機関の設置及び任務）

第４条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地区ごとに地区代表消防機関を置き、地区代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

２　地区代表消防機関及び総括代表消防機関（以下「代表消防機関」という。）の選定は、別に定める。

３　地区代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）総括代表消防機関及び当該地区内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

（２）当該地区内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。

（３）応援する指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）の円滑な活動及び管理に関すること。

４　総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）北海道及び総務省消防庁との連絡調整及び情報交換に関すること。
（２）地区代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
（３）北海道内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
（４）応援隊の円滑な活動及び管理に関すること。
（５）その他必要な事項に関すること。

（代表消防機関の任務の代行）
第４条の２　代表消防機関を置く市町等が被災し、被害の状況により代表消防機関が任務を遂行できない場合は、当該代表消防機関を置く市町等の長は、代表消防機関の代行を置くことができるものとする。
２　代表消防機関の代行の選定は、別に定める。

（応援の種別）
第５条　この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）陸上応援　指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊による活動
（２）航空応援　回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による活動

（応援隊及び資機材の登録）
第６条　市町等は、応援隊及び資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）
第７条　応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。
（１）陸上応援要請
ア　第１要請
当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請
イ　第２要請
当該市町等が構成する別表の地区内の他の市町等に対して行う応援要請（第１要請を除く。）
ウ　第３要請
当該市町等が構成する別表の地区外の市町等に対して行う応援要請（第１要請を除く。）
（２）航空応援要請
航空隊の応援を必要とする応援要請
２　陸上応援要請は、第１要請、第２要請、第３要請の順に行うものとす

る。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
３　前項の陸上応援要請のうち、第２要請にあっては要請側の地区代表消防機関を、第３要請にあっては要請側の地区代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地区代表消防機関を経由して行うものとする。

（応援要請の代行）
第７条の２　地区代表消防機関（札幌地区代表消防機関を除く。）を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認める場合は、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。
２　前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

（迅速な出動体制の構築）
第８条　代表消防機関を置く市町等の長は、別に定める災害が北海道内で発生した場合は、速やかに当該地区内の応援可能な消防隊等を把握し迅速な出動体制を構築するものとする。

（応援隊の派遣）
第９条　第７条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。
２　応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第７条第３項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。
３　札幌地区代表消防機関は、道央地区内の第２要請または第３要請において、要請側の長が特に必要と認める場合に道央地区代表消防機関と調整し、札幌地区応援部隊を速やかに編成し派遣できるものとする。

（応援隊の指揮）
第10条　応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

（応援経費の負担）
第11条　陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。
（１）応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当

（２）車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
（３）車両及び機械器具の修理費
（４）消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）
２　航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
３　応援側の長は、前２項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

（損害賠償）
第12条　応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。
（１）土地、建物、工作物等に対する損害賠償
（２）一般人の死傷に伴う損害賠償
２　前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

（協議）
第13条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

（委任）
第14条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附　則（平成29年４月27日締結）
この協定は、平成29年４月27日から施行する。

附　則（令和２年３月23日締結）
この協定は、令和２年７月１日から施行する。
本協定の成立を証するため協定書58通を作成し、記名押印のうえ市町等において各１通を保有する。

別　表

地　区	構　成　市　町　等
道西地区	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道南地区	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振行政事務組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地区	小樽市、夕張市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
札幌地区	札幌市
道北地区	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地区	釧路市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌･津別広域事務組合、斜里地区消防組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合、とかち広域消防事務組合

北海道消防防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第１条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第２条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

（応援要請等）

第３条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

⑴ 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合。

⑵ 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

⑶ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

２ 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

⑴ 災害の種類

⑵ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

⑶ 災害現場の気象状況

⑷ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法

⑸ 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制

⑹ 応援に要する資機材の品目及び数量

⑺ その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第４条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

２ 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第５条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第６条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等

の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援があったものとみなす。

（経費負担）

第７条 この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（協議）

第８条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事　堀　　達 也

以下道内 72 市町等の長

北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

第１章　総　則

（趣旨）

第１条　この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

（他の法令との関係）

第２条　航空機の運航管理については、航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等
航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

(2) 消防防災業務
航空機を使用して行う災害応急対策活動、救急活動、火災防御活動その他の防災活動に関する業務をいう。

(3) 航空隊員
航空機に搭乗して消防防災業務に従事する総務部危機対策局危機対策課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の職員をいう。

(4) 自隊訓練
総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）が隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

(5) 運航計画
航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

(6) 委託会社
道が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

(7) 共同運航機関
道が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を共同で運航する機関をいう。

第２章　防災航空隊

（防災航空隊の設置）

第４条　航空室に、防災航空隊を置く。

２　防災航空隊は、航空機に搭乗し、直接、消防防災業務に従事する。

３　防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

４　隊長及び副隊長は、航空隊員の中から危機対策課防災航空室長(以下「防災航空室長」という。）が指名する。

（隊長の任務）

第５条　隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

（副隊長の任務）

第６条　副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

２　隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代行する。

（隊員の任務）

第７条　隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認してその職務に従事しなければならない。

（搭乗者の指定）

第８条　防災航空室長は、航空機を運航する場合には、運航目的、任務等を明示して搭乗する者を指定するものとする。

第３章　運航管理

（総括管理者）

第９条　航空機の運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

（運航責任者）

第10条　航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、防災航空室長（以下「運航責任者」という。）が行う。

（航空消防活動指揮者）

第11条　航空機に搭乗中の隊員の指揮監督をする者を「航空消防活動指揮者」という。

２　航空消防活動指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときは、運航責任者が航空機に搭乗する副隊長又は隊員の中から指定するものとする。

（運航計画）

第12条　運航責任者は、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

２　運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第１号）及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第２号）とする。

（運航する航空機等）

第13条　総括管理者は、法第２３条及び第２５条に定める技能証明を有する委託会社または共同運航機関の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

２　運航責任者は、航空機等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

（運航範囲）

第14条　航空機は、次に揚げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

(1) 災害応急対策活動
(2) 救急活動
(3) 救助活動
(4) 火災防御活動
(5) 広域航空消防防災応援活動
(6) 災害予防活動
(7) 自隊訓練
(8) その他総括管理者が必要と認める活動

２　航空機の運航は、原則として午前８時４５分から午後５時３０分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

（緊急運航）
第15条　前条第１項第１号から第５号までに規定する運航(以下「緊急運航」と総称する。）は、第１２条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。
２　航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航責任者は、直ちに緊急運航に移行することとし、その内容を総括管理者に報告しなければならない。
３　緊急運航に関し必要な事項は、別に定める「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」によるものとする。
（運航に伴う報告）
第16条　航空消防活動指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書（様式第３号）を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書（様式第４号）を作成し、速やかに運航責任者に報告しなければならない。
（飛行場外離着陸場）
第17条　運航責任者は、市町村等と協議して、法第７９条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第８１条の２の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握につとめるものとする。

第４章　使用手続

（使用予定表）
第18条　航空機の使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。）を予定する者は、毎年２月末までに翌年度の航空機の使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第５号）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表(様式第６号)を総括管理者に提出しなければならい。
（航空機の使用申請）
第19条　航空機を使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書(様式第７号)により、使用する日の１５日前までに総括管理者に申請しなければならない。
（航空機の使用承認）
第20条　総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。
２　総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第８号）を交付するものとする。

第５章　安全管理等

（安全管理）
第21条　総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。
２　運航責任者は、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。
（航空消防活動指揮者の責務）
第22条　航空消防活動指揮者は、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第６章　教育訓練

（隊員等の教育訓練）

第23条　総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

２　運航責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

（自隊訓練）

第24条　運航責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第７章　事故対策等

（捜索及び救難体制の確立）

第25条　総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

（航空事故発生時の措置）

第26条　航空消防活動指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を構じ、その状況を運航責任者に直ちに報告しなければならい。

２　運航責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する航空機の故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

（事故報告）

第27条　総括管理者は、法第７６条第１項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第８章　雑　則

（記録及び保存）

第28条　運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を整理、保存しておかなければならない。

（その他）

第29条　この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成 8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和 2年4月1日から施行する。

様式第１号（第１２条関係）

北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（　　年度）

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

月	消防防災業務及び訓練				その他（一般行政使用等）				整備計画	備考
	内容	予定時刻	予定日数	飛行予定時間	内容	予定時刻	予定日数	飛行予定時間		

様式第２号（第１２条関係）

北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（　　月）

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

日	曜	飛行時間	飛行区分	内　　容	使用着陸場	申請手続きの有無及び種別	整備計画	備　　考

様式第３号（第１６条関係）

年　　月　　日

運航責任者（防災航空室長）　様

報告者（航空消防活動指揮者）　　印

飛　行　報　告　書

飛行年月日	年　　月　　日（　曜日）　　天候				
業務内容					
飛行経路					
操縦士名					
整備士名					
搭乗隊員 （航空消防活動指揮者に〇印）					
飛行時間	出発時間	時　　分	実飛行時間	時間　　分	
	到着時間	時　　分	使用燃料	リットル	
搭乗者及び搭載物資	搭　乗　者		搭　乗　者		
	氏　　名	飛行時間	品　　名	個数	重　　量
参考事項					

様式第4号(第16条関係)

令和　　年　　月　　日

運航責任者(航空室長)　様

航空消防活動指揮者　　㊞

緊 急 運 航 報 告

災害種別		要請機関名及び連絡先職氏名	
発生日時	令和　　年　　月　　日(　)　　時　　分		
発生場所及び目標			
要請方法	電話・FAX	要請日時	月　　日　　時　　分
要請者		受信者	
現地の気象	天候　　風向　－　　風速　－　m　　気温　　℃ 視程　　Km以上　　雲高　　m　　注意報・警報		
着陸場所			
着陸場所への到着時間		燃料補給量	リットル
航空消防活動指揮者及び出動隊員	○ R1 R2 H	操縦士及び整備士	P C M

活動時間			
		出動 ～ 帰隊	0 時 間 00 分
		T ～ T	

消　　火	回　　リットル	資機材搬送	回　　Kg
救　　助	回　　人	情報収集	回
救　　急	回　　人	調　　査	回
人員輸送	回　　人	そ　の　他	回

災害概況 傷病者状況	【要救助者情報】 氏名等　：　　歳　生年月日　　性 住　所　：
活動内容	時　　分　　飛行決心 搭乗救急救命士: 【救急救命士特定行為関係】

【血糖測定】　処置実施者:

1回目	:	mg/dl	2回目	:	mg/dl	

【特定行為総括】

除細動回数	気道確保器具	適応番号	静脈路確保位置・確保針		
				G	
薬剤名	アドレナリン(mg)	エピペン(mg)	ブドウ糖(ml)	輸液量(ml)	輸液速度
投与量					
指示関係					
指示医師名		所属病院		その他	
指示内容					

特記事項	

様式第５号（第１８条関係）

消防防災ヘリコプター使用年間予定表（　　年度）

第　　号

年　　月　　日

総括管理者

北海道総務部危機管理監　様

申請者

機関の長

連 絡 先

電　　話

担 当 者

年　　月の消防防災ヘリコプターの使用計画は、次のとおりです。

使　用　日	使　用　目　的	飛　　行　　区　　域	摘　　要

様式第６号（第１８条関係）

消防防災ヘリコプター使用月間予定表（　　月）

第　　号

年　　月　　日

総括管理者

北海道総務部危機管理監　様

申請者

機関の長

連 絡 先

電　　話

担 当 者

年　　月の消防防災ヘリコプターの使用計画は、次のとおりです。

使　用　日	使　用　目　的	飛　　行　　区　　域	摘　　要

様式第７号（第１９条関係）

消防防災ヘリコプター使用申請書

第　　号

年　　月　　日

総　括　管　理　者

北海道総務部危機管理監　様

申請者　　印

（担当者　　℡　　）

北海道消防防災ヘリコプターを次により使用したいので申請します。

1　使用日時	年　　月　　日（　）　　時　　分　～　　時　　分				
2　使用目的					
3　飛行経路					
4　使用内容					
5　搭乗者所属	職	氏　　名	男・女	年　齢	備　　考

（注）使用に係る事業計画等を添付すること。

様式第８号（第２０条関係）

消防防災ヘリコプター使用承認書

第　　号

年　　月　　日

（申請者）　　様

北海道総務部危機管理監

　　年　　月　　日付け　　第　　号で申請のありました消防防災ヘリコプターの使用については、次のとおり承認します。

１　使用条件

（１）目的

（２）飛行経路

（３）搭乗者

２　出発日時

３　出発場所

４　飛行可否の連絡

（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）

4-4-2　町有備蓄倉庫一覧

名　　称	所　在　地
上ノ国町資材置場	上ノ国町字大留100番地
上ノ国町防災センター	上ノ国町字大留102番地3

4-5-1　上ノ国町応急危険度判定応援業務マニュアル

第１　目的

このマニュアルは、上ノ国町が、北海道震災建築物応急危険度判定要綱に基づき、応急危険度判定を実施する道内又は道外の市町村に対する応急危険度判定の応援に際し必要な事項を定める。

なお、想定される支援項目は次のとおり。

（１）応援判定士等の派遣

（２）判定資機材の提供

（３）実施本部の業務にあたる行政職員の派遣

（４）その他

第２　支援要請に備えた準備態勢

道内で震度５弱以上又は道外で震度６弱以上の地震が発生したときは、渡島総合振興局と連絡を取るなどにより状況を把握し、応急危険度判定の支援要請があった場合でも対応できる態勢をとることとする。

第３　応援判定士等の派遣

１　渡島総合振興局管内の市町村で応急危険度判定が実施され、支援地方本部長から所属判定士の派遣等について要請を受けた場合は、次により名簿等を作成し、応援判定士等を派遣する。

なお、支援地方本部長への回答は、応援判定士等の派遣可能人数等をあらかじめ回答する「仮要請回答」、応援判定士等を確定し派遣等の決定を正式に回答する「本要請回答」の2段階に分けて行う。

（１）派遣する応援判定士等の名簿（公務員判定士・民間判定士別）、提供する判定資機材のリストを作成し、支援地方本部長に報告する。

（２）必要に応じて、応援判定士等に判定資機材等を配布・貸与する。

（３）必要に応じて、宿泊場所の手配、昼食の調達等を行う。

（４）現場までの交通事情について確認し、必要に応じて移送及び輸送手段の確保を行う。

（５）応援判定士等を一次参集場所等あらかじめ決められた場所へ派遣する。

２　渡島総合振興局管外の市町村で応急危険度判定が実施され、渡島総合振興局建設指導課を通して支援本部長（以下「支援要請者」という。）から所属判定士の派遣等について要請を受けた場合は、次により名簿等を作成し、応援判定士等を派遣する。

なお、支援本部長への回答は、渡島総合振興局建設指導課を通じ、応援判定士等の派遣可能人数等をあらかじめ回答する「仮要請回答」、応援判定士等を確定し派遣等の決定を正式に回答する「本要請回答」の2段階に分けて行う。

（１）派遣する応援判定士等の名簿、提供する判定資機材のリストを作成し、渡島総合振興局建設指導課を通じ支援本部長に報告する。

（２）必要に応じて、応援判定士等に判定資機材等を配布・貸与する。

（３）必要に応じて、宿泊場所の手配、昼食の調達等を行う。

（４）現場までの交通事情について確認し、必要に応じて移送及び輸送手段の確保を行う。

（５）応援判定士等を一次参集場所等あらかじめ決められた場所へ派遣する。

第４　民間判定士の自主的参集に係る協力

支援地方本部長又は渡島総合振興局建設指導課長から建築関係団体に所属しない管内の民間判定士の自主的な参集について協力要請があった場合は、参集要請、応諾判定士名簿の作成、支援地方本部長又は渡島総合振興局建設指導課長への名簿の報告等の協力を行う。

第５　応援判定士等の帰還

必要に応じて次により応援判定士等を帰還させる。

（１）応援判定士等及び資機材の移送又は輸送手段の確保を行う。

（２）帰還した応援判定士等の受付・確認を行う。

（３）貸与した判定資機材を確認し受領する。

4-7-1　指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所・要配慮者利用施設一覧

令和3年3月

(1)指定緊急避難場所・指定避難所

●:指定緊急避難場所又は指定避難所である施設又は場所
×:指定緊急避難場所の基準を満たさない施設又は場所
－:指定対象外の施設又は場所(対象となる災害が想定されない施設)

No	地区	施設名	住所	構造	収容可能人員	電話	標高(m)	指定緊急避難場所(×印の災害時は使用不可)				指定避難所
								洪水	土砂	地震	津波	
1	神明	神明地区集会施設	北海道檜山郡上ノ国町字湯ノ岱355-2	木造	91	56-3233	76	●	●	●	●	●
2	湯ノ岱	湯ノ岱地区複合施設	北海道檜山郡上ノ国町字湯ノ岱109番地4	木造	220	56-3034	50	●	●	●	●	●
3	湯ノ岱	旧湯ノ岱青少年広場	北海道檜山郡上ノ国町字湯ノ岱1041-1外	－	－	－	51	●	●	●	●	－
4	宮越	宮越地区農業担い手センター	北海道檜山郡上ノ国町字宮越155-4	木造	86	－	25	●	×	×	●	●
5	宮越	旧宮越小学校グラウンド	北海道檜山郡上ノ国町字宮越158-2外	－	－	－	26	●	×	●	●	－
6	早瀬	早瀬生活改善センター	北海道檜山郡上ノ国町字早瀬71-1	木造	67	－	20	×	×	×	●	●
7	桂岡	桂岡生活改善センター	北海道檜山郡上ノ国町字桂岡149-4	木造	97	－	17	●	●	×	●	●
8	中須田	河北小学校	北海道檜山郡上ノ国町字中須田920-4	RC造	1,262	55-2151	11	●	●	●	●	●
9	中須田	女性活動支援センター	北海道檜山郡上ノ国町字中須田375-2外	木造	215	55-2824	10	●	●	●	●	●
10	小森	小森生活改善センター	北海道檜山郡上ノ国町字小森246-4	木造	77	－	12	●	●	×	●	●
11	豊田	豊田生活改善センター	北海道檜山郡上ノ国町字豊田126-4	木造	59	－	12	●	●	×	●	●
12	新村	ハンノキ地区コミュニティ施設	北海道檜山郡上ノ国町字新村375	S造	200	－	6	●	●	●	●	●
13	大留	大留生活改善センター	北海道檜山郡上ノ国町字大留228-7	木造	102	－	3	×	●	×	●	●
※	大留	大留地区複合施設	R4年度以降「13」と入替予定					×	●	●	●	●
14	大留	上ノ国高等学校	北海道檜山郡上ノ国町字大留351	RC造	1,954	55-3766	4	●	●	●	●	●
15	大留	上ノ国町総合福祉センター	北海道檜山郡上ノ国町字大留90外	RC造	1,032	55-2230	3	×	●	●	●	●
16	大留	上ノ国町スポーツセンター	北海道檜山郡上ノ国町字大留109-2	1階RC造 2階S造	1,529	55-4002	7	●	●	●	●	●
17	大留	上ノ国小学校	北海道檜山郡上ノ国町字大留70-1外	RC造	2,298	55-2009	2	×	●	●	×	●
18	大留	上ノ国町民球技場	北海道檜山郡上ノ国町字大留44-3外	－	－	－	2	×	●	●	×	－
19	北村	北村コミュニティセンター	北海道檜山郡上ノ国町字北村134-1	木造	127	－	5	●	●	●	●	●
20	北村	オコセ地区	北海道檜山郡上ノ国町字内郷	－	－	－	27	●	●	●	●	－
21	向浜	向浜生活改善センター	北海道檜山郡上ノ国町字向浜208	木造	76	－	1	×	●	×	×	●
22	勝山	上ノ国中学校	北海道檜山郡上ノ国町字勝山39	RC造	2,304	55-2028	3	×	●	●	●	●
23	勝山	花沢公園	北海道檜山郡上ノ国町字勝山150外	－	－	－	7	●	●	●	●	－
24	勝山	大澗駐車帯（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字勝山469-1	－	－	－	26	●	●	●	●	－
25	勝山	夷王山駐車場	北海道檜山郡上ノ国町字勝山520	－	－	－	175	●	●	●	●	－
26	上ノ国	上ノ国町高齢者能力活用センター	北海道檜山郡上ノ国町字上ノ国274-7	木造	179	55-3527	4	●	●	●	●	●
27	原歌	日本海情報交流館「文珠」	北海道檜山郡上ノ国町字原歌3	RC造	469	55-3955	40	●	●	●	●	●
28	原歌	原歌生活改善センター	北海道檜山郡上ノ国町字原歌72	木造	53	－	9	●	×	×	●	●
29	原歌	原歌取付道路（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字原歌32-7	－	－	－	7	●	●	●	●	－
30	原歌	宮寿司付近（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字原歌134-3外	－	－	－	34	●	●	●	●	－
31	大崎	大崎生活改善センター	北海道檜山郡上ノ国町字大崎186-1	木造	73	－	34	●	●	×	●	●
32	木ノ子	木ノ子児童館	北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子14-2	木造	109	－	4	●	×	●	×	●
33	木ノ子	滝沢小学校	北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子192	RC造	1,337	58-5036	7	●	×	●	×	●
34	木ノ子	裏山の高台（大安在地区）	北海道檜山郡上ノ国町字大安在	－	－	－	－	●	●	●	●	－
35	木ノ子	木ノ子浄水場	北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子615-2外	－	－	－	82	●	●	●	●	－
36	木ノ子	町道木ノ子浄水場線	北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子76外	－	－	－	－	●	×	●	●	－
37	木ノ子	木ノ子郵便局裏山（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子377-5外	－	－	－	38	●	×	●	●	－
38	木ノ子	光明寺裏山（墓地）	北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子391-1外	－	－	－	32	●	●	●	●	－

No	地区	施設名	住所	構造	収容可能人員	電話	標高（m）	指定緊急避難場所（×印の災害時は使用不可）				指定避難所
								洪水	土砂	地震	津波	
39	木ノ子	稲荷神社裏山（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子475-1外	－	－	－	42	●	×	●	●	－
40	木ノ子	タンコウノ沢線（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子539-3外	－	－	－	46	●	×	●	●	－
41	木ノ子	滝沢小学校裏山（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子573-2外	－	－	－	46	●	×	●	●	－
42	扇石	扇石地区多目的集会施設	北海道檜山郡上ノ国町字扇石84	木造	101	－	14	●	×	●	●	●
43	扇石	扇石地区第１避難階段（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字扇石656-1外	－	－	－	64	●	×	●	●	－
44	扇石	扇石地区第２避難階段（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字扇石671-2外	－	－	－	60	●	×	●	●	－
45	扇石	扇石地区第３避難階段（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字扇石257-3外	－	－	－	51	●	×	●	●	－
46	扇石	扇石地区第４避難階段（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字扇石278外	－	－	－	46	●	×	●	●	－
47	汐吹	汐吹生活館	北海道檜山郡上ノ国町字汐吹184-1	ブロック	123	－	30	●	●	×	●	●
48	汐吹	愛宕神社裏（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字汐吹637	－	－	－	33	●	×	●	●	－
49	汐吹	照光寺裏（墓地）	北海道檜山郡上ノ国町字汐吹591-2	－	－	－	27	●	×	●	●	－
50	汐吹	汐吹地区第１避難階段（汐吹地区緑地公園）	北海道檜山郡上ノ国町字汐吹547-1	－	－	－	30	●	×	●	●	－
51	汐吹	汐吹地区緑地公園	北海道檜山郡上ノ国町字汐吹566-1外	－	－	－	46	●	●	●	●	－
52	汐吹	汐吹地区第２避難階段（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字汐吹88外	－	－	－	39	●	×	●	●	－
53	汐吹	汐吹地区第３避難階段（国道228号）	北海道檜山郡上ノ国町字汐吹111-8	－	－	－	30	●	×	●	●	－
54	石崎	石崎地区集会施設	北海道檜山郡上ノ国町字石崎334-2	木造	404		27	●	×	●	●	●
55	石崎	町道石崎長内線	北海道檜山郡上ノ国町字石崎	－	－	－	－	●	×	●	●	－
56	石崎	法香寺（墓地）	北海道檜山郡上ノ国町字石崎454-2	－	－	－	12	●	×	●	●	－
57	石崎	石崎住宅児童公園	北海道檜山郡上ノ国町字石崎216-3外	－	－	－	19	●	×	●	●	－
58	石崎	旧早川小学校	北海道檜山郡上ノ国町字石崎331-1	RC造	625	－	4	●	×	●	×	●
59	石崎	比石の館跡	北海道檜山郡上ノ国町字館野28-1	－	－	－	15	●	●	●	●	－
60	小砂子	旧小砂子小学校	北海道檜山郡上ノ国町字小砂子163の2	RC造	603	－	45	●	●	●	●	●

(2)福祉避難所

No	施設名	住所	構造	収容可能人員	電話	標高（m）
1	特別養護老人ホーム　かみのくに荘	北海道檜山郡上ノ国町字勝山24	RC造	30	55-3601	20

(3)要配慮者利用施設

①社会福祉施設

No	分類	施設名	住所
1	高齢者施設	グループホームおだやか	上ノ国町字上ノ国274-1
2	高齢者施設	認知症高齢者グループホーム　勝山	上ノ国町字勝山136-3
3	高齢者施設	特別養護老人ホーム　かみのくに荘	上ノ国町字勝山24
4	高齢者施設	特別養護老人ホーム　かみのくに荘 短期入所生活介護事業所	上ノ国町字勝山24
5	保育所	上ノ国町子ども支援センター	上ノ国町字大留103-1
	放課後児童クラブ		
	障害児通所支援施設		

②医療施設

No	分類	施設名	住所
1	有床診療所	上ノ国診療所	上ノ国町字上ノ国274-2
2	有床診療所	石崎診療所	上ノ国町字石崎243-1
3	無床診療所	上ノ国歯科診療所	上ノ国町字大留152-1
4	無床診療所	石崎歯科診療所	上ノ国町字石崎216-1

③学校

No	分類	施設名	住所
1	学校	上ノ国小学校	上ノ国町字大留70
2	学校	河北小学校	上ノ国町字中須田920-6
3	学校	滝沢小学校	上ノ国町字木ノ子192
4	学校	上ノ国中学校	上ノ国町字勝山39